岡山県地域防災計画

（地震・津波災害対策編）

令 和 8 年　　月

岡山県防災会議

岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）　目次

第１章　総　則
第１節　総　則 …… 1
第２節　防災会議 …… 3
第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 …… 4
第４節　岡山県の防災環境 …… 18
第５節　断層型地震の被害想定
第１項　断層を震源とする地震 …… 25
第２項　被害想定 …… 29
第６節　南海トラフ巨大地震の被害想定
第１項　南海トラフを震源とする地震 …… 35
第２項　南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況 …… 38
第３項　岡山県の震度分布図 …… 39
第４項　岡山県の液状化危険度分布図 …… 42
第５項　岡山県の津波浸水想定図 …… 45
第６項　岡山県の人的・物的被害想定結果 …… 52
第７項　減災効果 …… 58
第８項　被害想定を生かす …… 61
第７節　地震・津波災害対策の基本的方向 …… 62
第８節　津波災害対策の基本的な考え方 …… 64
第９節　地震・津波災害に関する調査研究 …… 65

第２章　地震・津波災害予防計画
第１節　自立型の防災活動の促進
第１項　防災知識の普及啓発計画 …… 66
第２項　防災教育の推進計画 …… 71
第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画 …… 73
第４項　防災ボランティア養成等計画 …… 75
第５項　住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加 …… 78
第６項　地域防災活動施設整備計画及び推進 …… 80
第７項　要配慮者等の安全確保計画 …… 81
第８項　物資等の確保計画 …… 87
第９項　津波災害予防計画 …… 94
第２節　迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）
第１項　災害応急体制整備計画 …… 97
第２項　情報の収集連絡体制整備計画 …… 106
第３項　保健医療福祉活動に係る体制整備 …… 111

第４項　救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画 …… 112
第５項　指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 …… 125
第６項　避難及び避難所の設置・運営計画 …… 128
第７項　災害救助用資機材の確保計画 …… 136
第８項　建設用資機材の備蓄計画 …… 137
第９項　地域防災活動拠点整備計画 …… 138
第10項　緊急輸送活動計画 …… 139
第11項　消防等防災業務施設整備計画 …… 142
第12項　広域的応援体制整備計画 …… 143
第13項　外国からの支援受入体制整備計画 …… 147
第14項　行政機関防災訓練計画 …… 148
第15項　津波避難計画 …… 151
第16項　公的機関等の業務継続性の確保 …… 154
第３節　地震・津波に強いまちづくり
第１項　建物、まちの不燃化・耐震化計画 …… 155
第２項　公共施設等災害予防計画 …… 160
第３項　ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画 …… 170
第４項　廃棄物処理体制整備計画 …… 184
第５項　危険物施設等災害予防計画 …… 188
第６項　有害物質等災害予防計画 …… 191
第７項　流出油等災害予防計画 …… 192
第８項　地盤災害予防計画 …… 193
第９項　津波災害予防計画 …… 196

第３章　地震・津波災害応急対策計画
第１節　応急体制
第１項　応急活動体制 …… 199
第２項　地震・津波情報の種別と伝達計画 …… 203
第３項　被害情報の収集伝達計画 …… 207
第４項　災害救助法の適用・運用 …… 212
第５項　広域応援 …… 216
第６項　自衛隊災害派遣要請 …… 222
第７項　津波災害応急対策計画 …… 230
第２節　緊急活動
第１項　救助計画 …… 231
第２項　資機材調達計画 …… 234
第３項　救急・医療計画 …… 235
第４項　避難及び避難所の設置・運営計画 …… 245
第５項　道路啓開 …… 256
第６項　交通の確保計画 …… 259

第７項　消火活動に関する計画 …… 263
第８項　危険物施設等の応急対策計画 …… 266
第９項　災害警備活動に関する計画 …… 269
第10項　緊急輸送計画 …… 270
第11項　物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画 …… 273
第12項　ボランティアの受入れ、調整計画 …… 278
第３節　民生安定活動
第１項　要配慮者支援計画 …… 281
第２項　被災者に対する情報伝達広報計画 …… 285
第３項　風評・パニック防止対策計画 …… 289
第４項　食料供給、炊き出し計画 …… 290
第５項　飲料水の供給計画 …… 292
第６項　生活必需品等調達供給計画 …… 294
第７項　遺体の捜索・処理・埋火葬計画 …… 295
第８項　災害時廃棄物等応急処理計画 …… 298
第９項　防疫及び保健衛生計画 …… 302
第10項　文教対策計画 …… 307
第４節　機能確保活動
第１項　ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画 …… 311
第２項　住宅応急対策計画 …… 321
第３項　公共施設等応急対策計画 …… 326

第４章　南海トラフ地震防災対策推進計画
第１節　総　則
第１項　南海トラフ地震防災対策推進計画の目的 …… 333
第２項　南海トラフ地震防災対策推進地域 …… 333
第３項　南海トラフ地震の被害想定 …… 334
第４項　防災会議 …… 334
第５項　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 …… 334
第２節　災害対策本部等の設置等
第１項　災害対策本部等の設置 …… 335
第２項　災害対策本部等の組織及び運営 …… 335
第３項　災害応急対策要員の参集 …… 335
第３節　地震発生時の応急対策等
第１項　地震発生時の応急対策 …… 336
第２項　資機材、人員等の配備手配 …… 337
第３項　自衛隊の災害派遣 …… 338
第４項　物資の備蓄・調達 …… 338
第５項　帰宅困難者への対応 …… 339

第４節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
第１項　津波からの防護 …… 340
第２項　津波に関する情報の収集・伝達等 …… 341
第３項　地域住民等の避難行動等 …… 342
第４項　避難場所及び避難所の運営・安全確保 …… 344
第５項　消防機関等の活動 …… 346
第６項　上下水道、電気、ガス、通信、放送関係 …… 347
第７項　交通 …… 349
第８項　県が自ら管理又は運営する施設等に関する対策 …… 351
第９項　迅速な救助 …… 353
第５節　時間差発生等における円滑な避難の確保等 …… 354
第６節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 …… 361
第７節　防災訓練に関する事項 …… 363
第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 …… 364
第９節　南海トラフ地震に係る地震防災対策の施策目標等 …… 367

第５章　地震・津波災害復旧・復興計画
第１節　復旧・復興計画
第１項　地域の復旧・復興の基本方向の決定 …… 368
第２項　被災者等の生活再建等の支援 …… 369
第３項　被災中小企業の復興の支援 …… 373
第４項　公共施設等の復旧・復興計画 …… 374
第５項　激甚災害の指定に関する計画 …… 376
第６項　津波災害からの復興計画 …… 378
第２節　財政援助等
第１項　災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画 …… 379
第２項　災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画 …… 381
第３項　義援金の配分計画 …… 384
第３節　復旧・復興推進本部
第１項　復旧・復興推進本部の設置 …… 385
第２項　復旧・復興推進本部の役割及び災害対策本部との関係 …… 385
第３項　復旧・復興推進本部の組織 …… 385
第４節　復興方針等の策定
第１項　復興方針の策定 …… 386
第２項　復興計画の策定 …… 386
第３項　復興計画の内容 …… 386
第４項　復興財源の確保 …… 387
第５節　市町村復興本部の設置及び市町村復興計画
第１項　市町村復興本部の設置 …… 388
第２項　市町村復興計画 …… 388

第１章　総　則

第１節　総　則

１　計画の目的及び基本理念等

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、岡山県防災会議が岡山県の地域に係る国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、災害対策の実施に当たっては、国、県及び市町村並びに指定公共機関は、国土強靱化基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、地域防災計画において、それぞれの機関が災害時等に担うべき役割、連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係るそれぞれの機関との連携強化を図る。併せて、国、県、市町村を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、市町村、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。加えて、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をする。

２　計画の性格

地震・津波災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴がある。このため、本計画は、本県の地域における地震・津波災害対策を体系化したものであって、「岡山県地域防災計画」の中の「地震・津波災害対策編」とするものであり、災害対策基本法第２条第１項に定める災害のうち地震及び津波に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すものである。その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

なお、地震及び津波に伴う被害としては、それぞれ主に揺れによるものと津波によるものがあるが、両者は重なるところもあり、その対策は一体的に行う必要があるため、地震災害対策（揺れによるもの）と津波災害対策とを合わせて取りまとめたものである。

3　計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

(1) 県本部‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥岡山県災害対策本部
(2) 県地方本部‥‥‥‥‥‥‥‥岡山県地方災害対策本部
(3) 市町村本部‥‥‥‥‥‥‥‥市町村災害対策本部
(4) 県防災計画‥‥‥‥‥‥‥‥岡山県地域防災計画
(5) 市町村防災計画‥‥‥市町村地域防災計画
(6) 県本部長‥‥‥‥‥‥‥‥‥岡山県災害対策本部長
(7) 県地方本部長‥‥‥‥‥‥岡山県地方災害対策本部長
(8) 市町村本部長‥‥‥‥‥‥市町村災害対策本部長
(9) 防災関係機関‥‥‥‥‥‥県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関
(10) 県警察‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥岡山県警察
(11) 避難場所

災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所。

(12) 指定緊急避難場所

災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの。（津波避難ビル等を含む。）

(13) 避難所

公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。

(14) 指定避難所

災害対策基本法施行令で定める規模､構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市町村長が指定したもの。

(15) 要配慮者

高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

(16) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

第２節　防災会議

１　県防災会議

県の地域に係る防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づく県の附属機関として設置され、県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、知事の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する知事への意見の陳述、各機関の実施する災害復旧に関する連絡調整を行う。

２　市町村防災会議

市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村の業務を中心に、当該市町村区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市町村の附属機関として設置され、市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

３　市町村地域防災計画の作成又は修正

市町村防災会議は、災害対策基本法に基づき市町村地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

市町村地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、各市町村で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、市町村地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

１　実施責任

(1) 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

(2) 市町村

市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を講じる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

２　処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 県

① 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
② 災害に関する予報及び警報の発令、伝達を行う。
③ 災害情報の収集及び伝達を行う。
④ 災害広報を行う。
⑤ 市町村の実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
⑥ 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。

⑦　災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
⑧　水防法、地すべり等防止法に基づく立退きの指示を行う。
⑨　津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定、津波災害警戒区域等の設定等を行う。
⑩　災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
⑪　水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
⑫　被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
⑬　公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
⑭　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
⑮　緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
⑯　防災に関する施設、設備の整備を行う。
⑰　公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
⑱　救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくはあっせんを行う。
⑲　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
⑳　高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
㉑　自衛隊の災害派遣要請を行う。
㉒　指定行政機関に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
㉓　市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
㉔　内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
㉕　市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
㉖　指定行政機関又は指定地方行政機関に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
㉗　市町村が災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
㉘　運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資若しくは資材又は被災者の運送の要請、指示を行う。
㉙　県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
㉚　有害性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
㉛　災害廃棄物処理計画の実効性向上を目的とした広域的な技術的支援に関すること。特に、市町村域を越える広域調整の円滑な実施のため、関係部局間で連携し、避難所におけるし尿処理及び仮設トイレの衛生管理、並びに災害廃棄物処理に関する指導・助言（訓練機会の提供を含む）を行う。

（2）県警察

①　災害警備実施計画に関する業務を行う。
②　災害警備用装備資機材の整備を行う。
③　災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。

④　救出救助及び避難誘導を行う。
⑤　行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
⑥　交通規制、緊急通行車両の確認等の交通対策に関する業務を行う。
⑦　犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
⑧　関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

(3) 市町村

①　防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
②　自主防災組織の育成を行う。
③　災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
④　災害情報の収集及び伝達を行う。
⑤　災害広報を行う。
⑥　高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行う。
⑦　被災者の救助を行う。
⑧　被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
⑨　県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
⑩　災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
⑪　被害の調査及び報告を行う。
⑫　災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
⑬　水防活動及び消防活動を行う。
⑭　被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
⑮　被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
⑯　公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
⑰　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
⑱　水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
⑲　公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
⑳　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
㉑　高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
㉒　交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
㉓　被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。
㉔　救助実施市である岡山市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。

(4) 指定地方行政機関（注）（　）内は、県内に所在する主な下部機関。

［中国四国管区警察局］

①　管区内各警察の指導・調整及び応援派遣に関する業務を行う。
②　他管区警察局との連携に関する業務を行う。
③　関係機関との協力に関する業務を行う。

④　情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
⑤　警察通信の運用に関する業務を行う。
⑥　津波警報等の伝達に関する業務を行う。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

①　災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため､職員をその査定に立会わせる。
②　地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。
　また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
③　防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
④　災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）を行う。

[中国四国農政局]

①　農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
②　農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
③　被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
④　被災地における病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握を行う。
⑤　農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
⑥　直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
⑦　地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
⑧　被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
⑨　災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）]

①　国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び渓間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設につい

ては、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
② 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
③ 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
④ 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
⑤ 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]
① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
② 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
③ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等を行う。
④ 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]
① 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
② 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
③ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）]
① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な行政指導を行う。
④ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。
⑤ 海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識、能力の維持及び最新化を図る。
⑥ 船員労務官による監査及び指導を強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。
⑦ 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
⑧ 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
⑨ 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。

⑩　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪航空局（岡山空港出張所）]

①　航空機による輸送の確保に関し必要な措置を講じる。
②　関係機関へ必要な航空情報の提供を行う。
③　管理する航空保安施設等が被災した場合、直ちに応急復旧を実施する。
④　空港管理者の管理する施設の応急復旧体制について必要な助言を行う。
⑤　必要な情報を収集し、大阪航空局へ伝達する。

[第六管区海上保安本部（水島海上保安部、玉野海上保安部）]

①　警報等の伝達及び情報の収集を行う。
②　海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。
③　海難の発生その他事情により、必要に応じて船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止を行う。
④　航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備を行う。
⑤　緊急時の物資又は人員の海上輸送を行う。
⑥　災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。
⑦　大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置を行う。
⑧　危険物積載船に対し、必要に応じて移動又は航行の制限若しくは禁止を命ずる。

[大阪管区気象台（岡山地方気象台）]

①　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
②　気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
③　気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
④　気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）について、岡山地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
⑤　県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
⑥　市町村が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
⑦　知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説等を行う。

[中国総合通信局]

①　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

② 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
③ 災害時における非常通信の運用監督を行う。
④ 非常通信協議会の指導育成を行う。
⑤ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び発電機等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

［岡山労働局］

① 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
② 被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
③ 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
④ 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
⑤ 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
⑥ 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
⑦ 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
⑧ 災害原因調査を行う。

［中国地方整備局］

（岡山河川事務所、岡山国道事務所）

① 気象、水象について観測する。
② 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川等直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
③ 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報指定河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
④ 一般国道２号、30号、53号、180号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

（宇野港湾事務所）

① 港湾施設の災害に関する情報収集・伝達を行う。
② 港湾・海岸保全施設の災害応急対策及び災害復旧事業の指導及び実施を行う。

（共通）

① 緊急を要すると認められる場合は、申合せに基づく適切な応急措置を実施する。

［中国四国防衛局］

災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

［中国四国地方環境事務所］

① 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
② 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。
③ 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

［中国地方測量部］

① 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力を行う。
② 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力を行う。
③ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査を行う。

［中国四国管区行政評価局（岡山行政監視行政相談センター）］

① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
② 被災者へ生活支援情報の提供を行う。
③ 専用電話を備えた相談窓口を開設する。
④ 特別行政相談所を開設する。

(5) 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第３大隊等）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備品等によって異なるが、通常、次のとおりである。

① 被害状況の把握を行う。
② 避難の援助を行う。
③ 遭難者等の捜索救助を行う。
④ 水防活動を行う。
⑤ 消防活動を行う。
⑥ 道路又は水路の啓開を行う。
⑦ 応急医療・救護・防疫を行う。
⑧ 人員及び物資の緊急輸送を行う。
⑨ 給食及び給水を行う。
⑩ 入浴支援を行う。
⑪ 救援物資の無償貸与又は譲与を行う。
⑫ 危険物の保安及び除去を行う。

⑬　その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

（6）指定公共機関

［日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）］

①　被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
②　被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
③　被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
④　被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

［西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）］

①　線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
②　災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
③　死傷者の救護及び処置を行う。
④　対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

［ＮＴＴ西日本株式会社（岡山支店）］

①　災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
②　防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
③　防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
④　発災後に備えた災害応急対策資機材、人員の配備を行う。
⑤　災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
⑥　地震情報、津波警報等を市町村へ連絡する。

［株式会社ＮＴＴドコモ（岡山支店）、ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社］

①　災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
②　防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
③　防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
④　発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

［日本銀行（岡山支店）］

①　通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣

する等必要な措置を講ずる。

② 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

③ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

④ 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

⑤ 各種金融措置に関する広報

上記③及び④で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。

[日本赤十字社（岡山県支部）]

① 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救助を行う。

② 緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。

③ 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。

④ 輸血用血液製剤の確保・供給を行う。

⑤ 義援金の募集等を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]

① 気象等の予警報及び被害状況等の報道を行う。

② 防災知識の普及に関する報道を行う。

③ 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。

④ 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

［中国電力株式会社（岡山支社）、中国電力ネットワーク株式会社］

① 電力施設の防災対策及び防災管理に関することを行う。
② 災害時における電力の供給確保に関することを行う。
③ 被災施設の応急対策及び応急復旧に関することを行う。

［日本通運株式会社（岡山支店）］

① 災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
② 災害時における物資の緊急輸送を行う。

［西日本高速道路株式会社（中国支社）、本州四国連絡高速道路株式会社（坂出管理センター）］

① 災害防止に関することを行う。
② 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関することを行う。
③ 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関することを行う。
④ 災害復旧工事の施工に関することを行う。

［国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）］

原子力災害の防止及び応急対策を行う。

（7）指定地方公共機関

［各民間放送会社（ＲＳＫ山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）］

日本放送協会に準ずる。

［岡山ガス株式会社］

① ガス施設の災害予防措置を講じる。
② 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。
③ 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

［一般社団法人岡山県トラック協会］

① 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
② 災害応急活動のための各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
③ 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
④ 災害時の遺体の搬送に協力する。

［岡山県貨物運送株式会社］

日本通運株式会社に準ずる。

［公益社団法人岡山県医師会］

①　医療及び助産活動に協力する。
②　防疫その他保健衛生活動に協力する。
③　災害時における医療救護活動を実施する。
④　日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。
※　日本医師会の編成する災害医療チーム
　日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（ＪＭＡＴ（ジェイマット））。

［公益社団法人岡山県看護協会］

公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

［一般社団法人岡山県ＬＰガス協会］

①　ＬＰガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
②　災害時におけるＬＰガス供給の確保を図る。

［智頭急行株式会社］

①　旅客鉄道事業に係る車両・施設・設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を行う。
②　災害から人命及び施設等を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救助、救護等に必要な措置を講ずる。
③　災害時における鉄道輸送の確保を行うとともに、万一不通になった場合は、自動車等による代替輸送、振替輸送等を行う。
④　県、市町村の防災活動が円滑に行われるよう、災害時における緊急輸送のための交通の確保に協力する。

［一般社団法人岡山県建設業協会］

　災害時における被害情報の収集・伝達への協力及び公共施設からの障害物の撤去、応急復旧への協力に関することを行う。

［社会福祉法人岡山県社会福祉協議会］

①　被災地域において災害ボランティアセンターの支援を行う。
②　岡山県災害派遣福祉チーム（岡山ＤＷＡＴ）の派遣を行う。
③　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。

（8）公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

［災害拠点病院］

①　災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
②　患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。

③　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
④　地域の医療機関への応急用資器材の貸出しを行う。
※　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ（ディーマット））
　災害の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

［災害時精神科医療中核病院］
①　災害時にひっ迫する精神科医療について、診療機能を提供する。
②　医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。
③　被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを行う。
④　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の受入れ・派遣を行う。
※　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ（ディーパット））
　災害の急性期（おおむね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。

［水防管理団体］
①　水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
②　水防計画の作成及びその実施を推進する。

［水道事業者］
①　災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
②　被災水道の迅速な応急復旧を図る。

［農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等）］
被災調査を行い、対策指導並びに必要機材及び融資のあっせんについて協力する。

［文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、赤十字奉仕団、青年団、婦人会等）］
被災者の応急救助活動及び義援金の募集等について協力する。

［危険物施設の管理者］
自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。

［アマチュア無線の団体］

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

［その他重要な施設の管理者］

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。

（資料編）

第12章　災害時協定等（整理番号：12001～12523）

第４節　岡山県の防災環境

１　災害履歴

岡山県内に被害を及ぼす地震としては、主に陸域の浅い地震震源が近い、いわゆる直下型地震と、南海トラフ沿いで発生する巨大地震（いわゆる海溝型巨大地震）とがある。

過去の地震履歴は、以下の表のとおりである。

(1) 岡山県に震度４以上の揺れをもたらしたと推定される地震（明治34年以前）

年代	震源地	マグニチュード	備　考
684	四国－紀伊半島沖	８程度	南海地震（白鳳の地震）
868	兵庫県南部	７程度	
880	出雲	７程度	
1099	四国－紀伊半島沖	８余り	南海地震・大津波
1361	四国－紀伊半島沖	８程度	南海地震・広域に大津波
1408	紀伊半島沖	７～８	南海地震
1520	紀伊半島沖	７～7.7	南海地震
1596	畿内	7.5程度	岡山平野で震度５
1707	駿河湾－四国沖	8.6	宝永地震　岡山､津山等で震度５ 日本史上最大級の大津波
1710	伯耆・美作	6.5程度	津山で震度４～５
1711	伯耆	6.2程度	県北で被害
1711	讃岐	不　明	
1734	御津郡	不　明	御津郡で震度５
1789	阿波	７程度	岡山で震度４
1812	土佐	６程度	
1854	三重県西部	7.2程度	岡山で震度５
1854	四国－紀伊半島沖	8.4	安政南海地震　県南で震度４～６ 大津波

（参考文献）

・地震・火山の事典［勝又護　著］

・日本被害地震総覧599-2012［東京大学出版］

・日本地震資料

（注）地震地の名称はこの３つの資料を参考にした。

（資料編）

第２章　岡山県の災害史（整理番号：203）

(2) 岡山県で震度４以上を観測した地震（明治35年以降）

発生年月日	震 度	被　　害	震央地名 （地震名）	規模 (M)
明治38年(1905年) ６月２日	岡山４	被害なし	安芸灘 （芸予地震）	6.7
明治42年(1909年) ８月14日	岡山４	建物その他に若干の被害ありただし人的被害なし	滋賀県北東部 （姉川地震）	6.8
明治42年(1909年) 11月10日	岡山５	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大　死者２人、建物全・半壊６戸、ひさし・壁破損29戸等	宮崎県西部	7.6
昭和２年(1927年) ３月７日	岡山４	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落20数件　煉瓦煙突の上部破損（上道郡平井村）	京都府北部 （北丹後地震）	7.3
昭和５年(1930年) 12月21日	岡山３ 津山５	県内被害なし	広島県北部	5.9
昭和９年(1934年) １月９日	岡山４	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程度で県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
＊ 昭和13年(1938年) １月２日	岡山３	伯備線神代駅近傍で岩石40～50個落下　貨車・家屋破損 下熊谷の小貯水池堤防決壊	広島県北部	5.5
昭和18年(1943年) ９月10日	岡山５ 津山４	北東部県境付近で小規模な山崩れ、がけ崩れ、地割れ、落石等あり　（被害については、どちらの地震によるか判別できない）	鳥取県東部 （鳥取地震）	7.2
昭和18年(1943年) ９月10日	岡山４ 津山２		鳥取県中部 （鳥取地震余震）	6.0
昭和21年(1946年) 12月21日	岡山４ 津山３	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域の新生地の被害が甚大であった。 死者52人、負傷者157人、建物全壊1,200戸、建物半壊2,346戸 その他堤防・道路の損壊多し 玉島・笠岡管内の電気・通信線がほとんど破壊された。	和歌山県南方沖 （南海地震）	8.0
昭和27年(1952年) ７月18日	岡山４ 津山３	県内被害なし	奈良県 （吉野地震）	6.7

昭和43年(1968年) ８月６日	岡山４ 津山３ 玉野４	県内被害なし	豊後水道	6.6
平成７年(1995年) １月17日	岡山４ 津山４	負傷者１人	大阪湾 【平成７年(1995年) 兵庫県南部地震】	7.3
平成12年(2000年) 10月６日	新見・哲多・大佐・落合・美甘５強 19市町村 ５弱 39市町村 ４	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。 重傷５人、軽傷13人、住家全壊７棟、住家半壊31棟、住家一部破損943棟、その他水道被害、道路破損多し	鳥取県西部 【平成12年(2000年) 鳥取県西部地震】	7.3
平成13年(2001年) ３月24日	26市町村 ４	軽傷１人 住家一部破損18棟	安芸灘 【平成13年(2001年) 芸予地震】	6.7
平成14年(2002年) ９月16日	６町村４	県内被害なし	鳥取県中部(鳥取県西部地震余震)	5.5
平成18年(2006年) ６月12日	岡山４ 倉敷４ 玉野４ 浅口４	県内被害なし	大分県西部	6.2
平成19年(2007年) ４月26日	玉野４	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
平成25年(2013年) ４月13日	５市町４	軽傷１人	淡路島付近	6.3
平成26年(2014年) ３月14日	16市町４	重傷１人、軽傷４人	伊予灘	6.2
平成28年(2016年) 10月21日	鏡野、真庭５強 12市町村 ４	重傷１人、軽傷２人、住家一部破損17棟、非住家全壊1棟、非住家一部破損20棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野４			5.0
平成30年(2018年) ４月９日	倉敷４	県内被害なし	島根県西部	6.1

表の説明
＊印の地震は、岡山県内震度３であるが被害発生地震のため特に記載した。
1995年（平成７年）までは気象官署の震度である。
【　】は気象庁が名称を定めた地震である。

2　自然環境の特性

(1) 概　要

北部県境は、陰陽の分水嶺(ぶんすいれい)である中国山地が東西に走って岡山県の屋根を作り、海抜1,200ｍ以上の後山、那岐山及び上蒜山(かみひるぜん)がそびえ立っている。この山地は南下して津山、新見を東西に結ぶ盆地を形成し、再び隆起して中部高原を形成し、無数の渓谷丘陵を織りなし、緩く南に傾斜して岡山平野を展開しつつ瀬戸内海に至っている。また、吉井川、旭川、高梁川の三大河川はいずれも北部山間地帯にその源を発し、多くの支流を集めながら南流して瀬戸内海に注いでいる。

海岸線は曲折して、その総延長は約537km に及び、大小の島々が点在して瀬戸内海の多島美を作っている。

県土の地形区分は、山地69.3%、丘陵16.9%、山麓・台地 2.1%、低地11.7%となっており、その概要は次のとおりである。

(2) 地　形

岡山県の地形は、北の中国山地から南の瀬戸内海まで階段的に低くなっており、５つの地域に大別される。

①　中国脊梁(せきりょう)山地

高度900～1,300ｍの山頂が東西に連なる中起伏～小起伏の山地で、早壮年期的な地形を示している。主なものとして、備北山地、蒜山(ひるぜん)山地、那岐山山地、後山山地がある。

②　吉備高原山地

岡山県の中央部を占め、300ｍ～600ｍの山陵が連なる台地上の山地であり、西部でよく発達し、東部では特徴が薄れている。

吉備高原は隆起準平原と呼ばれ、幼年期の地形を示している。

この山地の西部石灰岩地域の阿哲台、上房台などには、石灰岩特有のカルスト地形が発達している。

吉備高原と脊梁(せきりょう)山地の間には、津山、新見などの盆地が東西に連なっている。

③　瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

300ｍ内外の小起伏山地と200ｍ以下の丘陵地が断続し、間に岡山平野を中心とする平野が広がり、山地、丘陵、平野の交錯した地域となっている。主なものは、寄島山地、児島山地、笠岡丘陵地、御津丘陵地、邑久丘陵地などがある。

④　瀬戸内海沿岸平野

吉井川、旭川、高梁川の三大河川の沖積作用によって形成されたもので、岡山平野を中心として、鴨方低地、小田川低地、和気低地などがある。

⑤　瀬戸内海島しょ部

海岸山地や丘陵部の一部が沈んでできたもので、特に、片上湾から日生諸島にかけては、顕著な沈水地形を示している。島しょ部は、笠岡諸島、邑久諸島、日生諸島がある。

(3) 地　質

岡山県の地質構造は、古生代、中生代、新生代の約3.5億年を経て形成されたものであり、全体の基盤を構成しているものは、古生層の粘板岩、石灰岩、チャート、輝緑凝灰岩等である。中生層には花崗岩類、流紋岩、安山岩等の火山岩類の他に三畳紀層、ジュラ紀層、白亜紀層等が分布している。新生層は洪積層、沖積層、第三紀層等が分布している。

① 中国脊梁山地

中生代の花崗岩、火山岩類を主として中央部に結晶片岩、非石灰岩があり、洪積層、超塩基性岩が点在し、北西部にジュラ紀層がみられる。

② 吉備高原山地

北部は、結晶片岩、非石灰岩が中生代の火山岩類を取り囲んであり、西部と南東部には、火山岩類が、中央には、花崗岩と非石灰岩がみられる。その他に第三紀層、班れい岩が東部に、石灰岩、白亜紀層が西部に点在し、玄武岩が西北部にカルスト地形としてみられる。

③ 瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

大部分が花崗岩類で占められ、他に洪積層、火山岩類、非石灰岩類が点在する。

④ 瀬戸内海沿岸平野

大部分が沖積層からなっている。

⑤ 瀬戸内海島しょ部

日生諸島が火山岩類である他は花崗岩類からなっている。

(4) 豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法により、累年平均積雪積算値が5,000cm 日以上の４市４町村が豪雪地帯として指定されている。

（津山市（旧津山市、旧勝北町、旧加茂町、旧阿波村の区域）、新見市（旧新見市、旧大佐町、旧神郷町の区域）、真庭市（旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村）、美作市（旧勝田町、旧大原町、旧東粟倉村の区域）、新庄村、鏡野町（旧奥津町、旧富村、旧上斎原村の区域）、奈義町、西粟倉村）

３　社会環境の特性と変化

(1) 人口動態

岡山県の人口は、平成17年をピークに減少が続いており、令和２年国勢調査による令和２年10月１日現在の人口は1,888,432人となり、前回調査（平成27年）より33,093人減少している。全国人口に占める割合は1.50％である。

一方、同時点での人口密度は１㎢当たり265.4人で、市町村別にみると800人を超えるのは、岡山市、倉敷市、早島町、里庄町の４市町であり、県南圏域に人口が密集している。

また、岡山県毎月流動人口調査における総人口に占める65歳以上の高齢者の割合、いわゆる高齢化率は令和２年10月１日時点で30.5％と、全国平均の28.7％を上回り、年々増加傾向にある。

(2) 都市化

都市周辺部における山地、丘陵地の開発や低地への住宅地の開発が進み、新たな市街地を形成している。都市部においても建物の高層化が進み、瀬戸中央自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道（岡山道）などの高速道路網が整備されている。

このような都市化の進行に伴う、地域の共同体意識の希薄化等により、自主防災組織の育成と強化がますます重要となってきている。

また、高梁川の河口の倉敷市水島地区を中心にして石油コンビナート等特別防災区域があり、石油精製、石油化学、電力、製鉄及び各種製造業等の高度に発展した工業施設が立地している。

(3) 生活環境の変化

宅地化や都市的土地利用の増加などによる都市化や、工業化などの産業構造の変化は、本県における様々な生活環境を変貌（へんぼう）させた。

農地から宅地や工業用地への転用による土地利用、景観の変化、都市部への人口流入、都市化の進展に伴う地域住民のライフスタイルの変化、電気・水道・ガス・電話などのライフライン及び交通網などの基盤整備の進展、都市的土地利用の拡大に伴う商業施設や文化施設の増加及び生活水準の向上等、生活環境の変化は多岐にわたり、しかも急激な変化であったといえる。

(4) 防災上の問題点

急速な宅地化や無秩序な宅地開発に伴い、計画的な道路整備や排水対策などの基盤整備が確保されない状態での宅地化が進み、沖積平野や干拓地などの軟弱地盤の地域においても広範囲な宅地化が進んでいる。

また、山地や丘陵の宅地化に伴い、盛土造成による新興住宅地の周辺の土砂災害が懸念されている。

都市内では、高層建築物、マンションなどの建設が進み、地域の人口が急激に増加し、必要な都市公園等の避難場所などの確保が困難となっており、また、自家用車の増大や周辺からの車両流入により慢性的な渋滞が発生し、時間帯によっては災害からの避難が困難となる可能性がある。

さらに、ライフスタイルの変化や都市化に伴う共同体意識や共助意識の希薄化なども問題となっている。こうした社会環境の変化や問題点には地域差があり、これらの問題に適切に対応する必要がある。

今後も都市化、産業構造の変化は進展するものと予想され、特に都市防災の見地からの防災施設の整備、排水対策の強化、交通対策、道路及び街区の整備、建築規制、食糧の安全保管及び確保、救急救命対策、宅地造成の規制及び用水の確保等、地震・津波に強いまちづくりを計画的に確実に推進する必要がある。

（資料編）

第１章　岡山県の概要（整理番号：101～102）

第５節　断層型地震の被害想定

第１項　断層を震源とする地震

１　断層型地震の被害想定調査について

県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、これらの断層型地震が発生した場合の本県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。

本県では、平成25年度に推計した被害想定について、令和７年度に最新のデータ等を活用して見直しを行った。

２　想定した断層型地震

前回想定等を参考に、県内で震度６弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害をもたらす可能性がある７断層の地震について、被害想定を行った。

(1) 各断層の位置

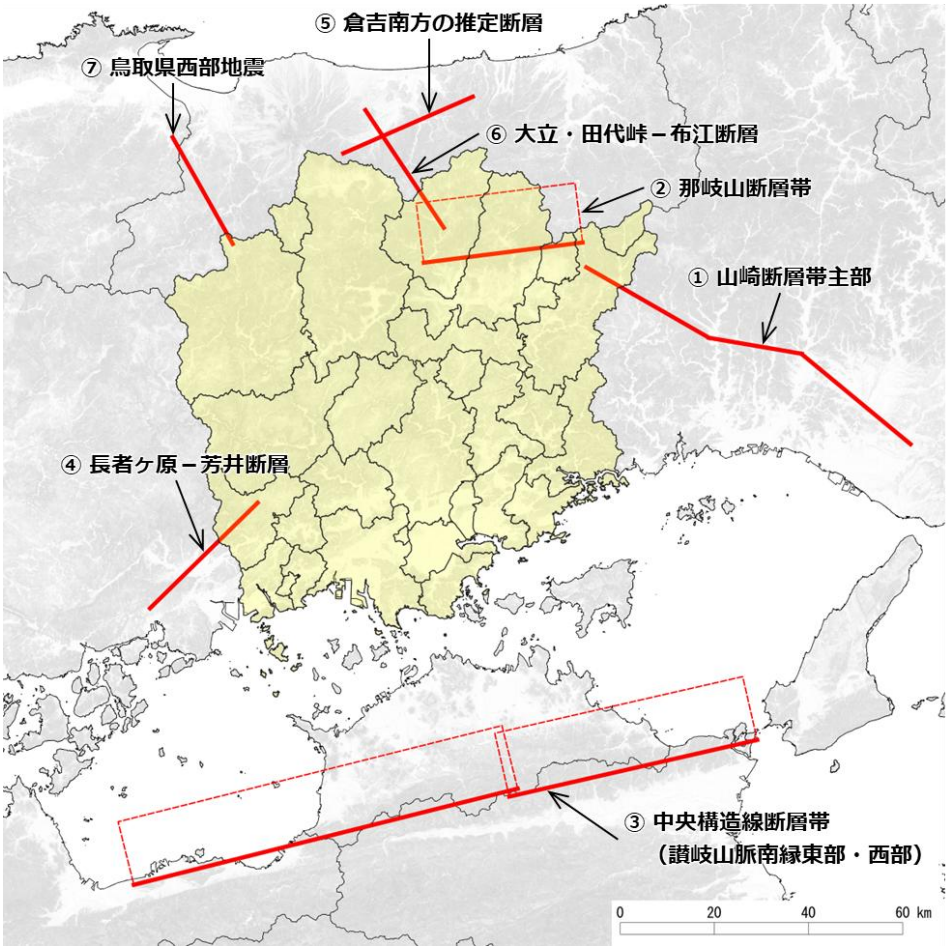

（2） 7 断層の概要

断　層　名	規模 （M）	断層規模 （長さ、幅）	断層の調査・推計機関
山崎断層帯主部	8.0	L＝ 80km、W＝18km	国（地震調査研究推進本部）
那岐山断層帯	7.3	L＝ 34km、W＝18km	国（地震調査研究推進本部）
中央構造線断層帯	8.3	L＝138km、W＝18km	国（地震調査研究推進本部）
長者ヶ原－芳井断層	7.3	L＝ 32km、W＝18km	国（地震調査研究推進本部）
倉吉南方の推定断層	7.3	L＝ 30km、W＝13km	鳥取県
大立・田代峠－布江断層	7.3	L＝ 30km、W＝13km	鳥取県
鳥取県西部地震	7.3	L＝ 26km、W＝14km	国（地震調査研究推進本部）

※　地震の規模欄のMはマグニチュード

3　震度分布等

(1) 各断層型地震の概要

断　層　名	山崎断層帯主部	那岐山断層帯	中央構造線断層帯	長者ケ原－芳井断層
規模（M）	8.0	7.3	8.3	7.3
発生確率	0.1～1%	0.06～0.1%	1%以下	不明
県内最大震度	**６強**	**６強**	６弱	**６強**
震度６弱以上の市町村（ゴシックは震度6強）	岡山、津山、備前、**美作**、鏡野、勝央、**奈義**、西粟倉	津山、**鏡野**、勝央、奈義	岡山、倉敷、玉野、笠岡	倉敷、**笠岡**、井原

断　層　名	倉吉南方の推定断層	大立・田代峠－布江断層	鳥取県西部地震
規模（M）	7.3	7.3	7.3
発生確率	推計なし		
県内最大震度	６弱	**６強**	**６強**
震度６弱以上の市町村（ゴシックは震度6強）	真庭	**真庭**	**新見**、**真庭**、新庄

注１　マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの。

　２　発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査研究推進本部）

（2）断層型地震における震度６弱以上の地域

12断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度６弱以上の地域は、「断層型地震における震度６弱以上の地域図」のとおりである。

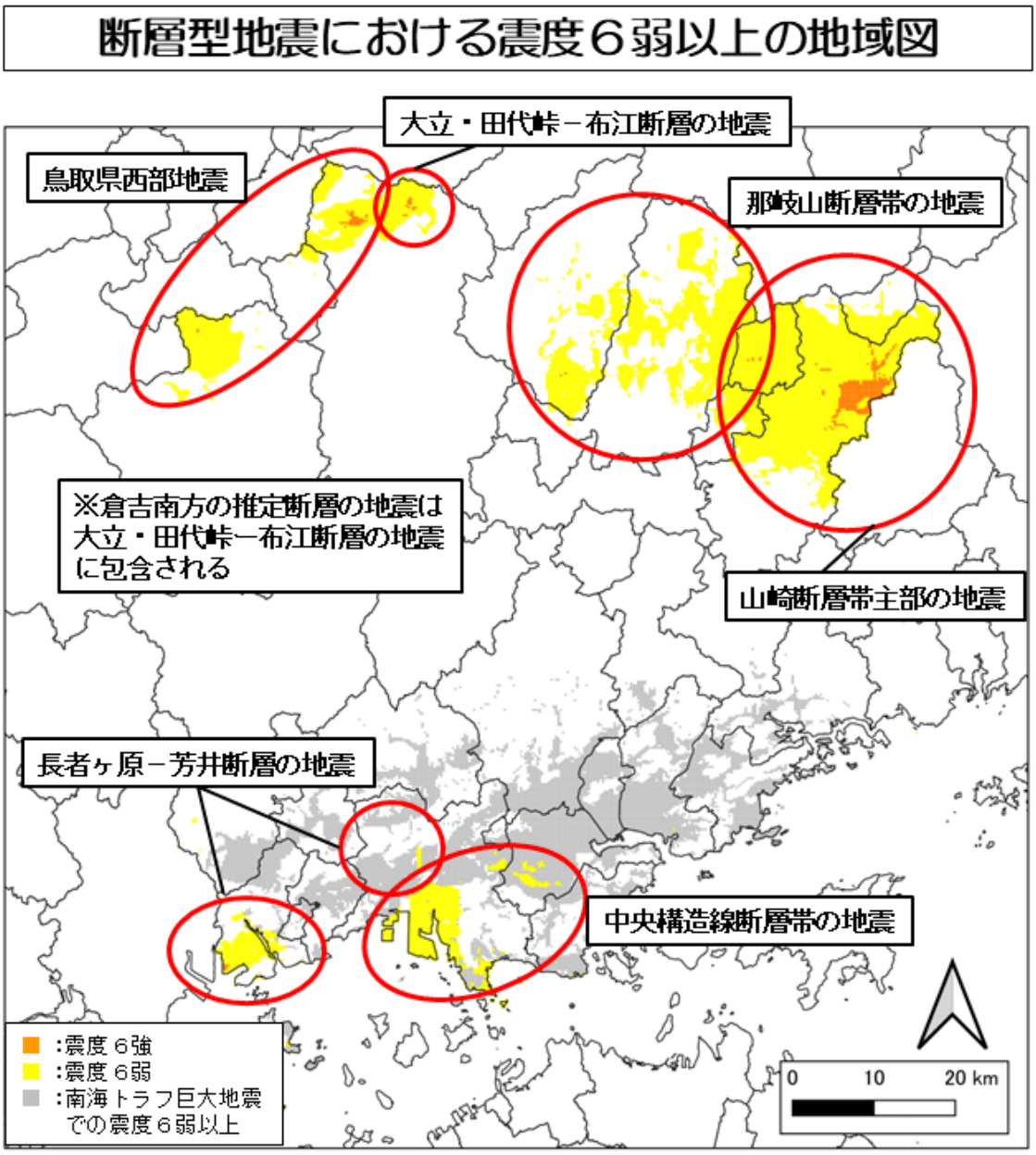

第２項　被害想定

１　想定手法

国による南海トラフ巨大地震の被害想定で用いられた想定手法を基本とした。

２　想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震の被害想定と同様に、想定される状況が異なる４種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い場合、年末年始等の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる場合の冬・深夜、夏・昼、冬・夕、正月・夕の４種類）で被害想定を行った。

３　被害想定

７つの各断層別の被害想定のうち、建物被害が最大となるのは「中央構造線断層帯の地震」であり、岡山市、倉敷市を中心に全壊・焼失棟数が 1,560 棟の被害が想定される。また、人的被害が最大となるのは、「山崎断層帯主部の地震」で、死者数 23 人の被害が想定される。（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）

各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

(1) 山崎（やまさき）断層帯主部の地震

・美作市、奈義町で最大震度６強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度６弱以上の揺れに見舞われる。

・美作市で264棟、奈義町で39棟など、全県で339棟の建物が揺れにより全壊となる。

・断層から遠い岡山市でも、液状化により295棟が全壊、416棟が大規模半壊となる。

・最大避難者数は１週間後に美作市で約2,900人、全県で約10,400人となる。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定	
	ケース		美作市	奈義町
最大震度		**６強**	**６強**	**６強**
建物全壊（棟）	冬・夕	849	289	41
死者数（人）	冬・深夜	23	18	2
最大避難者数（人）	正月・夕	10,367	2,922	487

注１　被害想定は４種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。（以下同じ）
　２　建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。（以下同じ）
　３　最大避難者数は、発災後１週間後の数値。（以下同じ）

（2）那岐山（なぎせん）断層帯の地震

・鏡野町で震度６強、津山市、勝央町及び奈義町で震度６弱の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
・鏡野町で43棟、津山市で29棟など、全県で75棟の建物が揺れにより全壊する。
・最大避難者数は１週間後に津山市で約900人、全県で約1,700人と想定される。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定		
	ケース		津山市	鏡野町	奈義町
最大震度		**６強**	６弱	**６強**	６弱
建物全壊（棟）	冬・夕	96	38	47	2
死者数（人）	冬・深夜	5	2	2	0
最大避難者数（人）	正月・夕	1,716	911	646	87

（3）中央構造線断層帯の地震

・岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市で震度６弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上回るものではない。
・倉敷市で777棟など、全県で1,206棟の建物が液状化により全壊となる。また、大規模半壊が全県で1,693棟となり、復旧が課題となる。液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上回る。
・岡山市、倉敷市で屋外落下物等による死傷者が発生する。
・最大避難者数は１週間後に倉敷市で約14,700人、全県で約20,500人と想定される。

・交通では、岡山市・倉敷市周辺の幹線道路や鉄道において、橋梁被害、盛土被害、斜面災害等により不通となるところが生じる。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定			
	ケース		岡山市	倉敷市	玉野市	笠岡市
最大震度		６弱	６弱	６弱	６弱	６弱
建物全壊（棟）	冬・夕	1,560	291	1,105	81	32
死者数（人）	正月・夕	19	1	17	0	0
最大避難者数（人）	正月・夕	20,478	4,525	14,723	542	222

(4) 長者ケ原（ちょうじやがはら）－芳井断層の地震

・笠岡市で震度６強、倉敷市及び井原市で震度６弱の揺れに見舞われる。
・倉敷市で24棟、笠岡市で24棟、全県で48棟の建物が揺れにより全壊となる。
・倉敷市で487棟など、全県で780棟の建物が液状化により全壊となる。
・避難者数は１週間後に倉敷市で約8,200人、全県で約11,700人と想定される。
・交通では、笠岡市～倉敷市周辺の幹線道路や鉄道において、橋梁被害、盛土被害、斜面災害等により不通となるところが生じる。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定		
	ケース		倉敷市	笠岡市	井原市
最大震度		**６強**	６弱	**６強**	６弱
建物全壊（棟）	冬・夕	872	530	132	9
死者数（人）	正月・夕	6	2	2	1
最大避難者数（人）	正月・夕	11,666	8,153	1,411	534

(5) 倉吉南方の推定断層の地震

・真庭市で震度６弱の揺れに見舞われる。
・真庭市で2棟の建物が揺れにより全壊となる。避難者数は１週間後に約100人と想定される。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定
	ケース		真庭市
最大震度		6弱	6弱
建物全壊（棟）	冬・夕	3	3
死者数（人）		0	0
最大避難者数（人）	正月・夕	79	78

(6) 大立（おおだて）・田代峠（たしろとうげ）－布江（ぬのえ）断層の地震

・真庭市で震度６強の大きな揺れに見舞われる。

・真庭市で29棟の建物が揺れにより全壊する。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定
	ケース		真庭市
最大震度		**６強**	**６強**
建物全壊（棟）	冬・夕	33	33
死者数（人）	冬・深夜	2	2
最大避難者数（人）	正月・夕	697	691

(7) 鳥取県西部地震

・新見市及び真庭市で震度６強、新庄村で震度６弱の揺れに見舞われる。
・真庭市で48棟、新見市で5棟、全県で53棟の建物が揺れにより全壊となる。
・国道180号、181号、米子自動車道などの幹線道路や伯備線で被害が生じ、鳥取県、島根県との往来に支障をきたす。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		
			新見市	真庭市	新庄村
最大震度		６強	６強	６強	６弱
建物全壊（棟）	冬・夕	62	10	52	0
死者数（人）	冬・深夜	3	0	3	0
最大避難者数（人）	正月・夕	971	82	876	13

4　地震による被害への対応

断層型地震の発生確率は低いものの、今回の被害想定によれば、南海トラフ巨大地震では被害が少ないと想定されている地域でも強い揺れによる大きな建物・人的被害が発生するとともに、山間部等で孤立する集落が発生し、初動期の救助・救援活動や物資の搬送に支障が生じるおそれもある。

このため、断層型地震による被害の発生が想定される地域では、住宅の耐震化や指定避難所の耐震性の点検といった取組に加え、集落単位での食料等の備蓄強化や非常時の連絡体制の確保といった孤立集落対策も検討する必要がある。

第６節　南海トラフ巨大地震の被害想定

第１項　南海トラフを震源とする地震

最大クラスの地震・津波

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いといわれている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の３連動の地震、いわゆる「南海トラフ巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいうべき大きな人的、経済的被害を受けることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

なお、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施するため、国において南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しが実施され、その内容は令和７年３月31日に公表された。

１　南海トラフ巨大地震の被害想定調査について

この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから約80年経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部による地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価では、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード８～９クラスの規模の地震が発生する確率は高いと評価されており、その発生が危惧されるところである。

本県において推計した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の本県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、県独自の詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。本県では、平成24年度から平成25年度にかけて推計した被害想定について、令和７年度に最新のデータ等を活用して見直しを行った。

ただし、南海トラフ巨大地震の発生頻度は千年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

２　想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード９クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。

県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

3　前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

［前提条件による想定される被害の特徴］

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・深夜	・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 ＊屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
②夏・昼	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 ＊木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定 ＊海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③冬・夕	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。
④正月・夕	・年末年始等の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる。

4　想定地震の震源域位置図
［南海トラフ巨大地震の想定震源域］

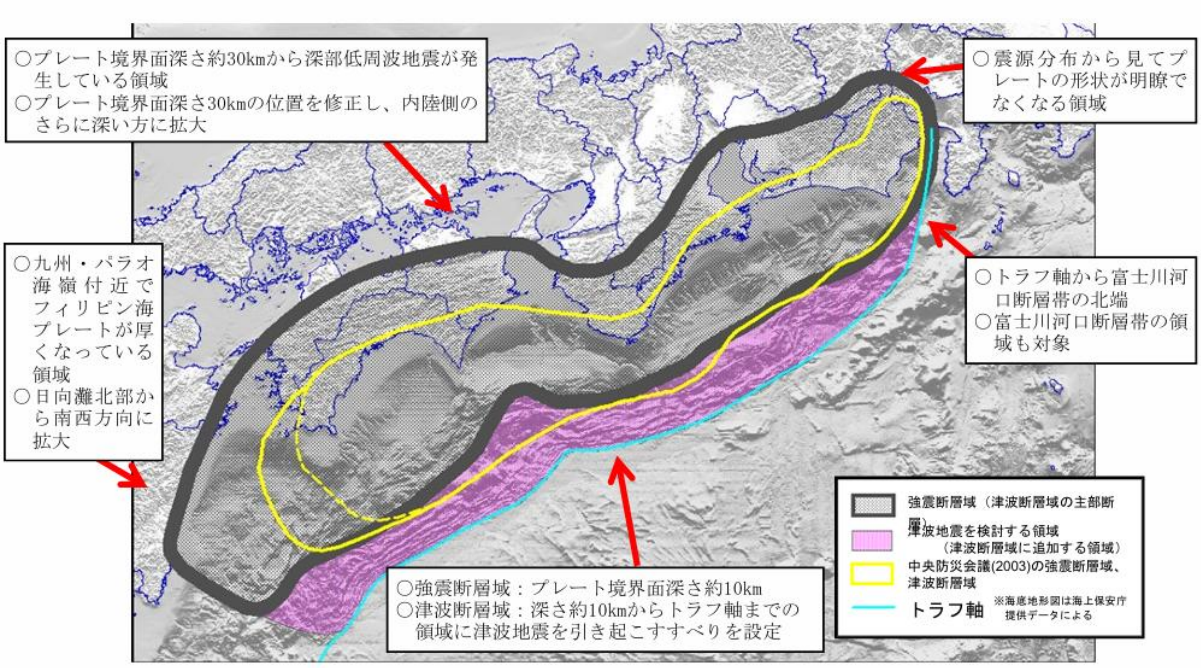

※　南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会　地震モデル報告書（令和７年３月31日公表）より抜粋

※　国の公表内容は、内閣府ホームページ（http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html）を参照のこと。

第２項　南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況

岡山県では、国が用いたデータに県独自に収集した地質データを追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。なお、震度分布図の作成にあたっては、令和７年３月末に国が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しの中で検討された強震波形計算による４ケースの震度と、経験的手法による震度の各地点における最大値を採用した。

［国が想定した「強震波形４ケースと経験的手法の震度の最大値の分布」］

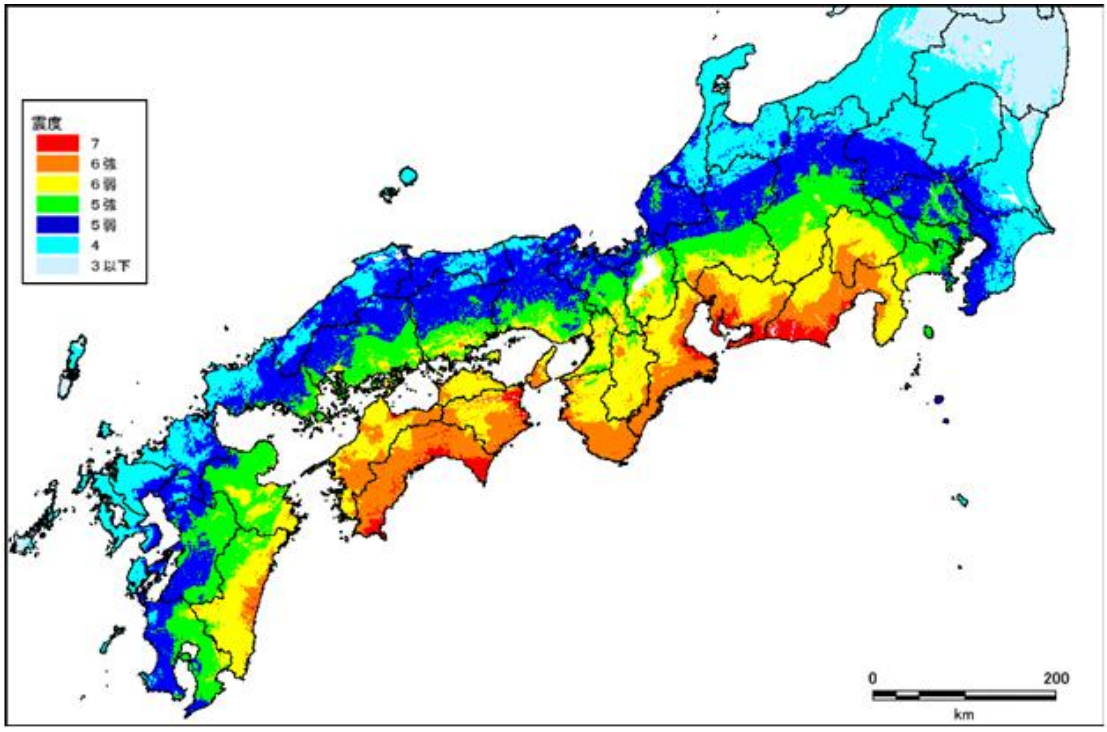

＜参考＞国の推計の考え方

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、やや東西にずれた場合と可能性がある範囲で最も陸域側にある場合を考慮した４ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250ｍメッシュ単位で震度を推計した。

さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度もあわせて推計した。

第３項　岡山県の震度分布図

国が用いたデータを基に、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行った。

なお、推計は250ｍメッシュ（格子）単位で行っている。

［南海トラフ巨大地震による震度分布図（県想定）］

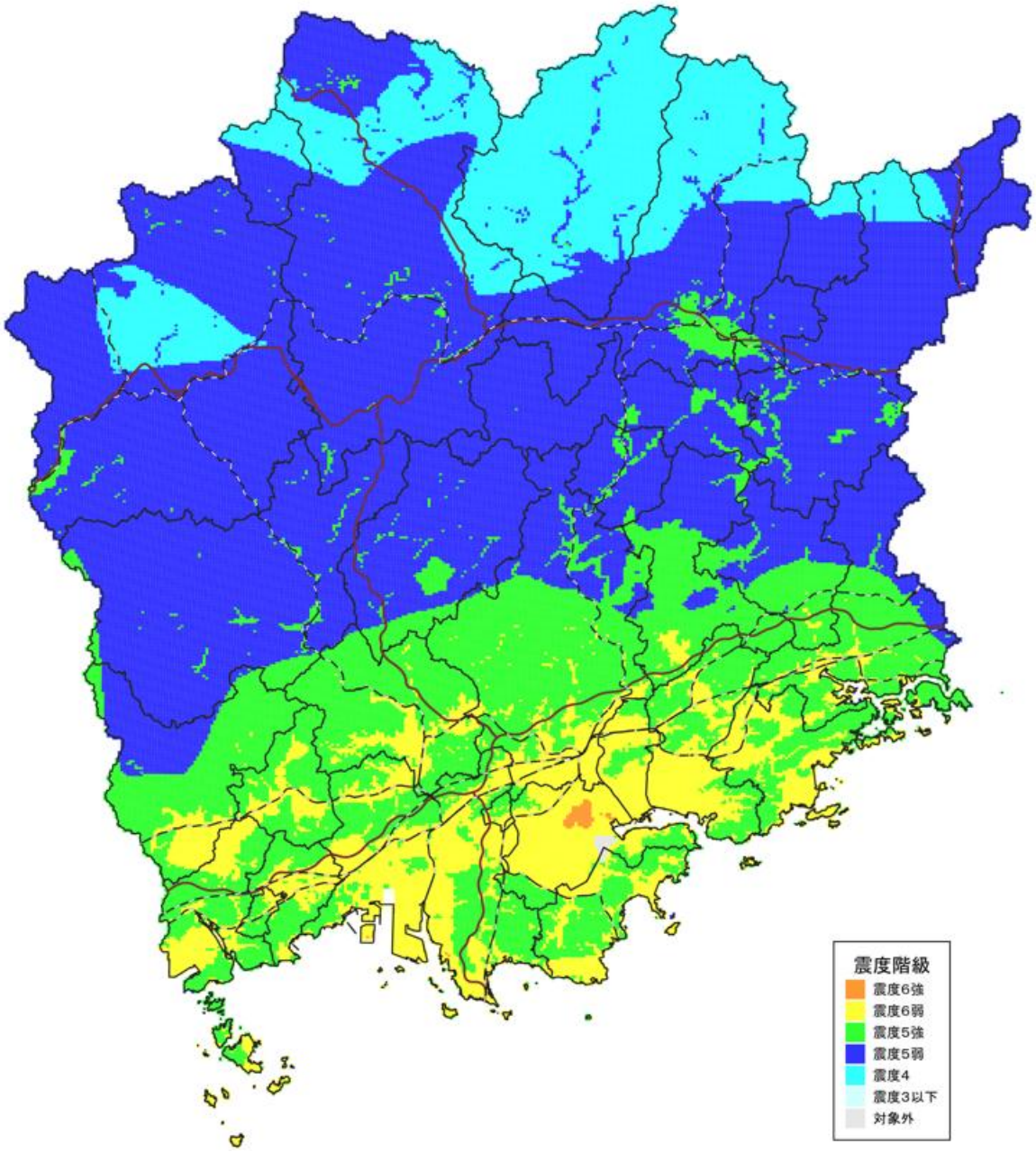

※　詳細は、岡山県危機管理課ホームページ（https://www.pref.okayama.jp/page/308887.html）を参照のこと。

１　地震による被害

南海トラフ巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は６強となっており、最小でも５弱が想定される。県内各市町村の最大震度は以下のとおりである。

［南海トラフ巨大地震による各市町村の最大震度一覧］

市町村	震度
岡山市北区	６弱
岡山市中区	６弱
岡山市東区	６弱
岡山市南区	６強
倉敷市	６強
津山市	５強
玉野市	６弱
笠岡市	６弱
井原市	６弱
総社市	６弱

市町村	震度
高梁市	５強
新見市	５強
備前市	６弱
瀬戸内市	６弱
赤磐市	６弱
真庭市	５強
美作市	５強
浅口市	６弱
和気町	６弱
早島町	６弱

市町村	震度
里庄町	６弱
矢掛町	６弱
新庄村	５強
鏡野町	５弱
勝央町	５強
奈義町	５弱
西粟倉村	５弱
久米南町	５強
美咲町	５強
吉備中央町	５強

震度６強	岡山市南区、倉敷市	２市
震度６弱	岡山市（南区を除く）、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町	９市４町
震度５強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町	５市４町 １村
震度５弱	鏡野町、奈義町、西粟倉村	２町１村

本県では、過去数十年間、震度６弱を超えるような大きな地震動は経験していない。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

建築物の耐震性、耐火性は、昭和56年の建築基準法の改正以後、着実に向上している。今後も建物の更新を行うことにより、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率を高め、建物自体の崩壊による被害をできる限り減少させることが重要である。

２　地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。

大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こりうる被害を想像し、その被害への対応を着実に行い、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、県民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

第４項　岡山県の液状化危険度分布図

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。液状化危険度の判定には、ＰＬ値を用いている。ＰＬ値とは、その地点での液状化の危険度を表す値である。推計は震度分布図と同じく250ｍメッシュ単位で行っている。

［南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図（県想定）］

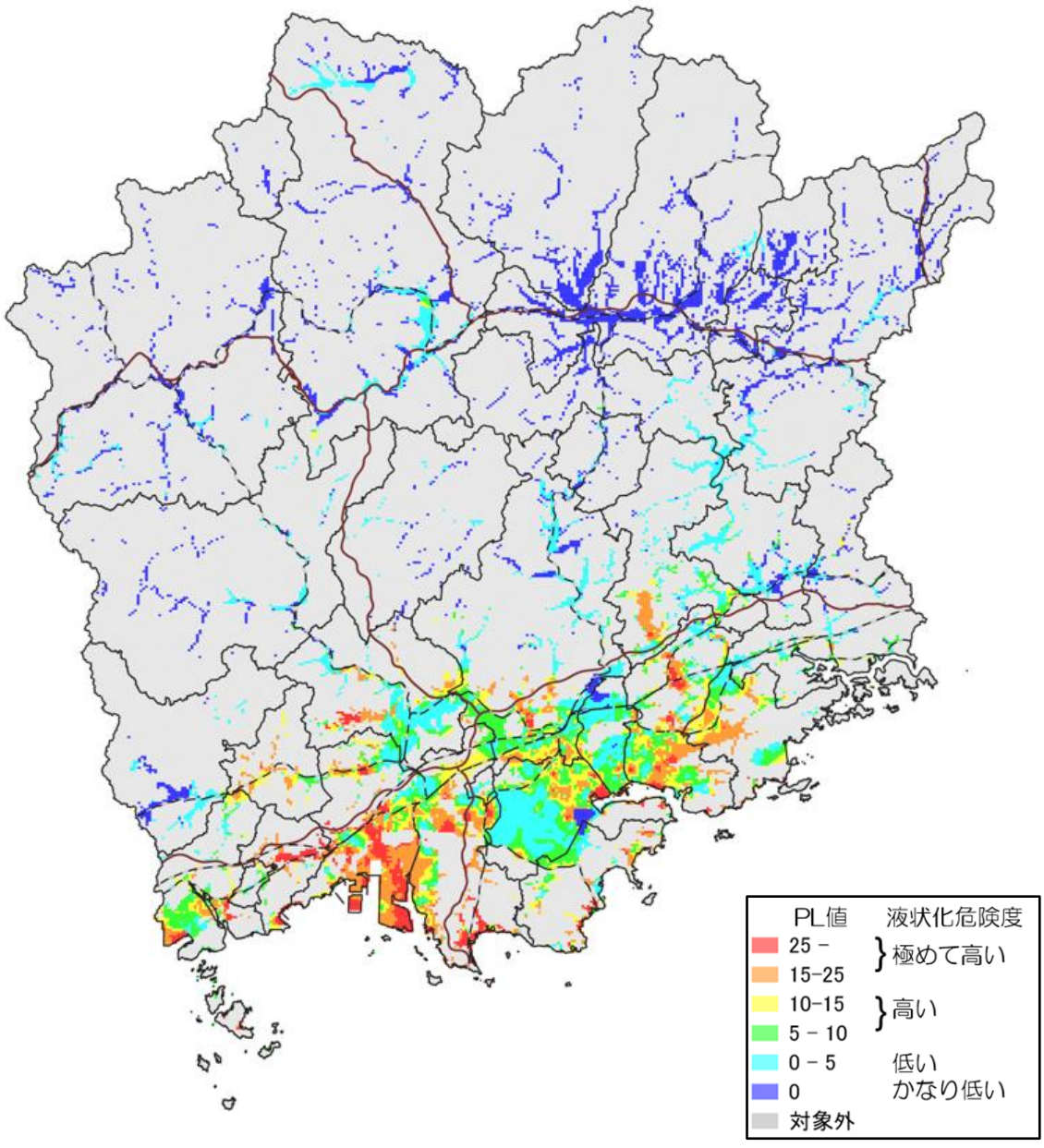

※　液状化危険度分布図を参照する際の注意事項

液状化危険度分布図は、250ｍメッシュ区域内の平均的な地盤データに基づき液状化を判定しており、そのメッシュ中には液状化危険度が異なる地盤が含まれることがある。

また、液状化危険度が高い地域であっても、既に地盤改良などの液状化対策を実施している場所もあるが、この図では考慮していない。逆に、液状化危険度が低い地域であっても、ため池等の埋立地などは、液状化の可能性は高い。今後、構造物の建築や開発行為を行う際には、個々に地盤調査を実施し、対策の検討を行うことを推奨する。特に、過去に液状化が発生した場所では、大規模な地震で再度発生することが予想されるため、調査の実施を推奨する。

※　使用したデータ等について

震度分布図及び液状化危険度分布図は、本県で収集した過去一定時点の地質データ等により作成したものである。

１　液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸近辺、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化分布図では、液状化危険度の高い場所は、農地の拡大や塩田の造成など、古くから多くの干拓や埋立事業が履行されてきた県南海岸付近の地域で高く分布しており、液状化は県南特有の特徴であるかのようにみえるが、県北や内陸においても、過去の河道付近や盛土構造の造成地などの地域にもその分布は広がっており、液状化被害への注意が必要である。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

県民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、この分布図を生かし、地域の特性を正確につかみ、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

２　液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要があり、空き地に比べ高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

＜参 考＞液状化対策工法の類型には、以下のようなものがある。

締め固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤をつくる。

脱　水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。

固　結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。

地中壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に抗する。

杭　打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

第５項　岡山県の津波浸水想定図

県で想定した津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第８条第１項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に基づき、次のとおり設定している。なお、地震動により堤防等が機能しなくなる場合（パターン１）に基づき想定した津波浸水想定図に対応する地域については、住民等が津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、同法第53条第１項に基づく津波災害警戒区域として指定している。

※　最大クラスの津波の設定について

国が示した津波断層モデルのうち、どのモデルが本県に最も大きな影響を及ぼすケースなのかを、本県の海岸を地形等を考慮して７つに区分して検討し、海岸ごとに津波が最大となるケースについてシミュレーションを行い、浸水域等の推計を行った。

１　地震動により堤防等が機能しなくなる場合（パターン１）

(1) 堤防等の条件設定

・護岸、防波堤等は、十分な耐震性を有するものを除き、地震により全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。

・堤防は、最大クラスの地震に対する照査が実施されている施設については、その結果を評価し、それ以外は堤防高が75%沈下するものとした。また、津波が越流したときは全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。

・設定潮位は、平成30年～令和４年までの過去５年間の朔望平均満潮位であり、県下７箇所の検潮所で観測された潮位を用いて算出した。

(2) 推計結果

ア　津波水位（最高値）

市町村	最大津波高（m）	場　所
岡山市中区	1.9	新築港付近
岡山市東区	2.6	正儀付近
岡山市南区	2.9	小串付近
倉敷市	3.0	水島川崎通付近
玉野市	2.9	大藪付近

市町村	最大津波高（m）	場　所
笠岡市	3.3	カブト西町付近
備前市	2.9	鹿久居島付近
瀬戸内市	3.3	玉津港付近
浅口市	2.8	寄島町付近

※　内閣府は、地震発生から３分後に堤防が破壊された場合の最大津波高等は公表していない。

※　国の公表内容は、内閣府ホームページ（http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html）を参照のこと。

イ　浸水面積

（単位：ha）

浸水深 市町村	１cm以上	30cm以上	１m以上	２m以上	５m以上	10m以上
岡山市北区	50	20	*	－	－	－
岡山市中区	730	690	380	*	－	－
岡山市東区	2,970	2,760	2,110	1,120	*	－
岡山市南区	5,600	5,120	3,360	1,200	*	－
倉敷市	4,200	3,630	2,330	560	*	*
玉野市	1,050	920	630	360	*	*
笠岡市	1,650	1,510	1,200	790	*	－
備前市	210	170	80	*	－	－
瀬戸内市	310	210	110	40	*	－
浅口市	270	220	90	10	－	－
里庄町	10	*	*	*	－	－
合計	17,060	15,250	10,300	4,090	*	*

※　「－」：浸水なし、「*」：10ha未満

※　合計は、四捨五入しているため、一致しない。（以下同じ）

１　津波浸水想定（パターン１）

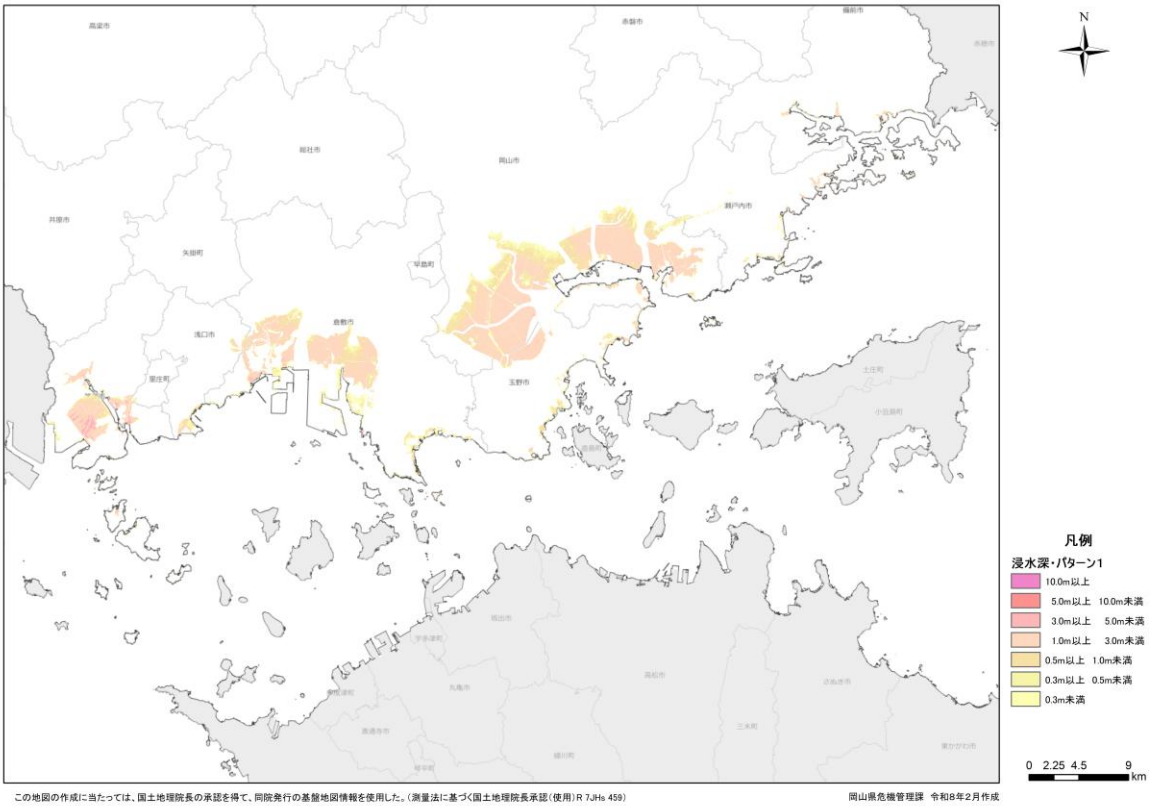

＜留意事項＞

・「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したもの。

・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。

・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。

・「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり､津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意する。

・浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。
「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。

・今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がある。

２　津波が越流すると堤防等が機能しなくなる場合（パターン２）

（注）国が公表した津波浸水想定は、県の条件（津波越流後破壊）と同等の場合である。

(1) 堤防等の条件設定

・護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により破壊されず機能は保持されるが、津波が越流した場合は崩壊して、機能を失うものとした。

・設定潮位は、パターン１に同じ。

(2) 推計結果

ア　津波高

市町村	最大津波高（m）	場　所
岡山市中区	2.4	江並付近
岡山市東区	2.8	正儀付近
岡山市南区	2.9	小串付近
倉敷市	3.2	児島下の町付近
玉野市	3.0	大藪付近

市町村	最大津波高（m）	場　所
笠岡市	3.4	カブト西町付近
備前市	2.9	鹿久居島付近
瀬戸内市	3.2	師楽港付近
浅口市	2.8	寄島漁港付近

※　内閣府は、地震発生から３分後に堤防が破壊された場合の最大津波高等は公表していない。

※　国の公表内容は、内閣府ホームページ（http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html）を参照のこと。

津波高が、パターン１よりも若干高くなるのは、堤防等が壊れないため、波が堤防にぶつかったり反射したりして、津波がせり上がる場合があるためである。

また、浸水区域は大幅に減少するが、津波が高くなり、堤防の低い箇所において越流し浸水することから、パターン１では発生しなかった一部地域において浸水が想定される。

イ　浸水面積

（単位：ha）

浸水深 市町村	１cm以上	30cm以上	１m以上	２m以上	５m以上	10m以上
岡山市北区	－	－	－	－	－	－
岡山市中区	*	*	*	*	－	－
岡山市東区	880	830	540	*	－	－
岡山市南区	60	30	*	*	*	－
倉敷市	1,080	740	230	20	*	－
玉野市	310	200	50	10	*	*
笠岡市	510	410	260	100	*	－
備前市	170	130	60	*	－	－
瀬戸内市	220	160	100	30	*	－
浅口市	*	*	*	*	－	－
里庄町	*	*	*	*	－	－
合計	3,240	2,510	1,250	160	*	*

※　「－」：浸水なし、「*」：10ha未満

ウ　主な地点の津波による海面変動影響開始時間

市町村	場　所	到達時間(分)
岡山市	児島湾締切堤防	164
倉敷市	下津井港	147
玉野市	山田港	138
笠岡市	笠岡港	203
笠岡市	金風呂漁港（島しょ部）	238

市町村	場　所	到達時間(分)
備前市	寒河港	129
備前市	大多府漁港（島しょ部）	117
瀬戸内市	錦海岸	121
浅口市	寄島漁港	184

※　海面変動影響開始時間とは地震発生直後の海面水位から＋20cmの水位変動が生じる時点をいう。

※　時間はあくまで目安であり、地震発生後速やかに避難すること。

2　津波浸水想定（パターン２）

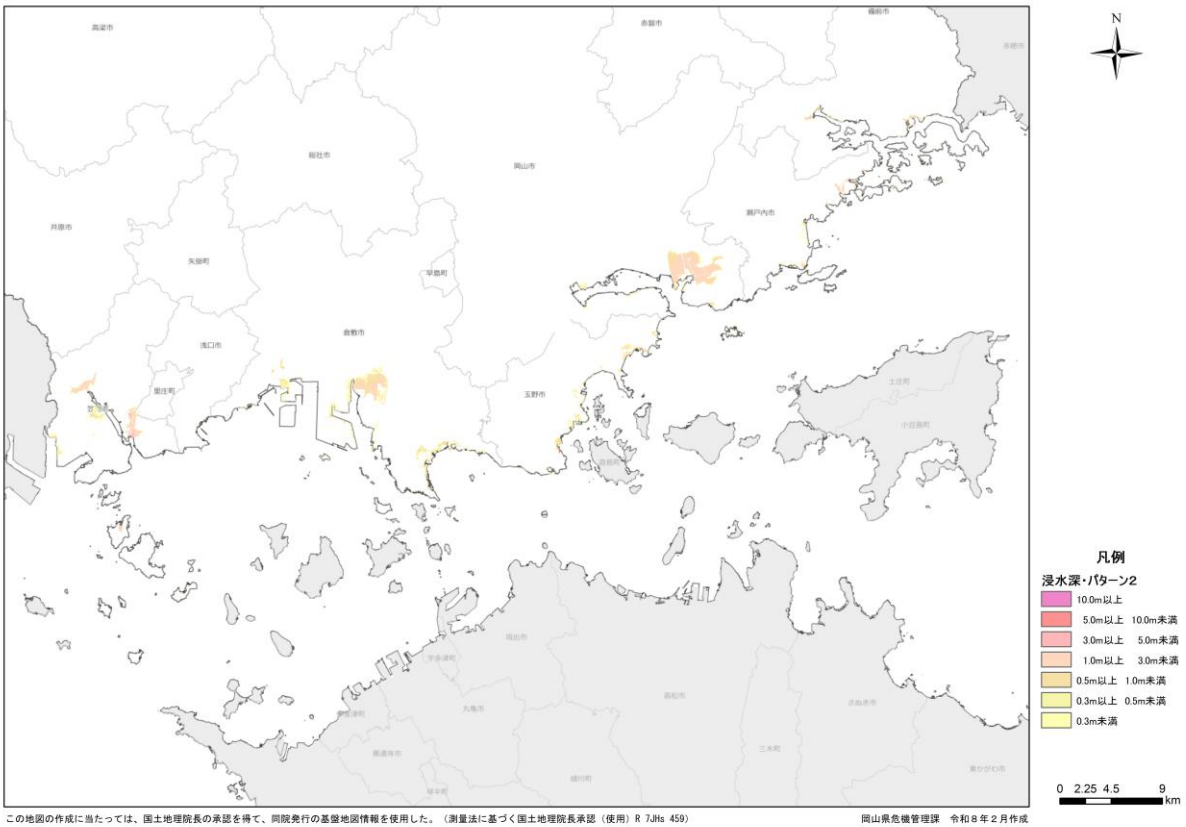

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 459）　　岡山県危機管理課　令和８年２月作成

＜留意事項＞

・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないものではない。
・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。
・「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり､津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意する。
・浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。
・「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
・今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がある。

第６項　岡山県の人的・物的被害想定結果　（　）内の数字はパターン２のもの

（注）国の被害想定における津波の条件は、県の条件（パターン２）　と同等である。
国の被害想定の内容は、内閣府ホームページ（http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html）を参照のこと。

１　建物被害（被害が最大となるもの：③冬・夕、④正月・夕）　（単位：棟）

項　目	全壊・焼失棟数
揺れによる全壊	3,240
液状化による全壊	2,644
津波による全壊	9,470(942)
急傾斜地崩壊による全壊	172
地震火災による焼失	6,216(6,236)
合　計	21,742

※　液状化の被害には、国は算定していない大規模半壊が3,626棟ある。

２　人的被害

ア　死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）　（単位：人）

項　目	死者数
建物倒壊による死者	177
津波による死者	3,585(45)
急傾斜地崩壊による死者	16
地震火災による死者	0
屋外落下物等による死者	0
合　計	3,778

※　災害関連死者数は 577～1,154 人（上記死者数には含まれない）

イ　負傷者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）　　（単位：人）

項　目	負傷者数
建物倒壊による負傷者	5,644
津波による負傷者	644(211)
急傾斜地崩壊による負傷者	20
地震火災による負傷者	1(2)
屋外落下物等による負傷者	0
合　計	6,309

3　ライフライン被害（被害が最大となるもの）

	区　分	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ケ月後	
上水道（千人）	給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率
	約1,837	約　705	38	約　380	21	約　188	10	約　2	0.1
下水道（千人）	処理人口	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率
	約1,295	約1,115	86	(約42) 約　440	(3) 34	(約　41) 約　439	(3) 34	－	－
電　力（千軒）	電灯軒数	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率
	(約1,424) 約1,389	(約1,029) 約　993	(72) 72	(約19) 約　51	(1) 4	－	－	－	－
固定電話（千回線）	回線数	不通回線	率	不通回線	率	不通回線	率	不通回線	率
	約　186	約　141	76	約　4	2	約　2	1	－	－
都市ガス（千戸）	復旧対象戸数	停止戸数	率	停止戸数	率	停止戸数	率	停止戸数	率
	約　139	約　14	10	約　13	9	約　8	6	－	－

※　電力の停電軒数は機器点検による停電を含む。
※　固定電話の不通は停電によるものとする。
※　復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

4　交通施設被害

ア　道路（緊急輸送道路）　　（単位：箇所）

緊急輸送道路区分		被害箇所数		
		浸水区域外	浸水区域内	計
第１次		11(1)	42(49)	54(51)
	高速道路	―	―(―)	―(―)
	高速道路以外	11(1)	42(49)	54(51)
第２次		6(1)	28(31)	34(32)
第３次		4(1)	12(14)	17(15)
全　体		21(3)	83(95)	104(98)

※　被害箇所数は小数第１位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。

イ　鉄　道　　（単位：箇所）

鉄道区分	新幹線		在来線		計
	浸水区域外	浸水区域内	浸水区域外	浸水区域内	
被害箇所数	27 (30)	3(1)	546(588)	56 (12)	631(631)

※　在来線は、ＪＲ西日本、水島臨海鉄道、井原鉄道、智頭急行の計である。

※　被害箇所数は小数第１位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。

ウ　空　港

被災なし

エ　港　湾　　（単位：箇所）

	岸壁数	被害箇所数			
		国際拠点	重要港	地方港	計
岸壁	27	2	2	1	5
その他係留施設	332	14	17	37	69

※　国際拠点は水島港、重要港は宇野港、岡山港、地方港はその他をいう。
※　港湾の被害箇所数は全て揺れによるもの。津波による被害想定はない。
※　被害箇所数は小数第１位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。

５　生活支障等

ア　避難者（被害が最大となるもの：④正月・夕）　　（単位：人）

		１日後	１週間後	１ケ月後
避難者数		347,120 (141,388)	218,091 (150,963)	179,382 (107,444)
	避難所避難	226,961 (87,828)	155,931 (80,530)	53,815 (32,233)
	避難所外避難	120,159 (53,560)	62,160 (70,432)	125,567 (75,211)

※　避難所外避難とは、指定避難場所、指定避難所以外の文化ホールなどの公共的施設や自動車、親戚・知人宅などへ避難することをいう。

イ　帰宅困難者　　（単位：人）

帰宅困難者	144,151～161,455

第７項　減災効果

（1）建物の耐震化の促進

県内の住宅の耐震化率は令和元度末で約82％となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を100％にした場合には、建物の全壊棟数は９割以上（約3,000棟）軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約９割（約160人）軽減できる。

住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。

さらに、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具などからの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。

加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅にとどまることが可能となり、避難者数も軽減できる。

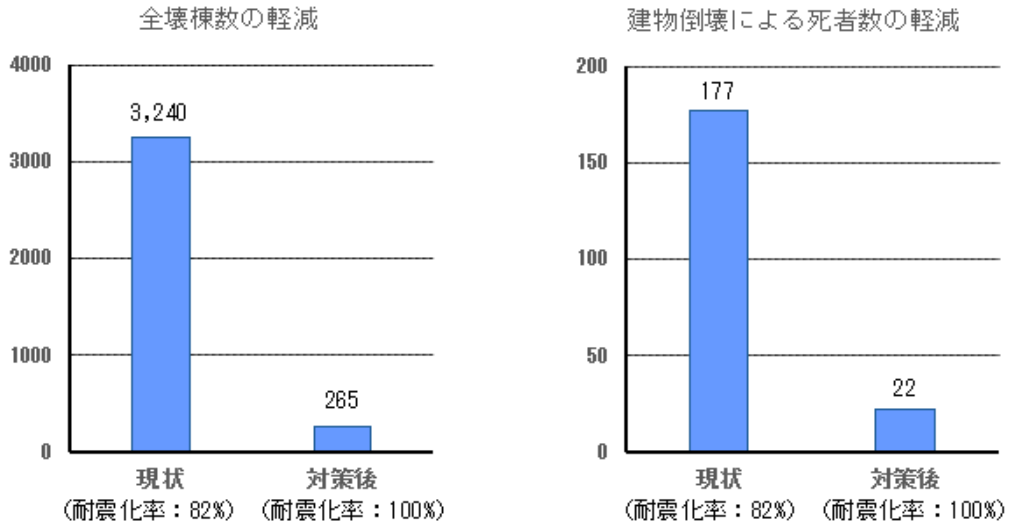

全壊棟数・死者数の建物耐震化による軽減　（単位：人）

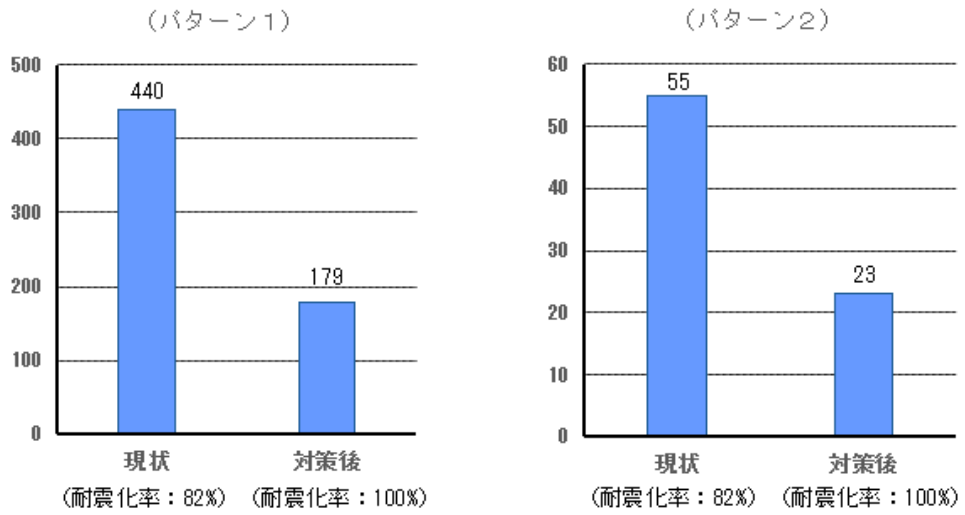

自力脱出困難に伴う津波死者数の建物耐震化による軽減　（単位：人）

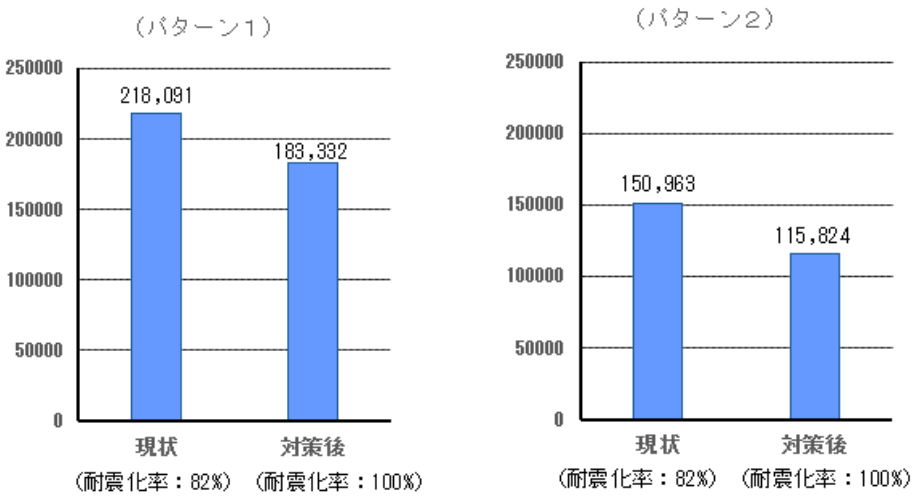

避難者数の建物耐震化による軽減（単位：人）

（2）家具等の転倒・落下防止対策の強化

県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、「令和６年度県民満足度調査同時調査　防災対策についての調査結果報告書」によると、約20.8%の世帯が対策を実施していると回答している。

この実施率を100%にすることで、死者数は約30%に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。

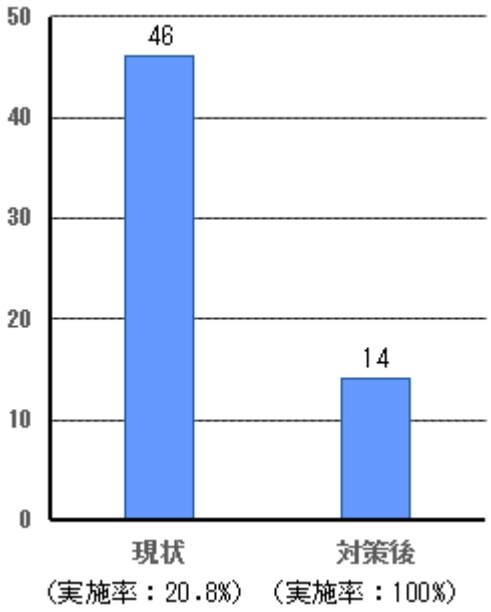

死者数の家具転倒防止による軽減（単位：人）

(3) 津波避難の迅速化

地震発生後、全員が一斉に避難すれば、今回想定した20%の人が迅速に避難する場合と比較すると、浸水域が広いパターン１では死者数は約３割に減少する。

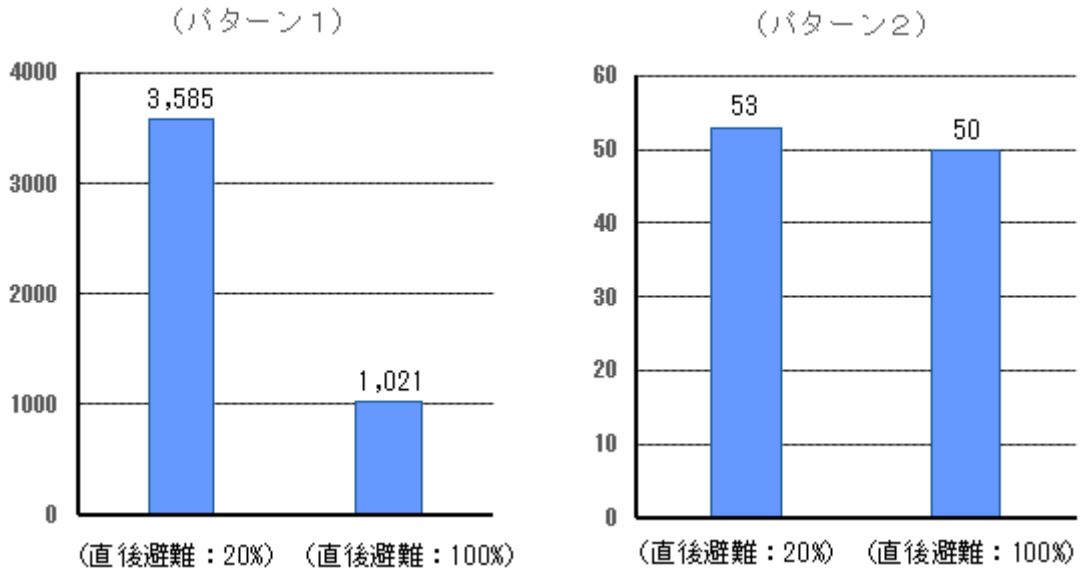

死者数の津波避難意識向上による軽減（単位：人）

第８項　被害想定を生かす

被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要である。

さらに、県民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととしてとらえ、

１　強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。

２　強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。

３　初期消火に全力をあげること。

などの取組を行うことで、尊い命を守ることができる。

平時から自らができることを確実に行い（自助）、地域の安全を地域のみんなで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

第７節　地震・津波災害対策の基本的方向

１　断層型地震

岡山県において想定される断層型地震への対応は、震度分布や規模こそ異なるが、その基本的方向や具体的な対策については、南海トラフ巨大地震の対策と何ら変わるものではない。南海トラフ巨大地震への対策を講じることにより、断層型地震への対策も同時に進むものと考えられることから、南海トラフ巨大地震と同じく被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進する。

２　南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震とそれにより発生する津波は、確率的には千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。しかし、仮に発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、西日本を中心に甚大な被害をもたらし、人的損失や国内生産・消費活動などに大きな影響を与え、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下など、被災地のみならず、その影響は我が国全体に及ぶ可能性があり、まさに、国難ともいえる巨大災害になるものと想定されている。

これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、岡山県でも被害が生じている。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に約80年経過している。

国の地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率が高いと評価されており、経年的に発生確率は高まっている。

このような地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等にかんがみて、ソフト対策も有効に組み合わせて着実に推進することが重要であり、こうした取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。

３　地震と津波への対応

南海トラフ巨大地震とそれにより発生する大きな津波への対応は、行政、企業、地域、住民等、個々の果たすべき役割を踏まえ、それぞれが着実にその対策を果たしつつ、有機的に連携し当該地震への対策に万全を期する必要がある。

特に広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。さらに、企業等の事業継続の取組や家庭での備蓄の促進等、被災地域以外でも取組を進める必要がある。

とりわけ、巨大地震に伴う津波に対しては、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた対策も生かしつつ、住民避難を中心に、県民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。

また、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、全て素早い避難の確保を支援する対策として位置付け、避難施設、防災施設、土地利用等を組み合

わせた総合的な津波対策を検討する必要がある。

第８節　津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災においては極めて甚大な津波による被害を被った教訓から、津波災害対策は、次の２つのレベルの津波を想定することを基本とする。

① 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（以下、「レベル１の地震・津波」という。表記：Ｌ１）

② 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（以下、「レベル２の地震・津波」という。表記：Ｌ２）

レベル１の地震・津波（Ｌ１）に対しては、住民等の「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

レベル２の地震・津波（Ｌ２）に対しては、「命を守る」ことに加え、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所（道路の高架区間等を避難場所等として活用する緊急避難施設や津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備など、津波浸水想定を踏まえたハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

(1) 津波からの人命の確保

津波対策の目標は、津波から「命を守る」ことである。ハード対策としての海岸保全施設等の整備・維持を前提として、住民等の避難が迅速に実施可能なように、情報伝達体制、避難場所、避難施設、避難路の整備が重要である。また、最も重要なことは、一人ひとりが主体的に迅速に適切に避難することであり、それを促す防災教育、避難訓練、要配慮者支援等の総合的な対策を推進する必要がある。なお、これら津波対策の推進に当たっては、デジタル技術の活用を通じて効果的な実施に努める。

(2) 日頃からの心構え

津波の到達までに時間的に余裕がある場合であっても、低地であり、周辺に高い建造物や高台がない地域では、思いのほか遠方への避難が必要となる場合もあることから、地震発生後、即座に安全な場所への避難を開始するよう、日頃からハザードマップ等で津波浸水深､避難場所を確認しておくなど十分な準備を行っておく必要がある。

(3) 地域の実情に合わせた対策の検討

津波による被災は、地形や町の広がり、津波の外力等のように、各地域によって大きく実情が異なることから、重要施設の耐浪化だけでなく、これら施設の配置の見直しや土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域での最良の方策を検討する必要がある。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：701）

第９節　地震・津波災害に関する調査研究

県・市町村防災対策研究協議会、中国地方・中四国広域防災責任者会議、南海トラフ地震に関する都府県連絡会、南海トラフ地震防災対策推進地域連絡協議会などを活用し、国、他都道府県、市町村、防災関係機関、大学等との緊密な連携の下、被害を軽減するために必要な調査、研究を引き続き進める。

第２章　地震・津波災害予防計画

第１節　自立型の防災活動の促進

第１項　防災知識の普及啓発計画

１　現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を県民一人ひとりが持ち、食料・飲料水の備蓄など、平時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

県では県独自の被害想定を行い、最大級の地震・津波が発生した場合の被害について公表している。これは、県内各地における防災対策を考えるための基礎資料であり、県として広く周知する必要がある。

市町村は、この被害想定を基にハザードマップ等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、広く住民に認識させ、迅速な対応が行われるよう周知を図る必要がある。特に本県では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要がある。

２　基本方針

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、地域防災力の向上を図る。

県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、地震津波の被害想定を始め、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信し、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。

地震については､本震及びそれに続く余震による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、企業等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

特に津波については、自らの身は自ら守るとの基本理念に基づく個々人の判断による避難行動が被害を最小にするために重要であることから、津波の危険性や特徴、津波警報等、避難指示等の意味合い、避難方法や避難場所等、津波に関する防災知識を住民等

に対して広く啓発に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うため、対象者や対象地域などを明確にして実施するよう努める。

3　対　策

(1) 実施主体

［県（関係各部等）］

県は、防災対策の基礎資料となる最新の知見に基づく地震・津波の被害想定の周知を始め、防災知識の普及・啓発、災害教訓の収集と伝承に向けた市町村の取組を支援し、自らもあらゆる機会をとらえ、積極的に普及・啓発活動を行う。また、報道機関等の協力を得て、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用した防災知識の普及啓発の取組を行う。

また、津波による浸水のおそれのある沿岸市町に対し、浸水予測図や津波避難誘導計画策定指針を提供するなど津波避難対策の助言・支援を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく防災・減災対策の取組等の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援に努める。また、市町村及び商工会・商工会議所が共同して作成する事業継続力強化支援計画の認定を行う。

［市町村］

ア　市町村は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震・津波による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

イ　市町村は、最新の知見に基づく地震・津波の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成し、その普及を図る。

ウ　市町村は、避難場所や指定避難所、避難路を指定し、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておく。

　特に津波については、津波浸水予測図に基づいて避難場所や避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

エ　市町村は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

オ　市町村は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

カ　市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実

強化に向けて、大規模災害時等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

キ　市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

［市町村及び商工会・商工会議所］

市町村、商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

［住　民］

住民は、地域における地震・津波による被害状況を始め、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。

［企業等］

企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応､取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。その際、企業内のみにとどまらず、企業間や業種を超えた連携に取り組む。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、自らが提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、

その情報が理解されるよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

なお、県、市町村及び各業界の民間団体は、必要な情報提供等、企業への効果的な支援に努め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

［住民及び事業者］

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じ当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

なお、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：701）

(2) 家庭・地域においての普及対策

ア　防災知識の啓発は家族単位から始め、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ　県及び市町村は防災週間や防災関連行事等を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。

・住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避

難経路等の確認

・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動

・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など

・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ウ　地震保険

県及び市町村等は､地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

エ　電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(3) 事業所・職場においての普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点から、それぞれの事業所に対して、次の事項の防災意識の高揚を図る。

ア　経営者（責任者）に防災知識を啓発すること。

イ　従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。

ウ　災害時の行動マニュアルを作成すること。

エ　災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(4) 不特定多数が利用する施設においての普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅・地下街等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

ア　それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。

イ　利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。

ウ　防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

(5) 緊急地震速報の普及・啓発

県及び市町村等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第２項　防災教育の推進計画

１　現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を県民一人ひとりが持ち、平素から災害に対する備えを心がけることが重要である。

また、防災対策が有効に実施されるためには、一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、今後の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たす小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことが必須である。こうした幼少期からの防災教育と防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さと困難に立ち向かう力を育む文化を醸成する必要がある。

特に本県では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

２　基本方針

災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。

３　対　策

県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、自主防災組織や防災士等の地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

国、公共機関、県及び市町村は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

(1) 実施主体

［県（総務部、教育委員会）］

県は地震発生時における児童生徒等の安全の確保を図るため、市町村等の取組について、支援・協力を行う。

［市町村］

市町村は地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施する。

［国公私立各学校管理者］

国公私立各学校管理者は、市町村の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた計画を策定し、実施する。

(2) 防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(3) 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア　児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ　地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ　関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

県及び市町村は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ　防災知識の普及

県及び市町村は、ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

(4) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア　児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

イ　避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

１　現状と課題

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが住民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

地域防災力の向上は喫緊の課題であるが、本県の自主防災組織の組織率は全国的に見ても低い状況にあることから、早急に自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。

市町村は、発災時の甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的にかかわることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める必要がある。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実が必要である。

２　基本方針

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア　平時の活動

（ア）防災知識の普及
（イ）防災訓練の実施
（ウ）火気使用設備器具等の点検
（エ）防災用資機材等の整備
（オ）要配慮者の把握

イ　災害時の活動

（ア）災害情報の収集及び伝達
（イ）初期消火等の実施
（ウ）救助・救急の実施及び協力
（エ）避難誘導の実施
（オ）炊き出し、救助物資の配布に対する協力
（カ）要配慮者の支援
（キ）避難所運営

自主防災組織がない場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団の活動を支援する。

３　対　策

(1) 実施主体

［県（危機管理課、消防保安課）］

県は、市町村における自主防災組織の設置・育成と自主防災組織の活性化に向けた取組や消防団活動を支援するとともに、自らも普及・啓発活動等を行い、地域防災力の向上を図る。

［市町村］

市町村は、平時から声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。また、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。

(2) 地域の自主防災組織

ア　自主防災組織の育成に当たっては、地域の実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。

イ　自主防災組織は、町内会単位の組織を目指し、地域消防団と関連付け、団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

ウ　県・市町村等における各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

(3) 企業等の自主防災組織

企業等は、平時から地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。

また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

企業等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

(4) 消防団の充実・活性化

県は、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

（資料編）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1001）

第４項　防災ボランティア養成等計画

１　現状と課題

災害時には、平時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想されるところである。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当を始めとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まってくる。

特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進める上で、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平時から実施しておく必要がある。

また、防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

２　基本方針

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その活動環境の整備を図る。

また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時における防災ボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

３　対　策

◎　ボランティアの確保 ―― ボランティアの養成・登録
　　　　　　　　　　　　└― ネットワーク化の推進

(1) ボランティアの養成・登録

［県（県民生活部）］

災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定）を平時から登録し、把握するとともに、専門分野別の研修や実践型訓練の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

［市町村］

市町村は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター

が円滑に運営できるよう、平時から市町村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行うとともに、市町村社会福祉協議会との役割分担等について、市町村地域防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

［県、市町村］

県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。

また、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。さらに、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

［関係団体］

日本赤十字社岡山県支部、社会福祉協議会等の関係団体は、県や市町村と協働し、ボランティア養成やボランティア意識の醸成に協力する。

(2) ネットワーク化の推進

［県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、災害中間支援組織］

県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会及び災害中間支援組織は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。

［社会福祉協議会］

県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣府県の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

［県、市町村］

県及び市町村は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びＮＰＯ･ボランティア等との平時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。

さらに、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やＮＰＯ・ボ

ランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第５項　住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加

１　現状と課題

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。

例えば東日本大震災では、実際に指定緊急避難場所・指定避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。

このため、平時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

２　基本方針

災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

県及び市町村は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。

また、防災訓練を実施する際には、女性、高齢者及び障害のある人など、要配慮者の参画の促進に努める。

３　対　策

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務を習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 訓練計画の策定

［県（危機管理課、県民生活部、教育委員会）、市町村］

県、市町村は、自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努める。

［自主防災組織、企業等］

住民、地域、企業等は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2) 自主防災組織の防災訓練

ア　防災訓練項目

（ア）情報連絡訓練

情報収集……地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達……防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

（イ）消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

（ウ）避難訓練

各個人‥‥‥避難時の携行品等のチェック

組織単位‥‥組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた指定緊急避難場所・指定避難所まで安全に避難できるようにする。

（エ）給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

（オ）救助救急訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備え付けの資機材やＡＥＤ（自動体外式除細動器）の使用方法に習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

イ　総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

（ア）市町村又は消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

（イ）自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3) ＮＰＯ・ボランティア等との連携

県、市町村は、防災訓練を実施する際は、ＮＰＯ・ボランティア等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図る。

第６項　地域防災活動施設整備計画及び推進

１　現状と課題

地震災害時における自主防災組織の役割は重要であり、地域の防災活動の拠点となる施設を整備する必要がある。

２　基本方針

各地域の実情（都市形態、集落形態）等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

３　対　策

(1) 活動施設の整備

市町村は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所や公民館等に併設して平時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア　自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

イ　地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要となる資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

ウ　地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実を図る。

第７項　要配慮者等の安全確保計画

１　現状と課題

近年の都市化、著しい高齢化の進行、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病患者、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

また、自立した生活のために介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もあるが、災害時にはその確保が困難となる。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要がある。

さらに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保が求められている。

２　基本方針

要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平時から居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。

また、医療・福祉との連携の下で要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所等の確保を行う。さらに、社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに、災害時に適切に避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

３　対　策

◎　要配慮者等の安全確保計画
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成
- 福祉避難所等の確保
- 防災知識の普及
- 災害広報及び情報提供
- 生活の支援等
- 施設間相互の連携

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

［市町村］

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。

また、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。

市町村は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一

体的な運用が図られるよう努める。

市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

また、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に関し、次の事項を地域防災計画に定める。

ア　避難行動要支援者名簿

・避難支援等関係者となる者
・名簿に登載する者の範囲
・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
・名簿の更新に関する事項
・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
・避難支援等関係者の安全確保
・その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

イ　個別避難計画

・優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方
・避難支援等関係者となる者
・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
・個別避難計画の更新に関する事項
・個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置
・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
・避難支援等関係者の安全確保
・その他、個別避難計画の作成及び利用に関して必要な事項

［県（危機管理課）］

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

［住　民］

避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、居住地の市役所、町村役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努める。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を

把握しておくよう努める。

（資料編）
第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：702）

(2) 福祉避難所等の確保

［県（子ども・福祉部）、市町村］

県は、市町村が行う福祉避難所等の確保に協力し、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

また、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

［市町村］

市町村は、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、市町村は、小・中学校や公民館等の指定避難所に、介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した、地域における身近な福祉避難所、老人福祉施設及び障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる、地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。

さらに、市町村は、福祉避難所の指定に当たり、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設設備、物資・器材の備蓄及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努める。

（福祉避難所の施設整備の例）
- 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

（福祉避難所の物資・器材の確保の例）
- 介護用品、衛生用品
- 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池

・医薬品、薬剤
・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 防災知識の普及

［県（危機管理課、子ども・福祉部）］

県は、市町村と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう必要な助言を行う。また、避難行動要支援者に対して、市町村においては個別の支援計画などによる支援制度があることなどを周知するよう努める。

［市町村］

市町村は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。その際、子どもや外国人にわかりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

さらに、市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。

［住　民］

要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持出袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努める。

(4) 災害広報及び情報提供

［県（県民生活部）］

県は、要配慮者のみならず、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても配慮した伝達を行う。

また、災害に関する情報を必要に応じて外国語に翻訳し、県の Web サイト等を通じて広報するとともに、市町村へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

なお、災害対策本部が設置され、必要があると認めるときは、岡山国際交流センター

指定管理者と協議の上で、災害時多言語支援センターを設置し、外国人被災者に対し、多言語による情報提供を行う。

［県（県民生活部）、市町村］

県及び市町村は、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人への避難支援等が適切に行えるよう努める。

(5) 生活の支援等

［県（子ども・福祉部）］

県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、市町村等による要配慮者に関する生活支援策の確立について助言等を行う。

［市町村］

市町村は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等と連携し、地域の特性や実情を踏まえた避難行動要支援者の避難計画を定めるなど、要配慮者への避難支援や生活支援が実効性のあるものとなるよう努める。

［社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等］

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、要配慮者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練等の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(6) 施設間相互の連携

［県（危機管理課、子ども・福祉部）］

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

第８項　物資等の確保計画

１　物資の備蓄

市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴資機材、洗濯資機材、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

２　物資の調達、供給活動

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、国の新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

３　体制の整備

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円

滑に行われるようあらかじめ体制を整備する必要がある。

県は発災時において、広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的に行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。

県は、救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行う。

4　被災地支援に関する知識の普及

県及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める必要がある。

（資料編）

第６章　必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：601）

第１　食料の確保

１　現状と課題

災害時における米穀の確保については、原則として市町村が地元米穀販売事業者の流通在庫から確保することになっているが、これができない場合は、政府所有米穀の引渡しを受けることができる。

その他食料・食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者・乳幼児・病人等に対する食料の供給に配慮するとともに、食品加工業者・外食産業等との協力協定や、他県、他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的な対応を検討する必要がある。

また、県及び市町村は、住民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持ち出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄・調達体制を確保する必要がある。

２　基本方針

県、市町村は、家庭内・事業所内での食料備蓄を推進するとともに、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他県・市町村の相互応援体制の確立、食品加工業者・外食産業等の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備

を図る。

３　対　策

［国］

農林水産省本省は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保するため、政府所有米穀の供給に係る都道府県からの手続きを定め、要請を受ける体制を整える。

［県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部、農林水産部）］

県は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保するため、事前に次の措置を行う。

ア　県内における緊急に必要な食料調達計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定

・大量調達が可能な食品製造業者、大型外食産業の所在地・能力等の調査

・調達に関する協定の締結

なお、計画等の策定に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮する。

イ　被災地に対する援助食品を受入れ、集積する場所の選定

ウ　県民、企業等に対する食料備蓄の啓発

エ　住民及び市町村の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

［市町村］

市町村は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

ア　市町村内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮する。

イ　援助食料の集積場所の選定

ウ　住民、事業所等の食料備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

エ　住民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

［住民、事業所等］

住民、事業所等においては、「最低３日間、推奨１週間」分の食料を備蓄するように努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第２　飲料水の確保

１　現状と課題

被災地への飲料水の供給については、県内市町村のタンク車及びタンク等の保有状況は非常に少なく、また、道路の混乱と合わせて考えた場合、飲料水の供給がスムーズに行えるかどうかという問題点がある。

このため、緊急用貯水槽の整備を進めるとともに、家庭内での飲料水の備蓄も進める必要がある。

２　基本方針

各市町村管内の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約３リットル／日）の水を確保する。

また、住民、企業等に対して個人、家庭内、事業所等での備蓄を勧奨する。

３　対　策

［県（保健医療部）］

県は、住民及び市町村が実施する水の確保に関し、必要な助言を行うとともに、住民、事業所等に対して飲料水備蓄について啓発する。

［市町村］

市町村は、以下について実施する。

ア　水道復旧資材の備蓄を行う。

イ　他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。

マニュアルは、以下の事項を内容とする。

（ア）臨時給水所設置場所の事前指定

（イ）臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法

（ウ）臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）

（エ）各臨時給水所と本部の通信連絡方法

（オ）必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車･給水タンク･ろ過機等）

（カ）地図等応援活動に際し必要な資料の準備

ウ　給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。

エ　住民、事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。

オ　水道工事業者等との協力体制を確立する。

［住民、事業所等］

住民、事業所等においては、１人１日３リットルを基準とし、関係人数の「最低３日間、推奨１週間」分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第３　生活必需品の確保

１　現状と課題

阪神・淡路大震災において、平時の備えの不十分さが指摘されたが、岡山県においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。

平時から県、市町村及び住民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。

２　基本方針

県、市町村は、発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなど、特に必要な品目等については、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他県・市町村の相互応援体制の確立、民間事業者の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

３　対　策

［県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）］

県は、各市町村が策定した生活必需品の備蓄・調達計画を受けて、当該計画を補完する立場から県が調達すべき生活必需品について、次の事項を内容とする調達計画を策定する。また、ガソリンや灯油等の燃料については、関係団体と協定を締結し確保に努めるとともに、災害対応型給油所の充実等について検討する。

ア　県が確保すべき生活必需品の品目・必要数の把握
イ　県内における生活必需品の流通在庫の定期的調査
ウ　食料、燃料等の緊急物資調達に関する業者との調達協定の締結
エ　他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
オ　調達体制
カ　緊急物資の集積場所
キ　流通在庫のない緊急物資の備蓄の検討
ク　住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

［市町村］

市町村は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

ア　市町村が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握
イ　特定物資に係る流通在庫の定期的調査

ウ　特定物資の調達体制
エ　緊急物資の集積場所
オ　市町村が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所
カ　住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

［日本赤十字社岡山県支部］

被災者に緊急に支給する毛布、緊急セット（日用品等）、バスタオル等を確保しておく。

［住　民］

住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平時から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第４　個人備蓄

１　現状と課題

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。さらに、市町村等救援機関による救援活動についても、当該機関自体が被災することもあり、大きな制約が及ぶと予測される。

そのため、各家庭、事業所等においては、自主防災の観点から、災害直後の混乱時期を乗り切るための備えをしておくことが必要となる。

２　基本方針

住民、事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平時から、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別な医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

県、市町村は、広く住民、事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

３　対　策

◎個人備蓄
- 食料・飲料水の備蓄
- 生活必需品の備蓄
- 個人備蓄の意識啓発

(1) 食料・飲料水の備蓄

［住民、事業所等］

住民、事業所等は、「最低３日間、推奨１週間」分の食料・飲料水を備蓄するよう努める。なお、飲料水にあっては、１人１日当たり３リットルを基準とする。

また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児等の家族構成並びに食物アレルギーについても十分配慮する。

(2) 生活必需品の備蓄

［住民、事業所等］

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努める。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策を図っておく。

(3) 個人備蓄の意識啓発

［県（危機管理課、子ども・福祉部）、市町村］

個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報紙や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に対しても意識啓発する。

［住民、事業者等］

住民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図る。

第９項　津波災害予防計画

第１　津波に係る防災知識の普及

津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難行動が基本となることを踏まえると、住民が津波について十分に認識しておくことが重要となる。このため、県及び市町村は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、県が策定した津波の浸水予測図及び被害想定を始め、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

①　津波からの避難行動に関する知識

我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度４程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど。

②　津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など。

③　津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所・指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうることなど。

④　家庭内での備蓄等

・「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動

・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、

正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
・家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決めなど
・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動
・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、学校等においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等を踏まえ継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は沿岸地域だけでなく県内全地域で行う必要がある。

県及び沿岸市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるとともに、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、公民館等の社会教育施設の活用などにより、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

県では県独自の被害想定を行い、最大級の地震・津波が発生した場合の被害について公表している。これは、県内各地における防災対策を考えるための基礎資料であり、県として広く周知する必要がある。

市町村は、この被害想定や津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所・避難所、指定避難路等を示すハザードマップ等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、広く住民に認識させ、迅速な対応が行われるよう周知を図る。

国は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。

第２　津波を想定した防災訓練の実施

東日本大震災では、実際に避難場所・避難所に避難した住民のほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。このため、県及び市町村は、季節や時間帯等のさまざまな条件を考慮しつつ、定期的な防災訓練を居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第３　要配慮者への配慮

県及び市町村は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害のある人、外国人、旅行者などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、県及び沿岸市町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

さらに、高齢者や障害のある人等の要配慮者、特に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練などを実施する。

第２節　迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）

第１項　災害応急体制整備計画

１　現状と課題

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、大規模地震の後の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実しておく必要がある。

このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対処は不可能であることから、他の地方公共団体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、交通の途絶、通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保が困難となることが予想されるため、これらの点も踏まえた体制づくりが重要である。

先に発生した地震・津波等の災害で大きな被害を受けた後、再び時間差を置いて新たな災害が発生した場合には、建物等の被害、応急対策への支障、地盤の崩壊や液状化等のように、二度発生することによる被害の増大、救助・捜索等の活動中での発生による二次災害が生じる可能性があるので注意する必要がある。

２　基本方針

災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市町村、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。

また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平時から構築するよう努める。

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、県及び市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣

等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

3　対　策

(1) 対応計画の作成

県、市町村等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練等の実施

県、市町村等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらに、復興事前準備を講ずる。

(3) 関係機関等の災害対策本部への出席

災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応のため、必要に応じて関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

［県（関係各部等）］

◎初動体制の確立
- 緊急初動班
- 班員の指定
- 班員への連絡方法

(1) 緊急初動班

ア　大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

イ　緊急初動班については、危機管理課が統括する。

ウ　緊急初動班は、本庁（知事部局､企業局､教育庁）及びその出先機関で組織する。

エ　緊急初動班は、県内で震度５弱以上又は長周期地震動階級４を観測する地震が発生した場合に自主参集し、原課にて警戒体制をとる。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。

オ　緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

（ア）情報の収集及び幹部等への報告

（イ）国（消防庁等）への連絡
（ウ）非常体制への移行準備
（エ）地震（震度５弱以上）に伴う津波情報等の対応

（2）班員の指定

ア　班員は、通勤距離が５㎞以内の職員の中から毎年度指定する。

イ　班員は、県内で震度５弱以上又は長周期地震動階級４を観測する地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務課所に自主参集する。

ウ　班員の担当業務等についてはマニュアルを作成し、毎年度訓練・研修会等を通じて周知を図る。

（3）班員への連絡方法

班員への連絡については、職員参集システムを利用して電話、携帯電話等による通報体制を整備する。

◎非常時の処理権限の委譲

（1）本庁の措置

知事に事故ある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第１位　副知事　　第２位　危機管理監　　第３位　危機管理課長

（2）県民局の措置

局長に事故ある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第１位　次　長　　第２位　地域づくり推進課長

◎非常体制
- 非常体制の基準
- 非常体制の職員配備
- 各部（各課）の所管事項

（1）非常体制の基準

ア　県内で震度５強以上を観測する地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合には、非常体制（県災害対策本部の体制）をとる。

イ　災害対策本部の組織は、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程の定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害現地にあって本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

（2）非常体制の職員配備

ア　知事部局、企業局、教育委員会、警察本部の本庁及び出先機関の全職員が配備する。

イ　職員は、勤務時間外において県内で震度５強以上を観測する地震情報を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務課所に出勤する。

ウ　勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの県民局等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。

エ　各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じて、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

(3) 各部（各課）の所管事項

ア　岡山県災害対策本部規程第６条第２項の規定のほかに、震災対策に関する各部（各課）の所管事項を定める。

イ　各部（各課）の所管事項は、次の点を踏まえ定める。

（ア）地震対策に関する法令の改正に対応する事項

（イ）国の各省庁の事業に対応する事項

（ウ）県地域防災計画（地震・津波災害対策編）による新規・改正に対応する事項

（エ）広域応援体制の実行に対応する事項

◎災害対策本部室の確保

(1) 地震により庁舎（本庁、局舎）が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、代替本部室を確保する。

(2) 代替本部室は、次の点を考慮して選定する。

ア　耐震性を有し、本部要員の収容能力があり長期使用が可能な施設であること。

イ　通信手段及び非常電源の確保が図れること。

ウ　幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。

(3) 代替本部室の確保対策

県庁舎が損壊した場合に備え、県立図書館に代替本部室等の機能が発揮できるよう拠点機能の整備を行い、その強化充実を図る。

◎関係機関の整備 ―― 市町村及び防災関係機関の体制整備
　　　　　　　　 ―― 防災関係機関相互の連携

(1) 市町村及び防災関係機関の体制整備

ア　市町村及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制につ

いて必要な整備を図る。

イ　市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ウ　県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

エ　市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

オ　県及び市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平時から連携の強化を図る。

ア　災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時から十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の訓練及び研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

国は、県及び市町村等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。特に、県及び市町村は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努める。併せて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）につい

ては、あらかじめ、県、市町村等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、県及び市町村等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

イ　県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

ウ　県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

エ　市町村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。

オ　県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

カ　市町村は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

キ　県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

ク　各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

ケ　県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。

コ　県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

サ　県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

シ　県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。

ス　県及び市町村は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。

セ　地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

ソ　県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

タ　地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊、海上保安庁等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

チ　県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに、協力関係について定めておくなど平素から連携体制の強化を図る。また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、平時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。

ツ　関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておく。

テ　県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

ト　県は、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等との連携に努め、国等が実施する研修・訓練に参加し、質の維持及び向上を図る。

ナ　県は、市町村に対し住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災

害時の住家被害調査の迅速化を図る。

ニ　県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

ヌ　電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

ネ　県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

ノ　県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

ハ　県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

ヒ　県は、死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。

フ　県及び市町村は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

ヘ　県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の強化に努める。

ホ　県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

マ　県及び市町村は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

◎大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報による配備等

県及び市町は、津波警報等、避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害のあ

る人等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。また、県は市町に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行う。

強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

［県］

津波は、海底を震源とする地震で起こり、日本近海又は外国沿岸の地震により県内沿岸に、津波警報等（大津波警報・津波警報・津波注意報）が発表されたときは、次により配備する。

ア　津波注意報発表時‥‥次の配備担当課

・本　庁‥‥危機管理課、消防保安課、保健医療課、福祉企画課、耕地課、水産課、道路整備課、道路建設課、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局

・出先機関‥‥沿岸市町を管轄する県民局、地域事務所、企業局工業用水道事務所

イ　津波警報発表時‥‥上記アに次の担当課を加える。

・本　庁‥‥公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、疾病感染症対策課、生活衛生課、医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、農村振興課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁（教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課）、警備課

ウ　大津波警報発表時‥‥職員全員配備

エ　勤務時間外の職員配備

職員は、勤務時間外に次のいずれかにより津波情報を知った場合は、勤務課所に参集する。

（ア）津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の発表をテレビ、ラジオ等で知ったとき。

（イ）「災害関係非常連絡マニュアル」（毎年度作成）による連絡を受けたとき。

なお、時間内については、配備担当課が所管の事務を行う。

［市　町］

市町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

（資料編）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：504）

第９章　車両・機材等の保有状況（整理番号：901～910）

第12章　災害時協定等（整理番号：12001～12523）

第２項　情報の収集連絡体制整備計画

１　現状と課題

情報の収集・伝達は、電気通信事業者が提供する通信サービスや防災情報ネットワークにより行っているが、大規模な地震が発生すると通信施設の損傷等により、情報収集が困難となることが考えられる。

災害対策本部が災害時に司令塔の役目を果たすためには、これらの点を踏まえ通信手段の確保とその連絡体制を整備する必要がある。

２　基本方針

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、地域、市町村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

市町村、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策の実施が可能となるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、避難情報などの各種防災情報をWebサイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等を通じて県民へ提供する岡山県総合防災情報システムの機能の充実を図る。

県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民、県及び市町村職員等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

３　対　策

◎ 災害時の通信手段の確保 ┬ 防災関係機関の通信手段の整備
　　　　　　　　　　　　　└ 非常通信協議会との連携

(1) 防災関係機関の通信手段の整備

ア　各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化や多重化、衛星電話の活用による通信手段の整備、拡充を図るとともに、非常用発電機の整備や燃料の確保に努める。

イ　県及び市町村は、地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

ウ　迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

エ　災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。

オ　県及び市町村等は、非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。

カ　災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。

（ア）防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保

（イ）有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化の推進

（ウ）無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加

（エ）災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

（オ）非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等

キ　県及び市町村は、被害者情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

ク　県及び市町村は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から発電機等の貸与を受ける。

［県（危機管理課）］

ア　県は、図書館の代替拠点機能に必要な非常電源、通信施設等を整備・拡充するとともに、防災情報ネットワークの県庁統制局のバックアップ機能を維持・整備する。また、衛星携帯電話や衛星通信可搬装置の導入に努める。

イ　県は、消防庁等国の関係機関との既存の情報連絡体制の強化・充実を図るとともに、国の中央防災無線等による緊急時における総理大臣官邸等との緊急連絡網を確保する。

ウ　県は、防災情報ネットワークを活用した岡山県総合防災情報システムを整備することにより、市町村から、人的被害、住家被害、避難情報、避難所の開設情報等を収集し、県、市町村及び防災関係機関でリアルタイムの情報共有が図れるように努める。

特に、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。

また、震度情報などの観測情報や避難情報などの各種防災情報を Web サイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送を通じて県民へ提供する機能の充実を図る。

エ　機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶、ＳＡＲ衛星を含む人工衛星、高所監視カメラなど多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、沿岸ライブカメラを始めとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。収集した画像情報については、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。

オ　衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

カ　県内の震度観測情報を収集するとともに、気象庁、消防庁へ伝送する震度情報ネットワークの整備及び機能強化に努める。

キ　災害時の情報収集伝達等を迅速かつ確実に行うため、岡山県防災情報ネットワークの充実及び機能強化に努める。

ク　県は、岡山情報ハイウェイの非常用電源、接続拠点施設の浸水対策等を強化することにより、災害時においても安定した通信を確保し、Web サイト、電子メール等を通じた県民への各種防災情報の安定提供に努める。

［市町村］

市町村は、住民等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

ア　市町村防災行政無線（同報系・移動系）の未整備市町村は、市町村防災行政無線設備を早急に整備する。

イ　非常災害時に、市町村（災害対策本部）が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できる防災行政無線等の整備を図る。

ウ　その他住民への情報の伝達手段として有効な Web サイトによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の整備を図る。また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

エ　沿岸ライブカメラを活用して、住民に情報提供を行う。

［防災関係機関］
防災関係機関は、無線系を基本に、それぞれの業務に適した通信手段の整備・拡充を図る。

(2) 非常通信協議会との連携

非常通信協議会では、防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用できないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

これらのルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成し、非常通信訓練等を通じて災害時の円滑な通信の確保に備えるとともに、非常通信体制の充実・強化を図る。

◎災害対策本部の情報収集連絡体制
- 地震・津波情報の連絡
- 情報収集の方法
- 災害初期の情報収集・連絡
- 応急対策時の情報収集・連絡

(1) 地震・津波情報の連絡

県は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により受信した緊急地震速報を県民局等に伝送する。

市町村は、Ｊ－ＡＬＥＲＴと市町村防災行政無線等を自動連動させることなどにより、Ｊ－ＡＬＥＲＴにより受信した緊急地震速報を住民等に迅速に伝達する。

※　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）

津波警報等、緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム。

(2) 情報収集の方法

ア　被害情報の収集は、市町村から県民局を経由することを原則とするが、市町村は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部及び他の防災関係機関に連絡する。

イ　防災関係機関は、本部に情報連絡員を派遣し、情報交換の緊密化を図る。

ウ　県、県警察及び岡山市消防は、ヘリコプターを活用し、情報収集を行う。

エ　警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等を派遣し、情報を収集する。

オ　自衛隊の偵察出動による情報を収集する。

カ　県及び市町村は、沿岸ライブカメラや高所カメラを活用し、情報収集を行う。

(3) 災害初期の情報収集・連絡

ア　初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施する上で重要であり、市町村等からの報告に加え、特に緊急に出動する警察、消防、自衛隊との情報共有を図るシステムを整備する。

イ　初期には、まず次に関する被災状況の情報収集に当たる。

（ア）人命に係る被害、社会福祉施設、医療機関等の状況

（イ）道路の状況

（ウ）生活関連（電気、水道、ガス）の状況

（エ）被害規模状況の把握のための情報

(4) 応急対策時の情報収集・連絡

ア　防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、県、市町村及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。

イ　被害情報については、市町村からの報告を県が取りまとめ、消防庁に連絡するとともに、国の新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用して関係省庁に連絡する。

ウ　県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関への共有を図る。

（資料編）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：502～503）

第12章　災害時協定等（整理番号：12001～12523）

第３項　保健医療福祉活動に係る体制整備

１　現状と課題

被災地で活動する医療チーム、保健師チーム等（以下「保健医療福祉活動チーム」という。）の間における情報共有に関する課題が指摘されており、被災地に派遣される保健医療福祉活動チームを全体としてマネジメントする機能を構築する必要がある。

２　基本方針

大規模災害時に、県において保健医療福祉活動チームの派遣調整等を一元的に実施し、保健医療福祉活動の総合調整を行うことができるようにする。

３　対　策

［県（保健医療部、子ども・福祉部）］

大規模災害時に設置する県災害保健医療福祉調整本部（保健医療部、子ども・福祉部設置）及び地域災害保健医療福祉調整本部（県保健所設置）について、次の機能が発揮できるよう体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努める。

①　保健医療福祉活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
②　保健医療福祉活動チームとの情報連携
③　収集した保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

災害時に、本部における保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）や被災者の健康管理を支援する保健師等チームの応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からＤＨＥＡＴや保健師等チームの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）等の整備に努める。

［岡山市］

岡山市は、同市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療福祉調整本部による総合調整の下で保健医療福祉活動を行うものとし、平時から県との連携体制の整備に努める。

第４項　救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画

第１　救　助

１　現状と課題

震災時には、広域的又は局地的に倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるため、消防機関、警察、自衛隊等の救助隊が、迅速かつ円滑に救助活動を実施できる体制を整備する必要がある。

また、救助隊の到着までには、ある程度の時間を要することから、それまでの間を住民等による救助に期待せざるを得ず、そのための条件整備を図る必要がある。

２　基本方針

県及び市町村は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

３　対　策

◎救　助
- 組織体制の整備
- 災害対応に当たるヘリコプターの活動拠点
- 住民等による救助活動のための条件整備

(1) 組織体制の整備

県、市町村及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

［県（危機管理課、消防保安課）］

県は、広域的な応援要請・調整を行うための情報収集連絡体制の整備を図るとともに、生存者の発見を効率的に行うため必要が生じた場合に、救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制するサイレントタイムの設定に関し、関係機関と調整を図りながら検討を進める。

［市町村］

市町村は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう、組織体制の整備及び通信

手段の確保等についてあらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿ってサイレントタイム設定マニュアルを作成する。

［消防機関、県警察］

消防機関、県警察は、災害時に救助隊を迅速に組織、派遣するためのマニュアルを作成する。

(2) 災害対応に当たるヘリコプターの活動拠点

［県（消防保安課）］

災害時において、空からの情報収集や救助活動等に当たる県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の駐機、給油等を行う活動拠点を岡山空港及び岡南飛行場の２箇所に置くこととする。

(3) 住民等による救助活動のための条件整備

［市町村］

市町村は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及及び訓練を行うとともに、各消防団単位に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

第２　傷病者搬送

１　現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制は、原則として消防機関のみであり、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関そのものも被災し、医療行為を実施できなくなる等の要因により、傷病者搬送に支障を来すことが考えられる。さらに、医療機関の被災により患者の転院搬送が必要となることが考えられる。そのため、消防機関、医療機関、保健所等との連携を図り、傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

２　基本方針

災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部において、医療機関の受入可否・被災状況等の情報収集を行うとともに、ＤＭＡＴ県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請する。

また、県内で対応不可能な傷病者を県外へ搬送する場合など、必要に応じて岡山空港に航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ(Staging Care Unit)）を設置する。

３　対　策

◎傷病者搬送
- 組織体制の整備
- 広域災害救急医療情報システムの運用
- ヘリコプター等航空機による搬送
- 航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の整備
- 救急隊員等の研修

(1) 組織体制の整備

［県（消防保安課、保健医療部）］

県は、災害時において、災害対策本部の下に県災害保健医療福祉調整本部を設置し、その下に地域災害保健医療福祉調整本部を設置し、傷病者搬送に関して、ＤＭＡＴ県調整本部、保健所、医療機関、消防機関等の総合調整が円滑に行われる搬送体制を整備する。

［県公安委員会］

県公安委員会は、緊急車両等による緊急輸送のため必要な条件整備を行う。

［消防機関］

消防機関は、関係市町村、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システムの運用

［県（消防保安課、保健医療部）、市町村、消防本部、医師会、各医療機関］

県、市町村、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用する。

(3) ヘリコプター等航空機による搬送

ア　ヘリコプター等航空機の確保

［県（消防保安課、保健医療部）］

県は、道路交通網の寸断時又は遠隔地への搬送について、県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、航空運用調整班において、ドクターヘリの基地病院や岡山市等航空機保有者等の協力を得て、災害時におけるヘリコプターによる搬送手段の確保を図る。なお、大規模災害時には、自衛隊の出動や、国による広域医療搬送についても要請を検討する。

イ　ヘリポートの整備

［県（保健医療部）、災害拠点病院］

県及び災害拠点病院は、災害拠点病院のヘリポート施設の整備の充実に努める。

なお、ヘリポート施設が整備されるまでの間は、緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図る。

［市町村］

市町村は、地域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図る。

ウ　ヘリコプター基地の運用

［県（消防保安課）］

県は、岡山空港に整備した消防防災ヘリコプター基地において、広域応援等で来援したヘリコプターの支援を行う。

(4) 航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の整備

［県（保健医療部）］

県は、県内医療機関で対応不可能な人数の傷病者等が発生し、他都道府県に搬送する場合など必要に応じて、岡山空港に航空搬送拠点を設置し、ＤＭＡＴ等の医療チーム等と連携して運営する。

また、医療機関から航空搬送拠点までの傷病者の搬送について、ヘリコプターや救急車等による搬送手段の確保を図る。

(5) 救急隊員等の研修

［消防機関］

消防機関は、災害時における応急手当の方法やトリアージ知識の習得等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

第３　医療体制

１　現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。

また、災害時の病床数の不足に対応するため、県外への患者搬送訓練を今後も継続的に実施していくとともに、ＢＣＰの策定・実践により医療機関の被害を最小限にとどめ、その機能を低下させないよう努力をしていく必要がある。

なお、南海トラフ地震の場合、太平洋沿岸各県の被害が甚大で、本県の傷病者を県外に搬送できない可能性もあるため、こうした事態への対処法の検討も行う必要がある。

さらに、災害医療について医療従事者に研修を行うとともに、県民に応急手当に関する知識の普及を図る必要がある。

２　基本方針

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及・啓発を推進する。

3　対　策

◎医療体制
- 組織・体制の整備
- 広域災害救急医療情報システムの運用
- 災害拠点病院等の整備
- 災害医療チーム体制の整備
- 医療機関における耐震化、診療確保体制の整備
- 医療機関による相互支援の推進
- 効率的な医療を確保するための研修の実施
- 一般県民への災害医療の普及・啓発
- 人工透析・難病患者等への対応

(1) 組織・体制の整備

［県（消防保安課、保健医療部）］

県は、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、ＤＭＡＴ指定機関との「おかやまＤＭＡＴの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣、「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）の受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。

また、県消防防災ヘリコプターの活用、ドクターヘリの基地病院や岡山市等ヘリコプター保有事業者等との連携による傷病者等の搬送体制の整備を図る。

さらに、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等を確保する等運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

（資料編）
第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104）
第12章　災害時協定等（整理番号：12006、12031）

(2) 広域災害救急医療情報システムの運用

県、市町村及び医療機関は、国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

［県（保健医療部）］

県は、市町村、消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの迅速かつ的確な運用を図り、災害時の医療機関の被災状況、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握できる体制を強化する。

［市町村］

市町村は、当該市町村内の医療機関、消防機関、地元医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、当該市町村内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

［医療機関］

医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平時から最新の医療情報を入力する。さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた場合を考慮して、衛星回線を用いた通話や通信が利用できる環境を整備するよう努める。

(3) 災害拠点病院等の整備

［県（保健医療部）］

県は、指定した次の災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）を順次整備することにより、被災した地域の継続的な医療供給を確保する。

・基幹災害拠点病院：県下で１病院
・地域災害拠点病院：二次医療圏で１病院以上（県内１１病院）

ア　機　能

・高度の診療機能・広域搬送の対応機能
・ＤＭＡＴ等の受入機能・ＤＭＡＴ派遣機能
・応急用資機材貸出し機能
・研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

イ　整　備

・耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置
・受水槽・衛星電話・ヘリポート
・ＤＭＡＴや医療チームの派遣に必要な緊急車両
・食料、飲料水、医薬品等
・研修スペース（基幹災害拠点病院のみ）

また、災害時精神科医療中核病院を整備し、被災した地域の継続的な精神科医療を確保する。

ア　機　能

・災害発生時の診療機能・転院調整
・ＤＰＡＴ等の受入れ・派遣機能
・ＤＰＡＴ等に係る研修機能

イ　整　備

・食料、飲料水、医薬品等
・研修スペース

［医療機関］

災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システムや緊急電話等により、近隣医療機関との間で傷病者の受入れ、搬出が円滑に行われるよう連携の強化に努める。

(4) 災害医療チーム体制の整備

［県（保健医療部）］

県は、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づく災害医療チーム体制の構築に努める。

また、災害急性期の迅速な医療救護活動に資するため、ＤＭＡＴを保有する災害拠点病院等をＤＭＡＴ指定機関として指定し、ＤＭＡＴの運用に関する必要な事項を定めた「おかやまＤＭＡＴの出動に関する協定書」を締結するとともに、研修や資機材整備等の支援を行うなど、災害拠点病院等による災害医療チーム整備を促進する。

併せて、「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」に基づき、派遣・受入体制を整備し、研修等の実施による災害派遣精神医療チーム整備を図る。

［県医師会］

県医師会は、県との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護班の編成及び派遣に資するため、災害医療救護計画を策定する。

［ＤＭＡＴ指定機関］

ＤＭＡＴ指定機関は、ＤＭＡＴ研修等への積極的な参加を通じ、災害時医療救護要員の確保に努めるとともに、災害時における医療救護活動に必要な資機材の整備に努める。

［ＤＰＡＴ構成員所属機関］

ＤＰＡＴ構成員が所属する機関は、県との協定に基づき、ＤＰＡＴ構成員をＤＰＡＴ業務に従事させる。

（資料編）

第12章　災害時協定等（整理番号：12006、12031）

(5) 医療機関における耐震化、診療確保体制の整備

［医療機関］

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努める。

ア　施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備

イ　貯水槽、非常用発電等の整備

ウ　医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施

エ　災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施

オ　業務継続計画の策定

カ　人工呼吸器等の医療機器を使用している患者等の搬送先に関する計画の策定

キ　携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

(6) 医療機関による相互支援の推進

［県（保健医療部）、医療機関］

多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時には、患者の積極的な受け入れや搬送等に協力する。さらに、その旨をＢＣＰに記載する。

県においても、医療機関の業務継続計画（ＢＣＰ）の作成を促すため、研修会等を開催するなど支援を行う。

(7) 効率的な医療を確保するための研修の実施

［県（保健医療部）、医療機関及び日本赤十字社岡山県支部］

県、基幹災害拠点病院及び日本赤十字社岡山県支部は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修会を実施する。

また、各医療機関はそれらの研修会への積極的な参加等により、医療関係者の資質の向上に努める。

(8) 一般県民への災害医療の普及・啓発

［県（保健医療部）、市町村、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部］

県、市町村、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、一次救命処置（ＢＬＳ）、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、県民への普及・啓発を行う。

また、併せて駅・デパート等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

(9) 人工透析・難病患者等への対応

［県（保健医療部）］

県は、災害時における対応を迅速に行うため、医療機関における受診状況等の実態把握に努めるとともに県内及び県外の患者団体との連携に努める。

（資料編）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104（4））

第４　医薬品等の確保

１　現状と課題

救急医薬品、輸血用血液製剤等の供給については、災害時の体制を整え、それによって医薬品等の確保を行うこととなっている。

阪神・淡路大震災においては、医薬品等の確保に困難を来したことから、災害発生に備え、救急医薬品等の確保を図るため、その確保体制を整備する必要がある。

２　基本方針

救急医薬品等については、流通段階における備蓄により確保することを基本とする。

輸血用血液製剤については備蓄が困難なため的確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備する。

３　対　策

◎ 医薬品等の確保
- 救急医薬品等の確保
- 輸血用血液製剤の確保

(1) 救急医薬品等の確保

［県（保健医療部）］

県は、医薬品卸売業者、薬剤師会等と連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。

また、県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣、医薬品等の供給調整及び救護所における医薬品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を迅速かつ適切に行えるよう体制の整備に努める。

［医薬品等備蓄施設］

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、県と連携をとり医薬品等の確保に努める。

＜必要な医薬品等の種類＞

・災害後１～２日で必要と思われる医薬品等は、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いるものである。
・災害後３日目以降で必要と思われる医薬品等は、避難所の被災者に対する風邪薬、胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬、糖尿病薬等の慢性疾患を中心としたものである。

［県薬剤師会］

県薬剤師会は、県との協定に基づき、組織内の連絡及び災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣体制の整備等に努める。

（資料編）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104（2））

第12章　災害時協定等（整理番号：12042）

(2) 輸血用血液製剤の確保

［県赤十字血液センター］

県赤十字血液センターは、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう、県、市町村、県医師会及び県病院協会等との通信手段の確保に努め、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。

また、県赤十字血液センターは、中四国ブロック血液センターとの協力体制の確立に努める。

［県（保健医療部）］

県は、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう県赤十字血液センター等との連絡体制の確立に努める。

（資料編）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104（3））

救急医療品等の確保供給体制

【１】被害が局所的な場合

１　医療機関

１－①　通常取引のある医薬品卸売業者等に要請

→１－②　医薬品卸売業者等から医療機関へ

２　市町村

２－①　地域災害保健医療福祉調整本部に要請（岡山市は県災害保健医療福祉調整本部へ）

→２－②　県災害保健医療福祉調整本部へ

→２－③　関係団体へ

→２－④　医薬品卸売業者等へ

→２－⑤　医薬品卸売業者等から市町村へ

県薬剤師会から市町村へ

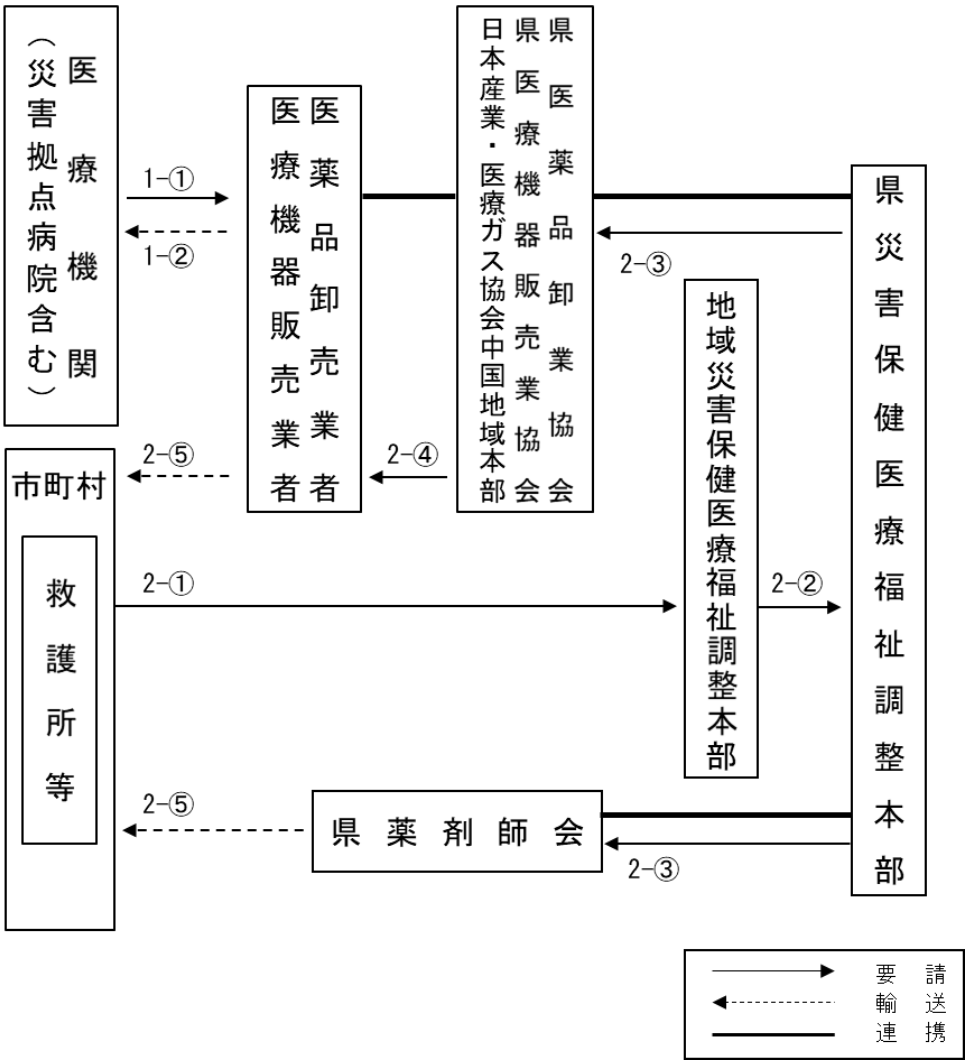

【２】被害が甚大な場合

１　医療機関
１－①　通常取引のある医薬品卸売業者等に要請
（医薬品卸売業者等で対応が困難な場合は、医薬品卸売業者等と所属団体で調整を行う）
→１－②　医薬品卸売業者等から医療機関へ

２　災害拠点病院
２－①　「１　医療機関」のルートのほかに、災害拠点病院から県災害保健医療福祉調整本部への要請も可
→２－②　関係団体へ
→２－③　医薬品卸売業者等へ
→２－④　医薬品卸売業者等から災害拠点病院へ

３　市町村
３－①　地域災害保健医療福祉調整本部に要請（岡山市は県災害保健医療福祉調整本部へ）
→３－②　県災害保健医療福祉調整本部へ
→３－③　関係団体へ
→３－④　医薬品卸売業者等へ
→３－⑤　医薬品卸売業者等から市町村へ
県薬剤師会から市町村へ

※必要に応じて、県災害保健医療福祉調整本部から厚生労働省、他都道府県へ要請
→　他都道府県ルート（┈┈┈　）で輸送

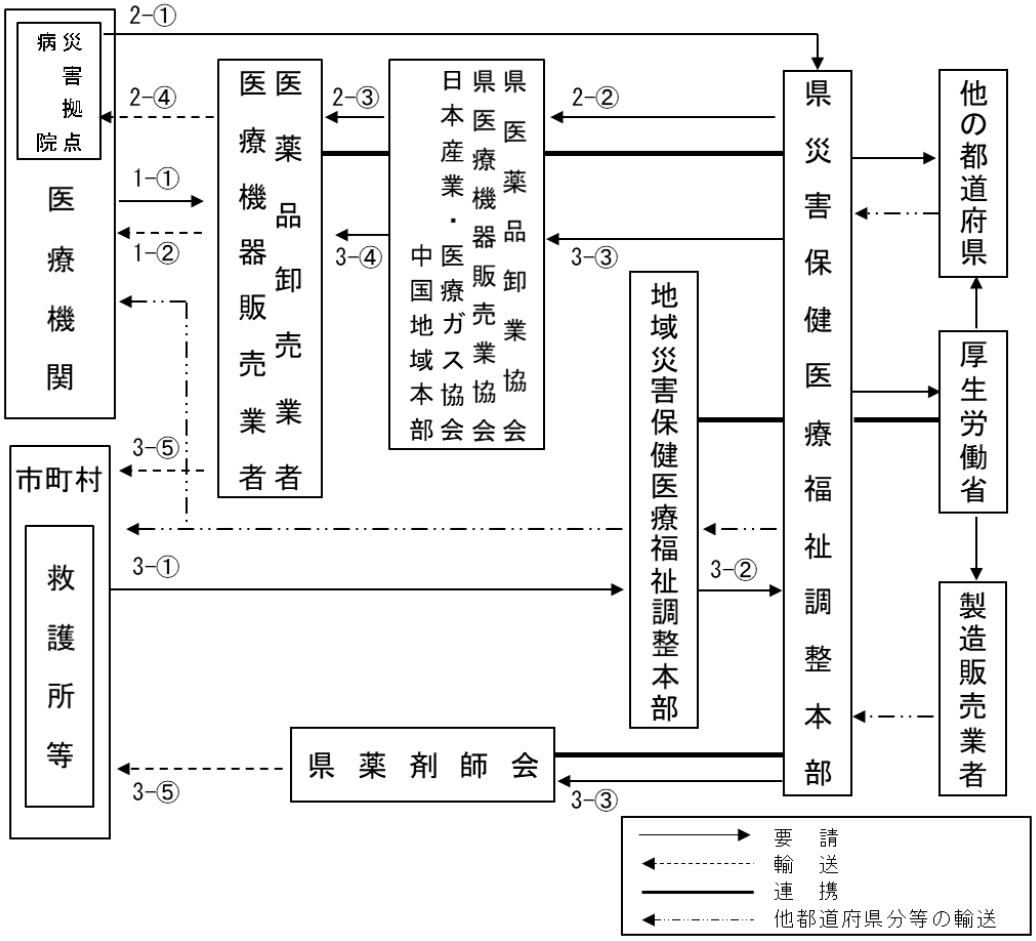

輸血用血液製剤確保・供給体制体系図

1　輸血用血液製剤確保・供給フロー
　1-①　医療機関・災害拠点病院から岡山県赤十字血液センターに要請
　　※医療機関の所在地により、要請先①②の優先順位が変わります。
　→ 1-②　岡山県赤十字血液センターから医療機関・災害拠点病院に納入

2　県内の日赤関係施設が被災した又は通信不能の場合
　2-①　医療機関・災害拠点病院から中四国ブロック血液センターに要請
　→ 2-②　中四国ブロック血液センターから日本赤十字社(近隣の血液センター)に要請
　　→ 〔2-③　日本赤十字社が近隣の血液センターに納入調整〕
　　　→ 2-④　近隣の血液センター等から医療機関・災害拠点病院に納入

注）通信不能の場合等は、市町村、地域及び県保健医療福祉調整本部、厚生労働省、日本赤十字社が連携し、協力体制を確立する。

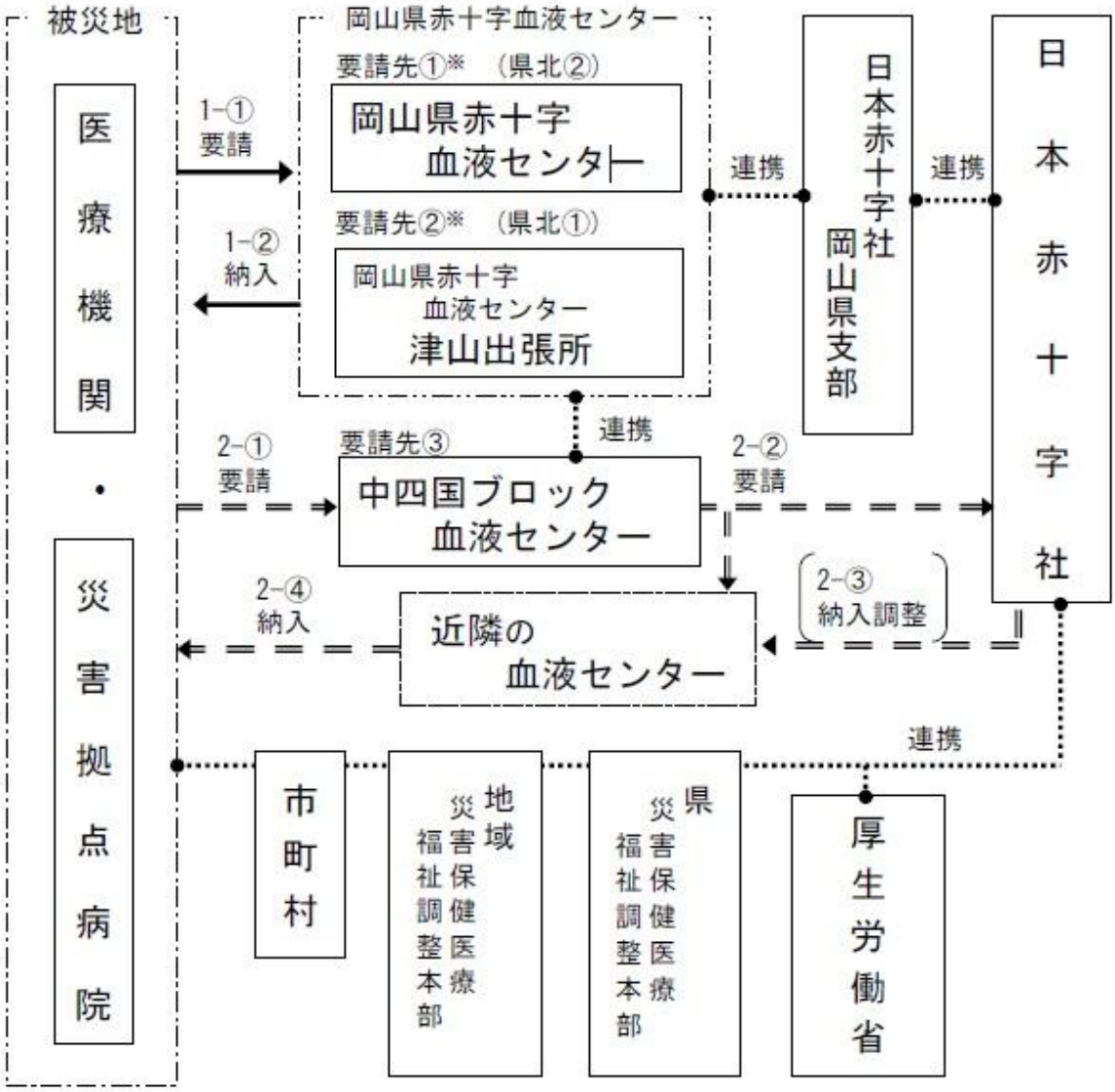

第５　公衆衛生活動

１　現状と課題

大規模な災害が発生した時は、保健所や市町村施設が被災するなどして、被災市町村のみでは被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応することが困難になることが考えられる。このため、県では、市町村の支援要請等に応じて、被災地の公衆衛生上のニーズに対応できる体制を整備する必要がある。

２　基本方針

県は、被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応する専門チームを被災地に派遣できる体制を整備する。体制整備に当たっては、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対応できるようにする。

３　対　策

◎公衆衛生活動
- 組織体制の整備
- 公衆衛生活動員の研修
- 県内職能団体との協力体制

［県（保健医療部）］

(1) 組織体制の整備

県は、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年４月１日制定）に基づき、被災者に対して公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う調査班及び保健衛生班を県保健所本所単位で編成することから、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部及び市町村が連携した情報収集・派遣体制の整備に努める。

(2) 公衆衛生活動員の研修

県は、岡山県災害時公衆衛生活動マニュアルを活用して、災害時に公衆衛生活動を行う活動員となる県保健所の保健師、衛生関係職員、栄養士、事務職員等を対象にした研修を実施し、活動員の公衆衛生上の支援能力の向上に努める。

(3) 県内職能団体との協力体制

県は、災害時には「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内22の職能団体（県医師会ほか21団体）の協力得て、保健衛生班を迅速に編成し派遣できるよう、平時から当該職能団体との連携の確認等に努める。

（資料編）

第12章　災害時協定等（整理番号：12061）

第５項　指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

１　現状と課題

地震発生時において、住民が地震に伴う津波や火災等の災害の危険が及ばない安全な場所まで迅速に避難できるよう、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として指定緊急避難場所及び避難路を指定し、標識等により場所や経路をわかりやすく標示するとともに、防災マップなどにより広報等を通じて住民に周知、徹底し、万一に備えることが必要である。

しかし、従来は、切迫した災害から緊急的に避難する指定緊急避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための指定避難所が必ずしも明確に区別されていなかったため、従来の避難場所については、想定される災害の種別ごとに安全性等の基準を満たすものであるか、点検する必要がある。

また、避難者が大量に発生し、指定している指定緊急避難場所だけでは大きく不足することが想定される場合もあることから、住宅の被災が軽微で差し迫った危険のない被災者は、住宅にとどまるように誘導する方策等を検討する必要がある。さらに、道路交通等が確保された以降は、必要に応じて被災地域外への広域避難、疎開等を促す方策を検討する必要がある。

２　基本方針

市町村は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。また、国、県及び市町村は指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

３　対　策

◎指定緊急避難場所の整備等
- 指定緊急避難場所の指定
- 指定緊急避難場所の整備

◎避難路の整備
- 避難路の指定
- 避難路の整備

第１　指定緊急避難場所の整備等

市町村は、地域の実情に即した指定緊急避難場所の指定、整備を推進する。

(1) 指定緊急避難場所の指定

［市町村］

市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から

住民等への周知徹底に努める。

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、沿岸市町にあっては、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難路を有する施設とする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(2) 指定緊急避難場所の整備

［市町村］

市街地における緑とオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業、土地区画整理事業等により積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

また、指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう、出入口部分の整備や開放等の管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを

明示するよう努める。

県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第２　避難路の整備

(1) 避難路の指定

［市町村］

市町村は、想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

(2) 避難路の整備

［国、県（農林水産部、土木部）、市町村］

市街地における道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能を始め多くの機能を持つ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には、避難路であることや指定緊急避難場所等の方向等を各所にわかりやすく表示し、速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。

第６項　避難及び避難所の設置・運営計画

第１　避難方法

１　現状と課題

地震発生時には、火災やがけ崩れ、落石、沿岸地域での津波等により、住民の生命に危険が及ぶことも想定されることから、状況に応じて早期に安全な場所への避難が必要となる。

２　基本方針

市町村長は、あらかじめ避難経路について複数ルートを確保しておくとともに、総合的な避難計画を策定し住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

３　対　策

県及び市町村は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。さらに、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

◎避難方法 ┬ 避難計画
　　└ 避難訓練の実施

(1) 避難計画

［市町村］

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

市町村は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の施設管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者に十分配慮するとともに、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

県及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

［町内会等］

町内会等においては、平時から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握に努める。

［多数が利用する施設等の管理者］

大型小売店、駅、地下街、劇場等の興業場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、突発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。

なお、避難誘導マニュアル等の策定に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

(2) 避難訓練の実施

［市町村］

発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同し、又は単独で地域住民の参加を得て避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

［町内会等］

地域住民は、市町村等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

［多数が利用する施設等の管理者］

大型小売店、駅、地下街、劇場等の興業場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ作成した避難誘導マニュアル等を活用した避難誘導訓練の実施に努める。

第２　指定避難所の設置

１　現状と課題

平成25年の災害対策基本法の改正以前は、切迫した災害から緊急的に避難する避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では、被災者の健康管理やプライバシー保護等の面で課題を残した。災害の状況によっては、多数の被災者が長期にわたり避難所での生活を強いられることも想定されることから、生活環境を確保するために必要な施設の規模や機能等を備えた施設を指定避難所として指定する必要がある。

また、東日本大震災では、津波の襲来によって避難所自体が被災して使用不可能となった事例があったことなどから、指定避難所の指定に当たっては想定される災害の影響も考慮する必要がある。

２　基本方針

市町村長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、平時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

３　対　策

◎指定避難所の設置
- 指定避難所の指定・周知
- 指定避難所の施設設備の整備
- 指定避難所における生活物資等の確保
- 指定避難所設置マニュアルの策定

(1) 指定避難所の指定・周知

［市町村］

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所について、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であっ

て、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するためにあらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、設備の整備に努める。

県及び市町村は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和56年５月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

市町村内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野

外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、または、近隣市町村への委託や近隣の民間施設の借り上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町村や民間業者等との間での協定締結等に努める。

(2) 指定避難所の施設設備の整備

［市町村］

市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

市町村は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめＮＴＴ西日本株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

(3) 指定避難所における生活物資等の確保

［市町村］

緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。

(4) 指定避難所設置マニュアルの策定

［市町村］

市町村は、災害時における指定避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

ア　指定避難所の開設・管理責任者、体制
イ　開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）
ウ　本部への報告、食料・毛布・仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
エ　防災関係機関への通報連絡体制の確立
オ　シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
カ　感染症対策を踏まえた運営方法
キ　その他開設責任者の業務

（資料編）
第６章　必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：601）
第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：701）

第３　運営体制

１　現状と課題

阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。また、東日本大震災では、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生、悪化がみられたほか、要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされたり、在宅避難者に支援物資が行き渡らない等の問題もあった。

このため、指定避難所の運営に当たっては、平時から市町村の防災・福祉・保健衛生部局や指定を受けた学校等、施設の管理者、自治会・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

２　基本方針

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、適切な対応を行う。市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

３　対　策

◎運営体制
- 行政側の管理伝達体制
- 避難者の自治体制
- 施設管理者による避難所支援体制

(1) 行政側の管理伝達体制

［市町村］

市町村は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

また、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(2) 避難者の自治体制

［市町村］

市町村は、指定避難所での避難者に対する正確な情報の伝達や円滑な食料、飲料水等の配布に努める。また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

また、指定避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、指定避難所の運営に当たっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

ア　避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項

イ　避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）

ウ　避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項

エ　避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

オ　その他避難所生活に必要な事項

カ　平常体制復帰のための対策
- 事前周知、自治組織との連携
- 避難者の生活と授業環境の確保のための対策

避難所の統合・廃止の基準・手続等

(3) 施設管理者による避難所支援体制

［指定避難所設置施設の管理者］

指定避難所設置施設の管理者は、指定避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、市町村や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加する。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：701、702）

第７項　災害救助用資機材の確保計画

１　現状と課題

震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。また、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意すること。

２　基本方針

県及び市町村は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、町内会の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていく。

また、平時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

３　対　策

［県（土木部）］

県は、救助活動に有効であると考えられるパワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、一般社団法人岡山県建設業協会やリース会社など関係団体と重機類等の借り上げに関する協定の締結に努める。

［市町村］

市町村は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借り上げに関する協定の締結に努める。

［県警察、消防機関］

ア　県警察及び消防機関は、ファイバースコープやエアーカッター等災害救助用資機材の整備・充実を図る。

イ　県警察は、各警察署・交番・駐在所の災害警備用装備資機材の整備充実を図る。

第８項　建設用資機材の備蓄計画

１　現状と課題

資機材の備蓄については、県下20箇所の水防倉庫での水防活動を想定したものを中心としており、阪神・淡路大震災でも明らかになったように、複数の被害が同時・多発的に発生する地震被害に対しては､備蓄資材の内容及び数量等の一層の充実が必要である。

２　基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体の協力を最大限に活用し、県及び市町村においては、初期活動に必要となる最小限の資機材の備蓄に努める。

３　対　策

(1) 備　蓄

［県（土木部）］

県においては、県下に20箇所ある水防倉庫を中心に、初期活動に必要な必要最小限の資機材の備蓄に努める。

なお、備蓄に当たっては、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体における資機材の保有状況を調査し、これらとの整合性を図る。

［市町村］

市町村においては、地域の自然条件や被害予想規模などを勘案し、初期活動に必要な資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送道路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。なお、備蓄計画の策定に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

(2) 調　達

［県（土木部）］

県においては、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体における資機材の保有状況を調査把握し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう協定等の締結を検討するとともに、近隣県との相互応援に関する協定に基づき、他県からの資機材の調達についても積極的に活用する。

［市町村］

市町村においては、当該市町村区域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握した上で､これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画と合わせた総合的な資機材の確保対策を講じる。

（資料編）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：505）

第９項　地域防災活動拠点整備計画

１　現状と課題

大規模災害時において、緊急避難場所・避難所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。

２　基本方針

県、市町村はそれぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。

防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

３　対　策

(1) 県の整備

県は、次のような広域防災拠点の整備に努める。

ア　長期的な物資の流通配給基地

イ　関係機関（警察、消防、自衛隊等）の応援隊の活動基地

ウ　県庁が使用不能となる場合を想定し、通信手段を考慮した代替本部機能

エ　消防防災ヘリコプター広域応援受援拠点の整備

(2) 市町村の整備

市町村は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

ア　物資等の集積基地

イ　救急、救援の活動基地

ウ　災害ボランティア等の受入施設

エ　ヘリポート施設

第10項　緊急輸送活動計画

１　現状と課題

大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定等に基づく支援物資や大量の生活必需品や食料等の輸送が予想される。

また、救助・救援活動に資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配送するためには、それをつなぐ緊急輸送活動が重要となる。

しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、平時からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。

２　基本方針

県及び市町村は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努め、広域物資拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

３　対　策

救援物資や各種資機材等の搬入は、被災者にとっては生命線であり、必ずこれを確保し、着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開､陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証等が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

(1) 拠点施設の耐震化

［県（危機管理課、総務部、県民生活部、保健医療部、子ども・福祉部、土木部、県警察、教育庁）、　市町村、指定地方公共機関、その他重要な施設の管理者］

緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設、輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に配慮する。

(2) 道路啓開の迅速化

［国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察］

道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等に必要な人

員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。

(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保

［県（危機管理課、県民生活部、土木部）、市町村、指定公共機関等、その他重要な施設の管理者］

県及び市町村は、陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。

ア　施設の管理者と連携をとりつつ､臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するよう努める。

イ　これらの場所を災害時に有効に利用しうるよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるよう努める。

ウ　臨時ヘリポートの災害時の利用について協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

(4) 緊急輸送車両の通行保証

［県（危機管理課、県民生活部、県警察）］

県及び市町村が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、災害発生前においても緊急通行車両に係る確認を受け標章等の交付を受けることができることから、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るために、民間事業者等に対して事前に確認を受けるよう周知及び普及を行うとともに、自らも積極的に事前の確認を受ける。

(5) 港湾施設の耐震化、航路啓開等

［港湾管理者］

港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど、関係機関と連携して、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、それを踏まえて港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等、必要な対策を講じる。

また、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のため、国及び近隣県の港湾管理者による港湾広域防災協議会の設置を検討し、それを踏まえて緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。

港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずべきことを勧告し、改善されない場合は命令を行う等の対応を行う。

(6) その他の環境整備等

［県（危機管理課、県民生活部、子ども・福祉部、産業労働部）、市町村］

県及び市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

第11項　消防等防災業務施設整備計画

１　現状と課題

地震災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救助、道路障害物の除去等に適した資機材や消火､救急活動に必要な車両等の整備を図っておかなければならない。

２　基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる警察、消防及び自衛隊における防災関係資機材等の整備・充実を図る。

３　対　策

(1) 警　察

ア　ヘリコプターテレビシステムの充実を図る。

イ　ヘリコプターの活動拠点を県内各地域に設置する。

ウ　災害時における警察の主な任務である救出救助及び交通規制に要する災害警備用装備資機材の整備に努める。

エ　警察災害派遣隊等の災害警備用装備資機材整備に努める。

(2) 消　防

ア　管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。

（ア）防火水槽、耐震性貯水槽の整備

（イ）池、河川等の自然水利の活用を図る措置

（ウ）プール、下水道等の既存の人工水利の活用を図る措置

（エ）道路横断用のホース保護具等の整備

イ　消防防災ヘリコプターの活動拠点を警察と連携を図りながら県内各地域に設置する。

ウ　大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。

エ　緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。

オ　ファイバースコープ等の災害救助用資機材の整備を図る。

(3) 自衛隊

ア　自衛隊が行う救援活動の資機材の整備、充実を図る。

イ　ヘリコプター利用に備えてヘリポート適地を調査する。

第12項　広域的応援体制整備計画

１　現状と課題

南海トラフ巨大地震などの大災害に際しては、近隣県自体が被災地域となり、対口支援の取り決めが機能しないなど、従来の自治体間の応援システムが機能しなくなることも想定する必要がある。

また、被害が比較的少ない県は、自力で災害対応を行うと同時に被害の甚大な地域への支援も行うという考え方を持つ必要があり、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」との整合に留意しながら、国の関係機関、中国・四国地方を中心とする都道府県間、県内市町村間での広域的応援体制の確保・充実に向け、具体的な活動計画について、関係者で十分に協議、検討しておく必要がある。

２　基本方針

県では、大規模災害を想定した広域の応援体制として、現在、中国５県、中四国地方９県及び全国都道府県との相互応援協定を締結しており、協定に基づく広域応援が円滑に行えるよう、活動マニュアル等の整備等を推進するとともに、合同訓練等を通じて応援体制の実効性を高める。

また、県内における被災で応援が必要になる場合を前提に、県及び市町村間で相互応援協定を締結しており、市町村の応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、東日本大震災における岩手県遠野市の例も参考にしながら、支援・受援計画の具体化を進める。

３　対　策

◎応援体制
- 応援要請の判断
- 応援に係る事項・機関
- 応援の受入体制
- 応援活動の相互調整

(1) 応援要請の判断

ア　応援要請は被災市町村長が判断をすることを原則とする。

イ　地震被害は市町村域を超えて同時多発するものであり、事態によっては広域的観点から、知事が必要な機関、自治体等に応援要請ができる。

(2) 応援に係る事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。

ア　県内相互応援

市町村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

（ア）県は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき、被災市町村から要請があった場合には、消防防災ヘリコプターを出動させ、市町村の行う消防業務を支援する。

（イ）知事は、特に必要があると認めるときは、被災地に隣接する市町村長に応急措置の実施について応援を指示する。

（ウ）岡山県下消防相互応援協定の活用を図る。

（エ）市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。また、県は、市町村相互応援が円滑に進むよう配慮する。

イ　県外からの応援

県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

（ア）自治体の応援

災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づき、カウンターパート県やブロック単位等の応援を受ける。また、必要に応じて他都道府県からの災害救助法に基づく救助の応援を受ける。

（イ）警察の応援

警察災害派遣隊等の応援を受ける。

（ウ）消防の応援

緊急消防援助隊等の応援を受ける。

（エ）自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、市町村からの要請を待つことなく迅速に行う。

(3) 応援の受入体制

県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

ア　自治体応援の受入れは、県又は市町村が行う。

県は、災害等発生時の広域支援に関する協定等に伴い、応援を受ける場合及び他県を支援する場合を考慮して、岡山県災害対策本部規程の各部（課）の所管事項を整備する。

イ　警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。

警察……警察災害派遣隊等

消防……緊急消防援助隊等

ウ　自衛隊の受入れは、基本的には被災市町村とするが、県は、状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。

(4) 応援活動の相互調整

ア　警察、消防、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとりあい災害情報等の共有に努める。

イ　人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう、相互に調整を行う。

ウ　消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの効率的な運用調整及び安全な運航の確保について、岡山県航空運用調整会議であらかじめ協議しておくとともに、災害時において、情報収集や救助・救急活動等を複数機関のヘリコプター等航空機及び無人航空機により行うため、必要がある場合は、県災害対策本部内に関係機関の職員で構成する航空運用調整班を設置し、航空機及び無人航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有を行う。

エ　航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼する。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼し、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

◎広域支援体制の確立

県及び市町村は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、国は、県及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

(1) 災害の発生により、被災県独自では十分な応急措置ができない場合に備え、他の県と広域支援体制の確立に努める。

(2) 「災害等発生時の広域支援に関する協定」については、中国地方５県と平成24年３月１日（平成７年７月13日に締結した協定の改正）に、中国・四国地方９県と平成24年３月１日（平成７年12月５日に締結した協定の改正）に、全国都道府県と令和３年11月22日（平成８年７月18日に締結した協定の改正）に、それぞれ協定を締結しており、その概要は次のとおりである。

ア　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

イ　被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

ウ　避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、船艇及び航空機の派遣及びあっせ

ん並びに資機材の提供

エ　医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

オ　避難者を受け入れるための施設の提供

カ　前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

その他、香川県と昭和48年５月10日に、兵庫県と平成８年５月31日に「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

また、ヘリコプターに関しては、中国地方５県と平成23年３月１日に、香川県と平成23年８月30日に「消防防災ヘリコプター相互応援協定」を締結している。

(3) 中国地方５県及び中国・四国地方９県では、「災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成23年11月21日（基本合意書の締結）から導入しており、平素から、カウンターパート県等との交流を深め、有事の際における広域支援体制の確立を図る。

(4) 「災害時における相互協力に関する基本協定書」については、中国地方整備局長と岡山県知事にて平成22年12月15日に協定を締結している。これにより大規模災害時において中国地方整備局と初動段階から綿密な連携を図り、県民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることとしている。具体的には、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策その他必要と認められる事項について、機材及び人的・技術的支援を受けることである。

(5) 中国地方５県、中国・四国地方９県、全国都道府県等との連携・調整を図りながら大規模広域的災害時における実効性をより高めるため、広域支援体制の不断の見直しを行う。

(6) 消防広域応援体制の充実については、他県から緊急消防援助隊が派遣された場合に設置する消防応援活動調整本部を防災・危機管理センターに併設し、災害対策本部等とのより緊密な連携を確保するとともに、消防救急無線のデジタル化に伴い通信システムを整備することで、防災対策力のさらなる強化を図る。

(7) 南海トラフ巨大地震が発生した場合、大きな被害は県南で発生すると考えられることを踏まえ、県及び市町村の相互応援協定に基づく活動計画の具体化に当たっては、県南と県北の地域的な役割分担のあり方も含めて検討を進める必要がある。

第13項　外国からの支援受入体制整備計画

１　現状と課題

外国からの支援については、外交ルートを通じて行われるもののほか、姉妹都市や日系人団体からの自発的支援が考えられる。

言葉等の課題もあり、被災地への案内や応急活動について防災機関との連携、受入体制を整備する必要がある。

２　基本方針

外国からの支援については、国の防災基本計画に従い、外務省ほか関係省庁と協議し、対応する。

３　対　策

◎救助隊等の人的支援
- 国の機関との調整
- 県内の関係機関との調整

(1) 国の機関との調整

次の事項については外務省ほか国の関係省庁の指示又は連絡により対応する。

ア　外国からの支援対応、外国人の入国及び捜査犬の動物検疫等

イ　通　訳

ウ　被災地までの移動方法等

(2) 県内の関係機関との調整

ア　支援活動の範囲、現場案内等については、国の指示等に基づき必要に応じて県内の関係機関で協議する。

イ　通訳については、必要に応じて県内の留学生の協力を得る。

◎救援物資等

救援物資等は、県外又は県内の送達が考えられ、いずれかの到着地から被災地までの搬送等については国の方針に従い対応する。

ア　到着地（空港、港）における防疫等の措置

イ　航空・通関業者等の費用の無料化

ウ　到着地から被災地までの輸送手段、運送費の扱い

第14項　行政機関防災訓練計画

１　現状と課題

災害を最小限度にとどめるためには、平素から各種訓練を実施する必要があるが、必ずしも全ての市町村では実施されてはいない状況にある。

このため、県は市町村を始めとする防災関係機関との連携による災害対策はもとより、県民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりや、年１回以上各種訓練を実施することにより、緊急事態に即応できるよう機動力の維持に努める。

２　基本方針

地震・津波災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、県及び市町村は、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びＮＰＯ・ボランティア等の参加を得て、緊密な連携の下に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、県民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等さまざまな条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、県及び市町村等の防災体制等の改善を行う。

３　対　策

◎県、市町村の防災訓練
- 総合防災訓練
- 地震対応訓練
- 広域的防災訓練
- 気象予報及び警報伝達訓練
- 配備訓練
- 非常通信訓練
- 高圧ガス等特殊災害対策訓練
- 避難所開設・運営訓練

(1) 総合防災訓練

大規模な地震・津波災害を想定の上、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

ア　訓練参加機関

・県、警察、市町村、消防機関、自衛隊
・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
・医療、看護等の関係団体
・町内会、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の防災関係団体

イ　訓練項目

・防災意識の高揚
・住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
・防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
・防災関係機関による応急対策訓練
・緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
・ライフライン等の確保訓練
・指定避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
・災害対策本部訓練
・広域応援要請訓練

ウ　訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し防災体制の改善に反映させる。

(2) 地震対応訓練

大規模な地震・津波災害発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練を実施する。

・災害対策本部の設置訓練
・情報の収集伝達訓練
・人命救助等応急対応訓練
・受援及び市町村支援訓練
・消防応援活動調整訓練
・航空運用調整訓練
・災害保健医療調整訓練
・災害対策本部会議訓練

(3) 広域的防災訓練

災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づきカウンターパート県等と、又は広域的に次の防災訓練を実施する。

・支援要請訓練
・情報連絡訓練
・応援隊等の応援・受援訓練
・広域支援本部設置・運営訓練
・支援における必要な物資、資機材の確保訓練

(4) 気象予報及び警報伝達訓練

気象予報及び警報を県（出先機関を含む。）及び全市町村に伝達し、情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。

(5) 配備訓練

ア　県は、緊急初動班員の配備及び情報収集・伝達等の訓練を行う。

イ　市町村は、職員の配備、呼び出し等の訓練を行う。

(6) 非常通信訓練

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、災害時の通信確保のため、非常通信協議会と連携し、有・無線の通信訓練を実施する。

(7) 高圧ガス等特殊災害対策訓練

県・市町村は、消防及び事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

(8) 避難所開設・運営訓練

県及び市町村は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

◎関係機関の防災訓練
- 県警察
- 消防
- 自衛隊
- 指定地方行政機関等

(1) 県警察

ア　災害警備実施計画に基づく一般部隊（救出・救助部隊等）の実践的な訓練を実施する。

イ　警察災害派遣隊等に関連する実践的な訓練を実施する。

(2) 消　防

ア　岡山県下消防相互応援協定に基づく実効的な訓練を実施する。

イ　緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。

ウ　消防職員の非常招集訓練等を実施する。

(3) 自衛隊

派遣要請があった場合に救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練に参加するほか、部隊での訓練を実施する。

(4) 指定地方行政機関等

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関が所掌する防災業務の訓練を実施する。

第15項　津波避難計画

１　現状と課題

東日本大震災では、15,000人以上にも及ぶ尊い命が犠牲となったが、そのうちの90％以上が溺死であり、津波による被害がいかに甚大なものであったことがわかる。津波に対しては､住民の命を守ることを最優先に避難を中心とした対策に取り組む必要がある。

本県の場合、想定されている南海トラフの震源から距離があるが、地震発生後の津波到達までの時間はあくまでも推計値であり、津波の発生のおそれがある場合には、速やかに避難する必要があることから、自分はどこにどう避難するか等、住民一人ひとりが避難に関する基本的事項を把握しておく。

２　基本方針

迅速かつ確実な住民等の避難行動を確保することを基本とし、住民の命を守ることを最優先に、沿岸市町及び県、防災関係機関が連携し、津波警報等の迅速な情報伝達や指定緊急避難場所等、安全な避難場所への的確な避難誘導の実施体制の確保を図る。

３　対　策

◎住民の避難誘導
- 避難情報等の伝達
- 津波避難誘導体制の確保
- 安全な避難の確保

(1) 避難情報等の伝達

迅速・的確な避難のため、市町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォンアプリを含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。

さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難指示の伝達内容等についてあらかじめ検討し、その際には高齢者や障害のある人、外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する者への情報伝達体制の整備に留意する。

(2) 津波避難誘導体制の確保

ア　避難指示発令基準

沿岸市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとし、その設定・見直しに当たっては、県や気象台等との連携に努める。また、国及び県は、市町に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災

体制確保に向けた支援を行う。

イ　津波避難誘導計画

沿岸市町は、津波発生時において住民が迅速・的確に避難できるよう、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的かつ実践的な津波避難誘導計画を地域ぐるみで策定するとともに、その内容を住民等へ周知徹底するよう努める。

また、計画の策定に当たっては、自動車による避難は、渋滞が発生し円滑な避難が妨げられるなどの危険性があることから、徒歩による避難を原則とするが、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の状況、避難路の状況等の地域性を考慮し、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、円滑な避難が可能な経路や交通量抑制策等をあらかじめ警察と十分調整し、各地域で合意形成を図るなど、具体的な方策を検討する。

ウ　避難支援体制

避難行動要支援者名簿を活用した効果的な避難支援や迅速な安否確認、その他要配慮者への対応並びに消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など津波災害時において防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するための津波到達時間内での防災対応及び避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準をあらかじめ定めて住民等に周知する。さらに、広く住民参加を促しながら避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の適切な見直しを行う。

(3) 安全な避難の確保

ア　指定緊急避難場所等の指定

沿岸市町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを津波災害に対する指定緊急避難場所として指定する。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとするが、津波に対する安全性等に違いがある場合には、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

さらに、津波浸水予測図、津波到達時間及び地形的条件などを勘案し、避難が困難と想定される地域等において、沿岸市町は、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビルの指定に努めることとし、その指定に当たっては、あらかじめ施設管理者と調整し、外部階段の設置や避難路の確保等、迅速な避難に必要な対策を講じる。

イ　多数が利用する施設の安全対策等

県、沿岸市町及び施設管理者は、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、県及び沿岸市町は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域においては、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するとともに、区域内への海抜標示や誘導標識等の整備を効果的に実施し、住民や一時滞在者等の避難の意識が高まるよう努める。

第16項　公的機関等の業務継続性の確保

１　現状と課題

県、市町村、その他防災関係機関は、災害発生時において、重要な役割を担うが、過去の災害においては、自らの被災による庁舎や電気・通信機器の使用不能や、災害発生に伴う業務量の急増に対応する人員の不足等から、災害対応その他の業務に支障を来した事例もある。

このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。

２　基本方針

県、市町村、その他防災関係機関は、災害発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約が生じた場合にも、災害対応その他の業務が適切に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

３　対　策

県、市町村、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第３節　地震・津波に強いまちづくり

第１項　建物、まちの不燃化・耐震化計画

１　現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、地震による人的被害や経済的被害を軽減するための住宅・建築物の耐震診断や非構造部材の耐震化等を含めた耐震改修の促進が喫緊の課題となっている。昭和56年６月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、県内の住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。

また、大地震の際には、木造密集地域等都市基盤の未整備な市街地で火災が多発し、広範囲な焼失が生じており、防災性の向上に対し、都市計画区域を指定している市町村においては、土地区画整理事業等による市街地の面的整備を推進することが重要である。特に、道路や公園が火災の延焼防止に効果があったことが認められ、これら都市の根幹的な公共施設の計画的な整備が重要であることも認識した。

さらに、被災時において住民が安全に避難できる避難路の確保の重要性についても認識を新たにしたところであり、適切な整備を図る必要がある。

このほか、東日本大震災では、天井材等の脱落、ブロック塀等の倒壊等により死傷者が発生したほか、多くの人々が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけでなく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障害のある人等避難弱者と考えられる方々には、劣悪ともいうべき状況であったことから、非構造部材の耐震化等も図られ、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備が重要であり、総じて地震・津波に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。

２　基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されているといえる。

一方、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくい現状がある。

しかし、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を最小限に食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。

特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障を来す被害を受けないことが極めて重要であり、その対策を行うほか、老朽化した社会資本についても、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素がかかわりあうものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、今後、より促進していく必要がある。

火災が起きた場合には、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、都市計画区域内では、集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された防火地域、準防火地域を指定し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。

また、都市計画区域外の地域においても建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。さらに、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道についても不燃化を図り、さらに安全なまちとする必要がある。

公園、緑地等公共空地は、避難場所として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり積極的な整備を図る。整備に当たっては、土地区画整理事業、市街地再開発事業など面的な整備事業を導入し、市街地の防災性の強化を図る。

なお、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、都市計画マスタープランへ防災や減災の観点を盛り込むことを促進する。

また、県、市町村は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性向上に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努める。さらに、一時避難において多くの県民が利用する避難所については、過去の経験を踏まえだれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備を、耐震化と併せて進める。

３　対　策

◎建物の不燃化・耐震化
- 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化
- 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化
- 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化
- あんしん避難所の整備

◎まちの不燃化
- 防火地域等の指定
- 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備
- 公園、緑地等公共空地の整備
- 道路網の整備
- 計画的な防災まちづくりの推進

第１　建物の不燃化・耐震化

(1) 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

［国、県（関係各部等）、市町村、施設管理者］

国、県、市町村及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建

築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

（資料編）
第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1006）

(2) 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

［特定行政庁］

特定行政庁は、一般の住宅・建築物について、建築基準法に基づき不燃化が図られるよう指導及び助言を行う。

［県、市町村］

県、市町村は、耐震改修促進計画に基づき、一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

また、耐震診断を義務付ける緊急輸送道路等を指定し、沿道建築物の耐震化を推進する。

(3) 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化

［特定行政庁］

特定行政庁は、避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外装材及び広告板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。

また、崩落のおそれのある天井材等の非構造部材、大規模な吊り天井などを有する建築物については、所有者又は管理者に対して改修を指導する。

さらに、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等、その安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く県民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀等に対しては改修を指導する。

［県（土木部）、市町村、建築物の所有者等］

建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(4) あんしん避難所の整備

［県］

県は、過去の経験を踏まえ、非構造部材の耐震化等も図られた、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備や、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行おうとする市町村に対して技術支援を行う。

［市町村］

市町村は、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

第２　まちの不燃化

(1) 防火地域等の指定

［市町村］

都市計画区域内において指定されている防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものであり、建築物の密集した火災危険度の高い市街地の区域について指定することとされ、平成31年３月末現在で、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市の４市で386.7ha が指定されている。また、都市計画区域内の防火地域に準じ火災防止上必要な地区は、準防火地域に指定することとされ、先述の４市に、津山市、高梁市、新見市を加えた７市で1,807.4ha が指定されている。

都市計画区域内の市町村は、今後も必要に応じて、防火地域、準防火地域を拡大するとともに、指定済みの地域では、面的な市街地整備事業を導入し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。また、都市計画区域外の市町村においても、この考え方で建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。

(2) 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

［市町村］

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射（ふくしゃ）熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要であることから、市町村は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

(3) 公園、緑地等公共空地の整備

［市町村］

公園、緑地等、都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時においては、避難場所、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、都市計画区域内の市町村は、公園事業、土地区画整理事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画の策定による緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保を図り、その他の市町村も同様の整備、促進に努める。

(4) 道路網の整備

［国、県（農林水産部、土木部）、市町村］

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するよう努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を

行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(5) 計画的な防災まちづくりの推進

［市町村］

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、都市計画区域を指定している市町村は、市町村都市計画マスタープランや立地適正化計画等の中に防災まちづくりに関する方針等を盛り込むことが望ましい。

また、道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難場所、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、都市計画マスタープランに当面の整備目標として位置付けるとともに、その整備に努め、整備に当たっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

総点検は、次の視点から実施する。

道　路……避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

公園、緑地‥‥避難場所、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

延焼遮断帯‥‥道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第２項　公共施設等災害予防計画

地震・津波に強い県土の形成を図るため、県、市町村、指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設を始め、河川、砂防、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、地震・津波対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

◎公共施設の予防計画
- 道　路
- 鉄　道
- 河　川
- 砂防関係施設
- ダ　ム
- ため池
- 海岸保全施設
- 港湾施設、漁港施設
- 空　港
- 学校施設
- 公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）
- 文化財

第１　道　路

(1) 現状と課題

道路は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。したがって、都市の基盤となる道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講じる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

また、地震発生時の応急活動を円滑に行うためには、警察による交通信号機、道路交通情報板等を活用した適正な交通管理を行う必要がある。

(2) 基本方針

県の被害想定における最大震度６強の地震が発生した場合においても、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性につい

て検討を行い、必要な対策を実施する。また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障を来さないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策の推進を図る。

また、警察においても、大規模な震災が発生した場合に、交通信号機等の機能障害を最小限にとどめるため、施設の耐震化と電源・制御回線の確保のための対策を推進する。

(3) 対　策

［国、県（農林水産部、土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社］

被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋（こせんきょう）、跨道橋（こどうきょう）及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁（ようへき）、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

［県警察］

県警察は、道路交通機能の確保のため、交通信号機の倒壊防止対策として鋼管柱への仕様変更を推進するほか、主要交差点の交通信号機の電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

第２　鉄　道

［西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部］

(1) 現状と課題

西日本旅客鉄道株式会社の岡山県内における線名、線路構造物の概要は、次のとおりである。

ア　線名及び線路延長

線　名	線路延長（km）	記　事
山陽新幹線	90.8	昭和47年３月（岡山以東）開通 昭和50年３月（岡山以西）開通
山陽本線	93.7	明治24年７月開通
宇野線	32.8	明治43年６月開通
本四備讃線	13.8	昭和63年３月開通
伯備線	85.7	昭和３年10月開通
赤穂線	40.7	昭和37年９月開通
吉備線	20.4	明治37年11月開通
津山線	58.7	明治31年12月開通
因美線	25.6	昭和７年７月開通
姫新線	102.6	昭和11年４月開通
芸備線	15.6	昭和５年11月開通

イ　線路構造物の概要

線　名	橋 梁 （箇所）	高架橋 （箇所）	トンネル （箇所）	切取・盛土 （km）
山陽新幹線	565	115	27	6.3
山陽本線	895	3	4	83.3
宇野線	148	2	1	31.1
本四備讃線	62	34	3	0.5
伯備線	507		36	82.2
赤穂線	251		14	33.1
吉備線	143	4		19.3
津山線	181		3	56.1
因美線	71		4	24.1
姫新線	380		16	96.4
芸備線	80		2	14.4

平成７年１月に発生した兵庫県南部地震では、神戸市周辺の構造物に多大な被害を受けたことから、同程度以上の地震においても耐えられるように基準の見直しを行い、必要な鉄道構造物の耐震補強工事を順次進めていく必要がある。

(2) 基本方針

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

(3) 対　策

耐震補強が必要な既設の鉄道構造物の耐震補強工事を計画的に実施するなど、構造物の耐震性を考慮した保守・管理を適切に実施する。

また、被災時の代替輸送の確保に努める。

［智頭急行株式会社］

(1) 現状と課題

智頭急行株式会社の岡山県内における線名、線路構造物の概要は、次のとおりである。

ア　線路及び線路延長

線名	線路延長(km)	記事
智頭線	14.4	平成６年８月開通

イ　線路構造物の概要

線名	橋りょう（箇所）	高架橋（箇所）	トンネル（箇所）	切取・盛土（km）
智頭線	7	2	13	7.6

智頭線は、鉄道構造物のほとんどが整備から30年を超えていること、山崎断層と交差していることなどから、そのリスク評価を実施して、必要な耐震対策の方法等を検討し、計画的に対策を進めていく必要がある。

(2) 基本方針

鉄道輸送事業を災害から未然に防止し、災害時に早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災対策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者との密接な連携のものに、万全の措置を講ずる。

(3) 対　策

現在、地震による鉄道構造物のリスク評価を実施しているところであり、その評価に応じて必要な耐震対策を計画的に実施するなど、構造物の耐震性を考慮した保守・管理を行う。併せて、被災した場合に備えて、代替輸送の確保に努める。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：415）

第３　河　川

(1) 現状と課題

河川敷地は洪水を安全に流下させるための治水上のスペースとして確保されており、普段は水と緑のオープンスペースとして人々の余暇活動などに利用されている。

河川堤防は、計画高水位以下の流水の通常の作用に対して安全な構造とすることとしており、特別な場合を除き地震を考慮していない。

しかし、地震により堤防の被災が生じた際に、大きな浸水被害をもたらすおそれがある場合、特に堤防の耐震性を考慮する必要がある。

(2) 基本方針

河川管理施設については、通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低いところでは、地震により堤防が被災した場合大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施設の耐震化を図る。

(3) 対　策

［国、県（土木部）、市町村］

堤防、水門、樋門（ひもん）等の河川管理施設で耐震性の劣るものについては、地震に対してその機能が保持できるよう改良し整備を図る。

第４　砂防関係施設

(1) 現状と課題

砂防関係施設については、近年の地震による砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設等の被害はクラック等の軽微なものであることから、現行の設計基準で特に問題はないと考えられる。しかし、県内には石積ダム等老朽化したものもある。

(2) 基本方針

砂防関係施設が老朽化等により機能低下を来している箇所について、補修、補強等を行い、地震による土砂災害を防止する。

(3) 対　策

［県（農林水産部、土木部）］

砂防関係施設は、砂防堰堤と流路工などの砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。

砂防関係施設管理者は、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努め、老朽化した砂防関係施設は地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。

（資料編）
第４章　防災上重要な箇所（整理番号：405（5）～（8））

第５　ダ　ム

（1）現状と課題

ダムは、国が示した構造令等の設計基準に基づき設計し、ダム位置の選定についても入念な地形・地質調査を実施し対応しており、阪神・淡路大震災や東日本大震災においても、それぞれの被災地にあるダムの安全性に直ちに影響を及ぼす被害は発生していない状況であり、安全性は高いとされている。

（2）基本方針

現在の安全性の維持に努める。

（3）対　策

［国、県（農林水産部、土木部）、中国電力株式会社］

現在の安全性が維持できるよう適切な維持管理を行うとともに、南海トラフ巨大地震が発生した場合の対応については、今後の国の動向を踏まえた上で、必要に応じて検討する。

（資料編）
第４章　防災上重要な箇所（整理番号：407）

第６　ため池

（1）現状と課題

県下には約１万箇所のため池があり、このうち８割以上が江戸時代以前の築造で、老朽化が進行している。県内のため池については、阪神・淡路大震災の際ほとんど被害は発生していないが、東日本大震災では被災地域において多くの古いため池が被害を受けており、南海トラフ巨大地震の被害想定では県下で最大震度６強が想定されていることから、ハード・ソフト両面の対策が必要である。

（2）基本方針

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、市町村や住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。

(3) 対　策

［県（農林水産部）、市町村等］

農業用ダム、ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて危険度等の基礎的調査を実施し、調査結果に基づき、管理者である市町村等への安全管理の徹底を指導するとともに、防災重点農業用ため池等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点農業用ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民への適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、住民等と連携して訓練などを行い、地域住民の地域の災害への対応力を高める。

さらに、震度４以上を観測した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：408）

第７　海岸保全施設

(1) 現状と課題

台風等に伴う高潮被害から背後地の人命、財産を保護するため、海岸保全施設の整備を進めている。なお、過去に整備した施設については、現状での耐震機能を満足していない施設もある。

(2) 基本方針

岡山沿岸海岸保全基本計画に基づき、対象とする地震規模に対し、所要の耐震性能を満足する施設の整備を行う。

(3) 対　策

［県（農林水産部、土木部）］

岡山沿岸海岸保全基本計画に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、地震・液状化を考慮した海岸保全施設の計画的な整備を推進する。

第８　港湾施設、漁港施設

(1) 現状と課題

港湾施設は、災害時の住民の避難、大量の緊急物資の輸送及び震災後の最低限の経済・物流活動の維持に際し海上交通の拠点として、また、離島においてはライフラインの拠点として重要な役割を果たさなければならない。

(2) 基本方針

港湾施設については、大規模地震災害時において住民の避難や緊急物資の輸送を円滑に進めるとともに、震災に伴う地域経済活動への影響を低減させ、また、離島におけるライフラインの確保のため、震災に強い港湾施設の整備を促進する。

(3) 対　策

［県（農林水産部、土木部）、市］

大規模地震対策の拠点港湾として宇野港、その補完港として水島港、岡山港、東備港、笠岡港を位置づけ、順次、耐震強化岸壁の整備の促進を図る。

大規模地震対策施設は緊急時において船舶が円滑に利用できるように、沈没物や流出物により航路がふさがれたり、泊地が埋没することのないよう、施設配置を十分検討する。

さらに、耐震強化岸壁の背後用地については、地盤の液状化対策を考慮するとともに、緊急時における住民の避難や緊急物資の輸送に利用できる広場や緑地を確保し、避難場所や防災拠点としての機能強化を図る。また、市街地と結ぶ道路・鉄道と連携した交通機能の確保にも配慮が必要である。

第９　空　港

(1) 現状と課題

空港施設についても、震災時には物資・人員等輸送の交通拠点として重要な役割を果たす。

(2) 基本方針

空港施設は、震災時には重要な役割を果たすことから、災害時においても十分その機能が発揮できるよう整備、補強を行う必要がある。

(3) 対　策

［県（県民生活部）］

今後整備を行う空港施設については、耐震性の向上に留意し、既存施設についても十分な点検・管理を行うとともに必要に応じて、補強対策等を講じる。

第10　学校施設

(1) 現状と課題

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、早急に耐震化を促進し安全性を確保するとともに、防災機能を強化することが求められている。

(2) 基本方針

児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。また、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として防災機能の充実を図る。

(3) 対　策

［県、市町村］

ア　学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

イ　学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。

また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

ウ　危険物等の災害予防

学校等にあっては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの関係法令に従い、適切な災害予防措置を講じる。

エ　その他

私立学校においては、様々な制度を活用し、校舎の耐震化等の対策を促進する。

第11　公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）

(1) 基本方針

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障を来す被害を受けないよう耐震性を確保する。

(2) 対　策

［国、県、市町村、施設管理者］

国、県、市町村及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

第12　文化財

(1) 現状と課題

地震による被害としては、建造物の倒壊、津波による浸水、液状化による地盤沈下、また、美術工芸品等の転倒・落下による損傷、津波による汚損等が懸念される。これらに対しては、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を講じておく必要がある。

(2) 基本方針

文化財の保護のため県民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

(3) 対　策

［県、市町村］

ア　文化財に対する県民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

イ　「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

ウ　適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

（ア）重要文化財建造物等にあっては、定期的な修理など平時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。

（イ）建造物以外の有形文化財にあっては、移動・転倒・落下等による被害や博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。

エ　文化財及び周辺の環境整備を実施する。

オ　県は、市町村や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

第３項　ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を及ぼすとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。

特に、三次医療機関等の人命にかかわる重要施設に係るライフライン施設については重点的に耐震化を進める。

市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

◎ライフライン施設等の予防計画
- 共同溝
- 上水道施設
- 下水道施設
- 工業用水道施設
- 電気施設
- ガス施設
- 通信施設

第１　共同溝

［国、県（土木部）、市町村］

(1) 現状と課題

電線等の地中化については、都市景観の向上、自転車・歩行者等の通行空間の確保及び都市防災機能の強化等の観点からその促進が図られてきており、県内では共同溝、電線共同溝により地中化が進められている。

今後も地中化の促進を図ることとするが、電線管理者等が相当の負担を負う必要があるため、施工箇所の協議を進める中で、その負担が支障となっている。

(2) 基本方針

震災時の電柱倒壊等によるライフラインの途絶、救命・救急、消防活動等を行う緊急車両の通行を妨げる道路の寸断等を防止するため、電線共同溝等の整備を効率的・効果的に進め、電線等の地中化の推進を図る。

(3) 対　策

電気、ガス、水道、電話等を収容する共同溝については、ライフラインの保護という観点から有効な施設であるため、建設の促進を図る。

また、電気、電話等の電線類は、架空線と比較すると地中化の場合は断線はほとん

どなく、日常の維持管理の簡素化、災害時の復旧の迅速化が図られるため、電線共同溝を始めとする地中化の促進を図る。

第２　上水道施設

［市町村］

(1) 現状と課題

住民が飲用に適する清浄な水を得ることができるようにすることは、住民の生存、生活の基本的な事項の一つであり、この整備と確保は、行政としての責務である。また、緊急時にも住民の生活や生命を守るために必要な水を供給する行政の役割は、ますます重要性を高めてきている。

＜緊急時のハード面対策＞

①　災害によって被害を受けない水道づくり

②　被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することがないような水道づくり

③　被災した場合であっても､その早急な復旧が可能な水道づくり

一方、水道事業の立場からは、水道事業は料金収入による独立採算により経営することを基本としており、早急な施設の耐震化や近代化は困難である。しかし、県の被害想定では、最大震度６強が想定されており、緊急時の飲料水の確保は、東日本大震災を例とする大災害時においても、水道事業が中心的役割を果たすことが期待されていることを再認識しておかなければならない。

この基本的認識に立ち、水道事業体としては、生活用水や生活に密接にかかわる主体としての社会的使命の重さを改めて自覚し、計画的な施設整備を始め、都市行政や防災行政とも連携して、これまでの枠に限定されずに、事業活動のあり方を検討することが必要である。

(2) 基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行い、施設の老朽度合い、震度分布図、津波浸水想定及び液状化危険度分布図など、地形・地質の状況も勘案して、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

また、災害時の広域支援体制の確立や民間事業者との連携を図る。

(3) 対　策

ア　基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするため、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施

設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

イ　老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管等については、耐震性の確保、また、東日本大震災でも立証されたことから、ダクタイル鋳鉄管等耐震管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

ウ　緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンする緊急時においても､他の水道施設によってカバーし、機能を維持できるようにして、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、既に、岡山市と倉敷市との間で行われているように、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。

エ　水道施設の広域化

応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水融通を行うことが有効である。そのため、広域的に水を融通できる広域水道を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を推進する。

オ　訓練・研修等の実施

訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに､民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。

カ　資機材の整備等

民間事業者等との協定締結などにより発災後における上水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：414）

第３　下水道施設

［県（土木部）、市町村等］

(1) 現状と課題

下水道は、重要なライフラインの一つであるが、耐震化が進んでおらず、震災等により下水道の機能が麻痺し、汚水の滞留や未処理下水の流失による公衆衛生被害が発生して、住民活動や社会活動に大きな影響が生じることが懸念される。そのため、施設の耐震化や津波対策を計画的に実施するとともに、被災時の迅速な応急復旧体制を確保する必要がある。

(2) 基本方針

下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、施設が被災した場合でも最低限の

下水道機能等が確保できるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。
また、被災時の迅速な下水道機能の復旧、事業継続体制の確保を図る。

(3) 対　策

ア　下水道施設の耐震化等

処理場や処理場へ直結する幹線管路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化、津波対策を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。

イ　下水道ＢＣＰの策定等

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、流域下水道及び市町村下水道に係る事業継続計画（下水道ＢＣＰ）を策定するとともに、訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。

ウ　下水道施設の弾力的運用

施設が損傷を受け、下水処理が不能となった場合でも、雨水滞水池、処理水質の改善や修景のための池を沈殿池、塩素混和池に転用することや可搬式処理施設を活用することにより、必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

エ　重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管若しくは汚泥圧送管等が破断した場合は、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化について検討する。

オ　下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

また、埋設度の大きい管渠は被害を受けにくいことから、光ファイバー等下水道管理用の通信網を整備し、他の行政機関の通信手段としても活用できるよう検討する。

カ　下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難場所、延焼遮断帯として活用する。

また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を検討する。

キ　資機材の整備等

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

第４　工業用水道施設

［県企業局、工業用水道事業者］

(1) 現状と課題

工業用水道の各施設は、地震に対して強度、水密性を要求されるため、工業用水道事業法において地震等に備えて安全な構造とすることが定められており、これに従って施設を築造し、維持管理を実施している。また、信頼性の向上を図るため、工業用水道施設の更新、管路の複線化等を進めている。

(2) 基本方針

工業用水は、産業の血液に例えられるように、市民生活に不可欠な生活物資や緊急時に必要な復興資材を生産している企業にとって欠かすことのできない重要な要素である。したがって、災害発生直後から他のライフラインと同様に的確に復旧しなければならず、そのためにも断水のない工業用水道の構築を目標に施設の耐震性を計画的に強化するとともに、緊急時の対応の充実を図る。

(3) 対　策

ア　取水施設

河川水（原水）を取水するための重要な施設であり、地震時においても確実に取水できるよう強固な構造とする。また、万一取水できなくなったときにも的確に対応する対策を講じる。

イ　浄水施設

浄水施設は土木構造物に加えて、計装機器、化学施設等が錯綜（さくそう）しているため、地震時にはこれらの接合部が弱点となる。このため、単品、単体の耐震性の強化にとどまらず、特に接合部の強化に重点を置いた対策を講じる。

ウ　導水・送水・配水施設

地震による被害が最も大きいと思われるのが管路である。その原因として地盤の状況があげられるので、あらかじめ地盤状況を調査し、その確認を行うとともに、耐震性の高い管路とするなどの対策を講じる。

エ　電気施設

配電線が地震により被害を受けた場合に復旧するまでの間､電源を確保するため、主要施設に耐震構造の非常用発電機を整備するとともに、非常用発電機を運転するための燃料供給ルートの計画等を定め、各施設が迅速かつ円滑に対応できる体制づくりを図り、各施設の機能が確保できる対策を講じる。

第５　電気施設

［中国電力株式会社岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社］

(1) 現状と課題

東日本大震災等の過去に発生した大震災の教訓を踏まえ、必要な対策はおおむね実施できている。完了していない対策についても計画的に進めている。また、国が公表

した南海トラフ巨大地震の想定に対する対策検討を行い、減災の考え方も取り入れ、必要に応じた対策を進めている。

(2) 基本方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去に常に努力を傾注する。

(3) 対　策

ア　配電設備

（ア）架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

（イ）地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

イ　送電設備

（ア）架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

（イ）地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

ウ　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の規模や過去に発生した地震動などを勘案した、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。また、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ　通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮し設計する。

オ　水力発電設備

水力発電設備は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令、ダム設計基準等に基づき設計する。

また、電気工作物は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準に基づき設計する。

カ　火力発電設備

火力発電設備は、発電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、火力発電設備に関する各種耐震基準に基づき設計する。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：412）

第６　ガス施設

１　都市ガス

［岡山ガス株式会社、水島ガス株式会社、津山ガス株式会社］

(1) 現状と課題

ア　ガス製造施設

（ア）ガス製造設備の設計は、ガス事業法、消防法及び建築基準法の諸法規並びに製造設備等耐震設計指針などの自主基準に準拠している。

（イ）危険物貯蔵・ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、危険物の流出防止設備・消防設備等の保安設備の整備に配慮している。

イ　供給施設

（ア）ガスホルダー

ａ　製造施設と同様に、ガス事業法などの諸法規及び球形ガスホルダー指針などの自主基準に基づいて設計しているほか、安全装置や遮断装置の設置、離隔距離等について考慮している。

ｂ　耐震構造になっている。

（イ）ガス導管

ａ　ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規及びガス導管耐震設計指針、本支管指針、供給管・内管指針などの自主基準に準拠して設計、施工している。

ｂ　新設の導管材料には被覆鋼管及びポリエチレン管を使用している。

ｃ　被覆鋼管のうち本管の継手は溶接接合とし、支管などの小口径導管は溶接接合又は抜け出し防止機構を有する機械的接合としている。なお、最近はポリエチレン管による融着接合の割合も増加している。

既設導管の一部には印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管、ネジ接合の鋼管があるため随時溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止機構を有する機械的接合の被覆鋼管及びポリエチレン管への入れ替え又は更正修理を進めている。

ｄ　ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断バルブを設置している。設置個所は、製造所及び供給所の送出導管、中圧導管の分岐箇所及びその他供給上必要な箇所などである。

また、各戸への供給管にはガス事業法及び自主基準により遮断バルブを取り付けており、さらに、ガスメーターの入側には全てメーターガス栓を取り付けている。

ｅ　ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

（ウ）マイコンメーター

地震やガス漏れ等の異常時に、一定の基準により自動的に各戸へのガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置を進めている。

（エ）ガス整圧器

地区整圧器が各戸への供給圧力を制御する最下流の圧力調整器であり、その性能及び作動の良否は、直接、ガスの使用状態に反映する。整圧器の設計、施工、維持管理については、ガス事業法等の諸法規及びガス導管耐震設計指針、本支管指針などの自主基準に準拠して安全性の確保に努めている。

ウ　通信施設

（ア）災害時有線電話、衛星携帯電話、ＭＣＡ無線等、使用目的に応じた信頼性の高い通信設備を検討し、整備に努めている。

（イ）自家発電設備や無停電電源装置、バッテリー等、通信施設に応じた停電対策を検討し、整備に努めている。

エ　巡視・点検

通常時におけるガス施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規程による自主検査を実施している。また、地震が発生した場合は、地震等防災対策に関する各社制定の要領書に従ってガス施設を点検する。

オ　供給停止体制

災害発生時に被害の大きな地域の二次災害を防止するため、必要に応じて供給停止を実施する。これを迅速かつ最小範囲の供給停止とするため、供給区域内のブロック化と各ブロックへのＳＩセンサー設置・遠隔監視体制を構築する。また、供給停止を想定した訓練を定期的に実施する。

(2) 基本方針

一般社団法人日本ガス協会による過去の地震におけるガス施設の被害に関する事例研究及び対策指針などを参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

(3) 対　策

ア　ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。

（ア）整圧所等に緊急遮断装置及び緊急放散設備等の保安設備を整備増強する。

（イ）新設するガス導管については、今後も溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止機構を有する機械的接合方法を用いた被覆鋼管及びダクタイル鋳鉄管及び、ポリエチレン管の普及に努め、導管の耐震性・安全性の向上を図る。

（ウ）既設導管のうち印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管、ネジ接合の鋼管については、耐震性に優れた導管への入れ替え又は更正修理をさらに推進する。

（エ）マイコンメーターの設置をさらに推進する。

イ　総合防災システムを確立することにより災害防止に努める。

（ア）地震の強さを知り緊急時の判断資料とするため供給エリア内に地震計を設置する。

（イ）導管情報をマッピングシステム等によりさらに整備し、計画的な耐震対策を図る。

（ウ）供給停止地区の極小化のため、被害を受けた地区のみを導管網から選択的に切り離し、その他の地区にはガスを供給できるように単位ブロックの確立を進める。
（エ）供給区域内の液状化予測を行い、必要に応じた液状化対策を実施する。
（オ）通信施設の整備、補強を行う。

（資料編）
第４章　防災上重要な箇所（整理番号：413）

２　ＬＰガス

［一般社団法人岡山県ＬＰガス協会］

(1) 現状と課題

ア　ＬＰガス製造（充填）施設

ＬＰガス製造事業者は、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

（ア）製造施設は、高圧ガス保安法等の関係法令及びＪＬＰＡ基準等の自主基準に基づき維持管理に努めている。
（イ）製造施設は緊急時に備え、緊急遮断装置、安全装置及び防消火設備等の保安用設備を配備している。
（ウ）ＬＰガス貯槽は、高圧ガス保安法の耐震基準に適合している。
（エ）危害予防規程において、防災隊の設置及び緊急時の措置基準を定め、従業員の教育・訓練に努めている。

しかし、現行の措置基準等は大規模地震を想定していないので、次の事項について検討・整備する必要がある。

（ア）広域応援体制の整備
（イ）地域性を考慮した感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し
（ウ）防災訓練の公設消防機関等との合同実施

イ　ＬＰガス消費設備

ＬＰガス販売事業者は、一般家庭用等のＬＰガス消費設備の設置及び維持管理等について、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

（ア）消費設備は液化石油ガス法等に定める設置工事基準に基づき設置し、定期的に調査・点検し、維持管理に努めている。
（イ）地震時等におけるＬＰガス容器の容器の転倒、バルブの損傷等の防止装置及びガス漏れ防止のための安全機器の設置促進に努めている。
（ウ）消費者に対し、地震発生時のガスの使用中止等の措置及び緊急連絡先等について毎年周知徹底を図っている。

今後、過去に発生した震災の教訓を踏まえ、特に次の事項について、消費者の理解を得るなどして促進する必要がある。

（ア）高機能の安全機器の100％設置

感震機能を有するマイコンメータＳ型等を設置し、販売事業所等において24時間集中監視するシステムの普及

（イ）要配慮者対策の強化

（ウ）指定避難所となる公共施設等へのＬＰガス消費設備の設置促進

地震災害時、リスク分散型のＬＰガス供給方式の採用促進

(2) 基本方針

ＬＰガスは、家庭用（県下の約70％世帯）や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はＬＰガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

(3) 対　策

ア　ＬＰガス製造（充填）施設関係

実施責任者と主要業務

（ア）ＬＰガス製造事業者

ＬＰガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育・訓練に努めるとともに、次の事項について検討・整備する。

ａ　製造施設の耐震性の強化等

特に、配管・ポンプ回りについて定期的な耐震機能の点検を強化するとともにフレキシブル管の増強等を行う。

ｂ　感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等

比較的地盤が軟弱な場所にある設備については、感震器を設置するとともに、作動したときの緊急措置マニュアルの見直し整備を図る。

ｃ　合同防災訓練の実施

防災訓練を公設消防機関等と合同で実施し、防災力の強化に努める。

ｄ　広域応援体制の整備

大規模災害に備え、県内、近県及び中央関係団体との相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。

ｅ　緊急対策用の防災工具、資機材の把握

定期的に調査し、実態を把握しておくとともに、緊急調達先について検討しておく。

イ　ＬＰガス設備関係

実施責任者と主要業務

（ア）ＬＰガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識の下に、次の事項について各自がＬＰガスの事故防止に努める。

ａ　ＬＰガスの安全についての知識の習得

ＬＰガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等についての知識を習得し実践する。

b　消防等公共機関や協会・支部等が実施する防災訓練等に参加する。

（イ）ＬＰガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にＬＰガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

a　ＬＰガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

①　容器の転倒防止（容器固定チェーンの二重がけの推進）

②　容器､ガスメータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置

③　配管は可とう性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入

④　埋設配管はＰＥ管等可とう性及び耐食性のある材料を使用

⑤　安全機器については、感震器を内蔵しているマイコンメータＳ型等による24時間集中監視システムの設置促進

⑥　容器が転倒・流出した場合に備えて、ガス放出防止機能を有した高圧ホースの設置促進

b　防災体制の強化

①　過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練に努める。

②　緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講じる。

・震度５弱以上の地震が発生したときの自主出動制度

③　岡山県ＬＰガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。

（ウ）協会、支部

会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、次の共通的事項の実施等について県、市町村及び中央関係団体等の指導・協力を受けて積極的に取り組む。

a　広域防災体制の確立

県内全域及び近県・中央団体との広域応援協定の締結及び合同防災訓練を実施する。

b　防災工具及び資機材の整備

消費設備の調査・点検及び応急修理に必要な防災工具、資機材等について定期的に実態把握するとともに、備蓄及び県外関係者からの応援体制について検討しておく。

c　ＬＰガス消費者への保安啓発活動の実施

消費者の初期防災活動が被害の拡大と二次災害の防止上重要であることから、パンフレットの作成配布、防災訓練の実施等により安全についての周知徹底を図る。

d　公共施設等へのＬＰガス設備等の設置促進

県、市町村等の公共機関に対して、地震災害発生時に指定避難所となる公共施設等に、ＬＰガス災害用バルクシステム、ＬＰガス発電機、ＧＨＰ、ガスジェネレーション等災害対策用機器の設置を促進し、災害時の緊急対応能力の強化を推進する。

e　その他必要な事項

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：411（4））

第７　通信施設

［ＮＴＴ西日本株式会社岡山支店、株式会社ＮＴＴドコモ岡山支店］

(1) 現状と課題

＜平成７年阪神・淡路大震災の場合＞

ア　ネットワーク系設備（交換所～交換所間を結ぶ設備）

長距離系設備については、これまでの各種信頼性向上施策が功を奏し、通信サービスの中断を免れた。また、交換所内通信設備は地震の被害を受けず、主要伝送路も予備伝送路に切り替わったことで通信上の影響は回避できた。

地域系設備については、地震の影響を受けやすいこと（停電等）からサービス中断を免れることはできず通信設備等が長期間機能停止し、ピーク時には被害が約28万５千加入に及んだ。

イ　アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）

アクセス系設備は10万を超える家屋の倒壊や火災等により、架空ケーブル、電柱、引込線が被災し、約19万３千加入が被害を被った。

地中設備については振動により、ケーブル、管路、マンホール等に被災があったが、これらに起因する故障は少なかった。

ウ　建物・鉄塔設備

（ア）通信建物

新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大震災級の地震に耐えられる設計としており、耐震性を発揮した。

（イ）鉄塔設備

鉄塔設備については２基が被災したが、通信には影響を及ぼさなかった。

エ　電話輻輳（ふくそう）の影響

大都市が被災したことから、過去に類を見ない電話輻輳（ふくそう）が発生し、数日間継続した。

オ　公衆電話への影響

停電によりカードが使用できなくなったことから、硬貨の収納スペースが満杯（コイン詰まり）となり利用できない状態が多数発生した。

＜平成12年鳥取県西部地震の場合＞

鳥取県西部地区で市内のケーブルの被害があったものの、他の通信設備については被害がなかった。しかし、地震発生直後、安否確認等の通話が大量発生したため数時間電話の輻輳状態が継続したが、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により当日夕方には緩和された。

＜平成23年東北地方太平洋沖地震の場合＞

宮城県牡鹿半島沖を震源とするM9.0、最大震度７の大震災直後の大津波により、岩手県・宮城県・福島県において全壊・流出ビル41ビル及び広域停電による通信設備の機能停止した通信ビル344ビルで約152万回線の通信サービスが中断した。

沿岸部の通信設備被害は電柱流出・損壊6.5万本、ケーブル流出・損壊は、約6,300kmであった。

なお、「公衆電話の無料化」、「災害用伝言ダイヤルサービス（171）」、「災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供は震災当日から実施し、５ヶ月間で約380万件の利用があった。

(2) 基本方針

過去の大震災等の教訓から、平時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

ア　アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等と連携して、地中化を推進する。

イ　通信電源の確保

広域停電に対処するため主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

ウ　緊急通信確保のための衛星通信の利用

地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星による衛星回線システムを構築する。

エ　通信ビルの密閉性の強化

津波等のおそれのある地域について耐水構造化とする。

オ　中継伝送路の信頼性向上

交換所～交換所間を結ぶ主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

第４項　廃棄物処理体制整備計画

１　現状と課題

大規模災害時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、平時の体制ではその処理が困難である。

災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理するため、発生する廃棄物量をあらかじめ推計するほか、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置や適正な処理方法、減量化、最終処分の計画を事前に策定しておく必要がある。

さらに、広域的な処理を想定した、支援協力体制の構築が求められている。

２　基本方針

県及び市町村は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。

また、災害廃棄物の処理主体となる市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅ろう化等などの災害対策を講じるとともに、設備の整備に際しては、災害時に、廃棄物を処理しつつ電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる機能を備えるよう努める。

３　対　策

◎廃棄物処理体制整備計画
- 廃棄物処理施設の災害予防等
- 組織体制の整備等
- 災害廃棄物処理計画の策定
- 災害時の廃棄物処理体制の整備

(1) 廃棄物処理施設の災害予防等

ア　災害予防及び資機材等の備蓄

［県（環境文化部）］

県は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等に関し、必要な助言その他支援を行う。

また、災害時における建物等の解体撤去、廃棄物の収集運搬、処理、仮設トイレ等の確保について、関係団体との協力体制の整備に努める。

［市町村］

（ア）施設整備等

市町村は、既存一般廃棄物処理施設について耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅ろう化、浸水対策等を図るとともに、施設の新設に当たっては、耐震性や浸水対策、液状化等に配慮した施設づくりを行う。

また、水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよ

う、必要な設備を整備するよう努める。

（イ）仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整え、トイレカーやトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

（2）組織体制の整備等

［県（環境文化部）］

県は、市町村の状況把握を行うための情報収集、連絡体制を整えるとともに、職員の教育訓練、市町村の研修会等を実施する。

また、広域的な調整等（支援県となる場合を含む。）に備え、国、他都道府県、関係機関との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

［市町村］

市町村は、迅速に適切な災害廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

（3）災害廃棄物処理計画の策定

［県（環境文化部）］

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。また、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

［市町村］

市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、具体的に示す。また、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

（4）災害時の廃棄物処理体制の整備

［県（環境文化部）］

県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

県は、市町村から事務委託を受け、災害廃棄物処理を実施する場合がある。

［市町村］

市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

ア　仮設トイレ等し尿処理

市町村は、指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

イ　避難所ごみ等

市町村は、指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

ウ　災害廃棄物

（ア）発生量・処理可能量の推計（津波堆積物を含む。）

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。市町村は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。

（イ）処理スケジュール・処理フロー

市町村は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

（ウ）収集運搬

市町村は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

（エ）仮置場、仮設焼却炉

市町村は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破砕・選別方法等についても検討しておく。

また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破砕・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。

（オ）損壊家屋の解体・撤去

市町村は、道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

（カ）最終処分

市町村は、必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平時に検討しておく。

（キ）広域的な処理処分

市町村は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平時に検討・準備する。

（ク）各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、さまざまな相談・問合せが寄せられることが想定されるため、市町村は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：708）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1103（2））

第５項　危険物施設等災害予防計画

１　現状と課題

危険物には石油類を始めとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素からの対策が重要である。

また、これら危険物は、大別して製造所のほか、貯蔵所、取扱販売所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要である。

２　基本方針

県、消防機関等は石油類、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

３　対　策

◎石油類施設災害予防対策
- 法令に基づく検査・指導
- 施設管理者等の措置
- 輸送対策

(1) 法令に基づく検査・指導

［消防機関］

県及び消防機関は、消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき、次の事項を実施する。

ア　危険物製造所等に対する保安検査・立入検査を実施する。

イ　各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

ア　それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。

イ　施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。

ウ　自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

(3) 輸送対策

［県警察、消防機関］

警察及び消防機関は、石油類の輸送に係る事故対策を強化するため、石油類輸送車両合同取締等を実施する。

◎高圧ガス施設災害予防対策
- 法令に基づく検査・指導
- 施設管理者等の措置
- 輸送対策

(1) 法令に基づく検査・指導

［中国四国産業保安監督部、県（消防保安課）、消防機関］

中国四国産業保安監督部、県及び消防機関は、高圧ガス保安法及び関係保安規則に基

づき、次の事項を実施する。
ア　高圧ガス設備等の保安検査、立入検査を実施する。
イ　各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置
ア　保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
イ　定期自主検査を実施する。

(3) 輸送対策
［県（消防保安課）、県警察、消防機関］
県、県警察、消防機関は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。
ア　高圧ガス移動防災訓練
イ　高圧ガス輸送車両合同取締

◎火薬類施設災害予防対策
- 法令に基づく検査・指導
- 施設管理者等の措置
- 輸送対策

(1) 法令に基づく検査・指導
［中国四国産業保安監督部、県（消防保安課）］
中国四国産業保安監督部及び県は、火薬類取締法に基づき、次の事項を実施する。
ア　火薬類製造所及び火薬庫等の保安検査、立入検査を実施する。
イ　各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置
ア　保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
イ　定期自主検査を実施する。

(3) 輸送対策
［県警察］
警察は、火薬類の輸送に係る対策を強化するため、火薬類輸送車両取締等を実施する。

◎毒物劇物施設災害予防対策
- 法令に基づく検査・指導
- 施設管理者等の措置
- 輸送対策

(1) 法令に基づく検査・指導
［県（医薬安全課、保健所）、保健所設置市（岡山市、倉敷市）］
県、岡山市及び倉敷市は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の事項を実施する。

ア　毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施する。
イ　各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

ア　危害防止規定を整備する。
イ　施設の点検及び保安体制の強化に努める。
ウ　中和剤等必要な資機材を整備する。

(3) 輸送対策

［県（医薬安全課、保健所）、保健所設置市（岡山市、倉敷市）］

県、岡山市及び倉敷市は、毒物劇物の輸送に係る事故防止のため、毒物劇物運送業者（要届出業務上取扱者）に対して立入検査を実施する。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：411）

第６項　有害物質等災害予防計画

１　現状と課題

大気汚染防止法に規定するばい煙及び特定物質､水質汚濁防止法に規定する有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法の規定による有害ガス（以下「有害物質等」という。）の発生又は漏えいにより、人体や環境に被害が及ばないよう予防対策が必要である。

２　基本方針

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法並びに岡山県環境への負荷の低減に関する条例に規定する有害物質等を発生するおそれのある施設（以下「特定施設等」という）を設置する工場・事業場に対し、地震により引き起こされる施設の異常や有害物質等の漏えい等に対する予防対策の推進を促す。

３　対　策

◎保安管理体制の強化 ┬ 立入検査・指導
　　└ 施設管理者等の措置

(1) 立入検査・指導

［県（環境文化部）、市（岡山市、倉敷市、新見市）］

県、岡山市、倉敷市及び新見市は、法令に定めるところにより、有害物質等に係る施設に対する検査を実施するとともに、事故防止について維持、管理等の指導を行う。

(2) 施設管理者等の措置

ア　施設管理者等は、施設の点検及び保安体制の強化に努める。

イ　各種排出される有害物質等に対応した検知機又は自動測定装置等の整備等による監視体制の強化を図る。

ウ　災害発生時における付近住民への周知方法を確立する。

エ　防災衣服、防災マスク及び吸着剤等を整備する。

オ　施設の緊急停止等

（資料編）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1103（1））

第７項　流出油等災害予防計画

１　現状と課題

地震によるオイルタンク等の損傷、異常潮位による接岸中のタンカー事故等によって石油等が海上に流出すると、漁業、生物、環境等に著しい被害を及ぼす。

また、広範囲に流出した油等の回収には、非常な労力と時間を要することから、流出防止に万全を期す必要がある。

２　基本方針

陸上施設及び船舶からの流出予防対策を推進する。

３　対　策

◎流出油等災害予防計画 ┬ 陸上施設の流出防止
　　└ 海上施設の流出防止

(1) 陸上施設の流出防止

［施設管理者］

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

ア　危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。

イ　流出防止設備（防油堤、排水溝）を完備する。

ウ　応急資機材（移送機材、土のう、薬剤等）の整備を図る。

(2) 海上施設の流出防止

［施設管理者］

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

ア　接岸による送油時の異常事態等に対する操作マニュアルを作成する。

イ　初期拡大防止のためのオイルフェンス、油処理剤、油回収装置等の緊急配備体制を確立する。

第８項　地盤災害予防計画

１　現状と課題

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形・地質及び地盤を十分理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

２　基本方針

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

３　対　策

◎地盤災害の予防計画
- 地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の予防計画
- 液状化危険地域の予防計画
- 造成地の予防計画
- 大規模盛土造成地マップの周知等
- 土地利用の適正化

(1) 地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の予防計画

［県（農林水産部、土木部）］

ア　地すべり予防計画

県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市町村及び関係住民の同意の下に、地すべり防止区域の指定を促進する。

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所について、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域内の切土・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて地すべりによる災害を防止する。今後とも、地表水の排除、浸透水・地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図る。

イ　急傾斜地崩壊危険区域予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地については「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、緊急度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長する行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施を推進する。

県、市町村その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図る。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：405（2）～（8））

(2) 液状化危険地域の予防計画

［県（関係各部等）、市町村］

ア　液状化危険地域の把握

県南部地域を中心とする緩く堆積（たいせき）した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地及び県北部の河川沿いの一部の地域等では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。特に、本県の特徴として、県南部では時代とともに干拓が進んでおり、昭和21年（1946年）昭和南海地震など、過去に発生した大規模地震で液状化した地域では、再び液状化が起こる可能性が高いということに留意する必要がある。

このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成し、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努める。

イ　液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。その際、本県南部で過去に液状化が起こった地域で住宅を建設する場合には、あらかじめ液状化判定を実施し、液状化対策が必要と判定された場合には、地盤改良やしっかりとした基礎杭の施工などの液状化対策を行うことが望ましい。

併せて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物、公共施設、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。

なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術基準のあり方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。

(3) 造成地の予防計画

［県（土木部）、岡山市、倉敷市］

宅地の造成に関しては、都市計画法、宅地造成等規制法等に基づく指導、監督等を行い、災害の防止を図るとともに、巡視等により無許可開発や危険箇所を発見した場合は、是正を指導し、災害発生の防止に努める。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：409）

(4) 大規模盛土造成地マップの周知等

［県（土木部）、市町村］

県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するほか、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：409（2））

(5) 土地利用の適正化

［県（県民生活部、土木部）、市町村］

ア　土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般県民に対して公開することにより、県民の意識を啓発し、県民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

イ　土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに、都市計画法、宅地造成等規制法等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：405（2）～（8）、409）

第９項　津波災害予防計画

１　現状と課題

大規模地震に伴う津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であり、特に平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震では、東日本に未曾有の被害をもたらした。本県においても、宝永４年（1707年）、嘉永７年（1854年）など、津波災害の記録がある。

今後は、想定される地震に伴う津波の発生について、関係機関の研究に基づき、津波の規模、被害区域などを推測し、その対策について検討する必要がある。

２　基本方針

今後の津波に対する研究結果や南海トラフの大規模地震発生後津波到達までの時間はあくまでも推計値であり、津波の発生のおそれがある場合には、速やかに避難する必要がある。また、津波による被害が生じるおそれのある地域における住民の生命を守るため、津波防災の地域づくりを進めるとともに、海岸保全施設の整備を行うなど、ソフト対策及びハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を実施する。

３　対　策

◎津波災害の予防計画
- 津波防災まちづくり
- 施設の整備及び建築物の安全化
- 海岸等防災対策

第１　津波防災まちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(2) 津波災害警戒区域等の指定

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。また、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

また、津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

津波災害警戒区域の指定があった沿岸市町は、市町村地域防災計画において、次の事項を定める。

ア　人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　市町村長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内の地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設の名称及び所在地

オ　津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するための、エの施設の利用者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

カ　その他、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所や避難路、その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を印刷物の配布等により住民等に周知する。

さらに、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の施設を避難促進施設として定めた場合は、その所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に関して必要な助言又は勧告等を行い、取組の支援に努める。

第２　施設の整備及び建築物の安全化

(1) 施設の整備

県及び沿岸市町は、行政関連施設、要配慮者にかかわる施設等については、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるよう、立地、構造等の安全性の基準を考慮して整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

(2) 避難関連施設の整備

沿岸市町は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

また､指定緊急避難場所として利用可能な高速道路の盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

沿岸市町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定緊急避難場所としての指定等により、津波発生時に確実に避難できる体制の構築に努める。

県及び沿岸市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差や液状化の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

(3) 建築物の安全化

県、沿岸市町及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

県及び沿岸市町は、津波災害警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。また、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

第３　海岸等防災対策

県及び沿岸市は、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設及び沿岸部の河川管理施設について、津波に対する最新の知見を踏まえながら整備、補強を図る。

これらの整備には長期間を要するため、その目的、意味及び施設整備が地域の防災力や地域住民の安全の観点からどのような位置付けにあるかなどについて、地域住民とコミュニケーションを図る。

（資料編）

第２章　岡山県の災害史（整理番号：203）

第３章　予報及び警報等の種類と基準等（整理番号：301）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：701）

第３章　地震・津波災害応急対策計画

第１節　応急体制

第１項　応急活動体制

１　現状と課題

大規模地震や津波が発生した場合においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、応急活動に従事する要員が自動的に体制につき、即応的な応急活動がとれる体制を確保する必要がある。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、集合途上における被害情報の収集や周辺の現状把握なども併せ、初動体制の確立を図る必要がある。

２　基本方針

地震や津波が発生した場合の初動体制として、緊急初動班の配備、業務を定め、必要に応じ災害対策本部を円滑に設置し、運営できる措置を講じておく。

また、被害状況の把握に努め、県民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

３　対　策

◎　防災体制

［県（関係各部等）］

(1) 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。

防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外
警戒体制	震度４又は長周期地震動階級３ 南海トラフ地震臨時情報（調査中） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・本　庁 危機管理課、消防保安課、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、保健医療部、子ども・福祉部、産業労働部、農林水産部、土木部、出納局、企業局及び教育庁の関係課の防災担当職員 ・県民局 関係各部の防災担当職員	所属長等からあらかじめ応急対応を命ぜられた職員
特別警戒体制	震度５弱又は長周期地震動階級４ 津波警報 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）		

非常体制 （県災害対策本部の設置）	震度５強以上 大津波警報	県職員全員	県職員全員

※　津波警報については、本庁と沿岸市を管轄する県民局・地域事務所に限る。

(2) 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の発表時における職員の配備については、次のとおりとする。

ア　津波注意報発表時‥‥次の配備担当課

・本　庁‥‥危機管理課、消防保安課、保健医療課、福祉企画課、耕地課、水産課、道路整備課、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局

・出先機関‥‥沿岸市町を管轄する県民局、地域事務所、企業局工業用水道事務所

イ　津波警報発表時‥‥上記アに次の配備担当課を加える。

・本　庁‥‥公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、生活衛生課、医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、農村振興課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁（教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課）、警備課

ウ　大津波警報発表時‥‥職員全員配備

エ　勤務時間外の職員配備

職員は、勤務時間外に次のいずれかにより津波情報を知った場合は、勤務課所に参集する。

（ア）津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の発表をテレビ、ラジオ等で知ったとき。

（イ）「災害関係非常連絡マニュアル」（毎年度作成）による連絡を受けたとき。

なお、時間内については、配備担当課が所管の事務を行う。

◎緊急初動班
- 緊急初動班の配備
- 緊急初動班の業務
- 非常体制への移行措置

(1) 緊急初動班の配備

班員は、勤務時間外に県内で震度５弱以上又は長周期地震動階級４以上を観測する地震発生情報を知った場合には勤務課所に自主参集する。

(2) 緊急初動班の業務

緊急初動班の総括責任者（危機管理課長又はその代位者）は、班員を指揮し、次の

業務を行う。

ア　被災状況等の情報収集

イ　県幹部への情報連絡及び国への報告

ウ　非常体制へ移行する措置

エ　地震（震度５弱以上）に伴う津波情報への対応

(3) 非常体制への移行措置

ア　本　庁

（ア）緊急初動班総括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡し、又は登庁を求め、災害対策本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。

第１位　知　事　　第２位　副知事　　第３位　危機管理監

第４位　危機管理課長

（イ）被害の状況により災害対策本部が設置されることになる場合は、各部長等に連絡する。

イ　県民局

（ア）県民局の緊急初動班総括責任者は、被災状況等により局長・次長に連絡し、又は登庁を求め、地方災害対策本部の設置に備える。

（イ）被害の状況により地方災害対策本部が設置されることになる場合は、県民局各部長等に連絡する。

◎災害対策本部
- 本部の設置基準等
- 時間外における職員の配備
- 本部組織
- 本部の応急活動
- 複合災害発生時の体制
- 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

(1) 本部の設置基準等

ア　災害対策本部は、次の場合に設置する。

・県内で震度５強以上を観測する地震が発生したとき、大津波警報が発表されたとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

・その他知事が必要と認めるとき。

イ　災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、消防庁等関係機関に報告する。

(2) 勤務時間外における職員の配備

ア　本庁及び出先機関の全職員は、県内で震度５強以上を観測する地震情報や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、勤務課所に出勤する。

イ　勤務課所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの県民局等へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。

ウ　各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じ、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

(3) 本部組織

ア　本部組織は、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程の定めるところによる。

　なお、必要に応じて、災害地にあって本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

イ　本部には次の各機関から情報連絡員の派遣を受け、通信手段の確保を図る。警察、消防、自衛隊、海上保安部、医療機関、電気、水道、ガス、その他必要な機関

(4) 本部の応急活動

ア　災害対策本部が設置されたときは、各部・各課はあらかじめ定められた業務を所掌する。（岡山県災害対策本部規程　別表１～３）

イ　本部は、国の特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部と連絡調整をし、国が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行う。

　また、国の連絡会議及び調整会議において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

(5) 複合災害発生時の体制

　複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。

(6) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

　感染症の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。

第２項　地震・津波情報の種別と伝達計画

１　地震・津波に関する警報等の種別

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上が予想される地域（県南部、県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上又は長周期地震動階級４が予想されるものを特別警報に位置付けている。

（注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード)を解析するとともに観測された震度や長周期地震動階級のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

(3) 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報を特別警報に位置付けている。

(4) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

2　地震情報の伝達系統

(1) 岡山地方気象台からの伝達

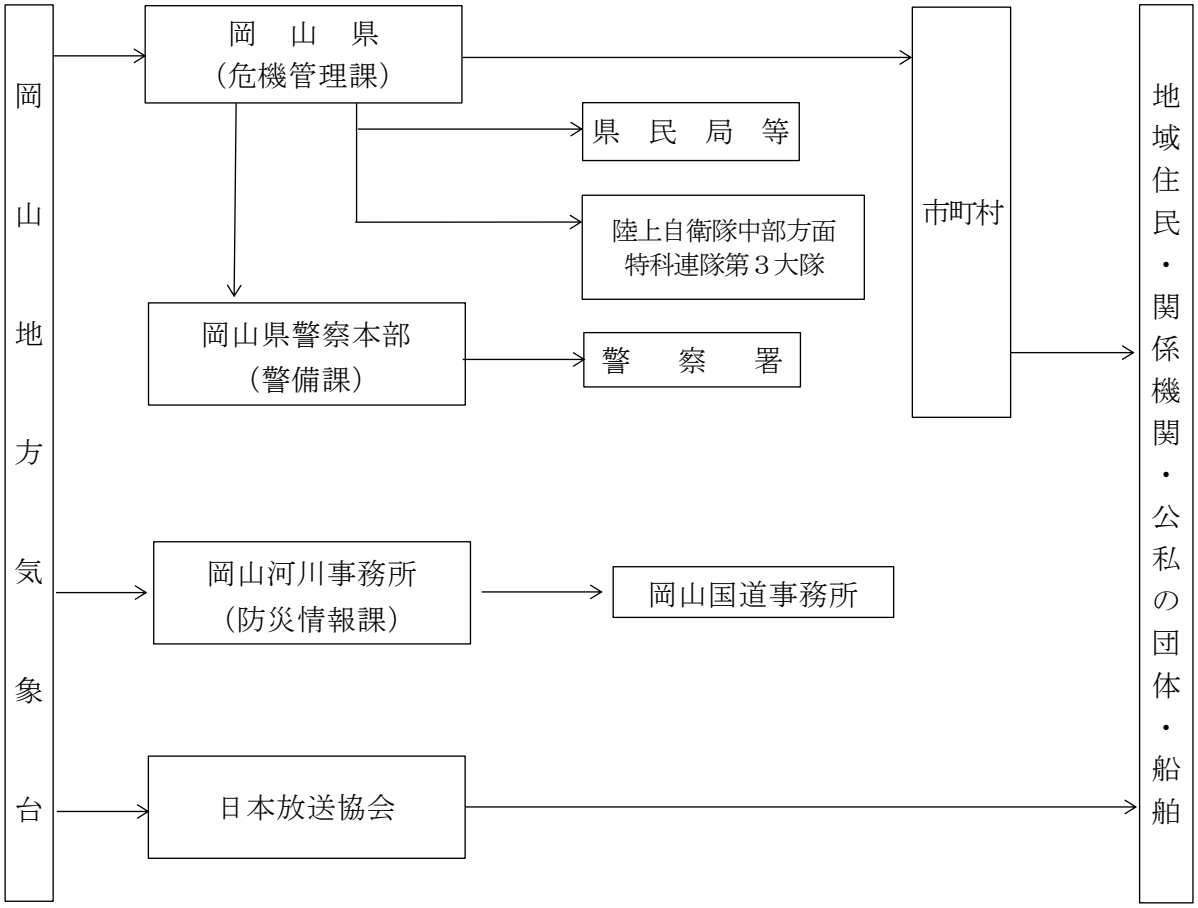

（注）県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第３大隊へは、震度４以上の場合に伝達する。

(2) その他機関の伝達（参考）

ア　西日本高速道路株式会社の伝達

イ　本州四国連絡高速道路株式会社の伝達

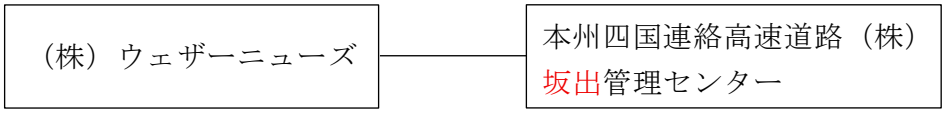

(3) 国への地震情報の伝達

ア　震度情報ネットワーク

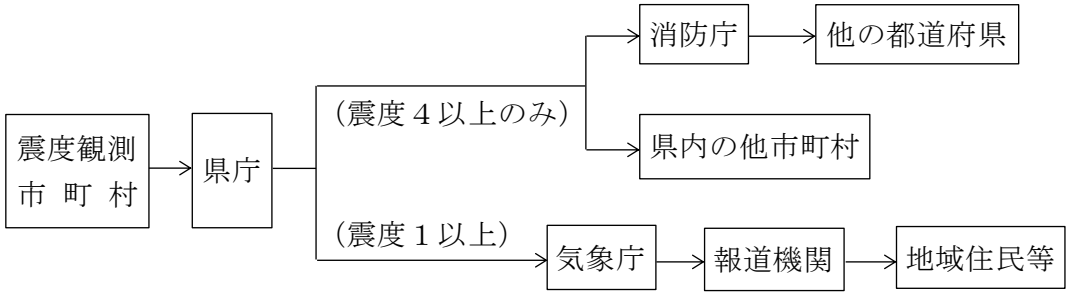

イ　消防防災無線

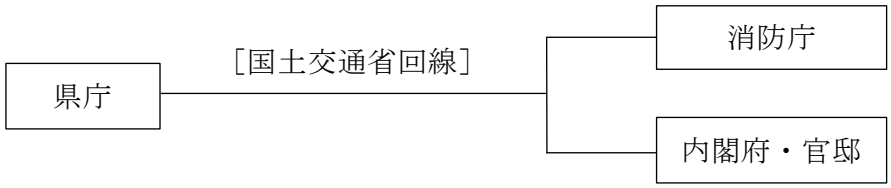

３　津波警報等（大津波警報、津波警報又は津波注意報）の伝達系統

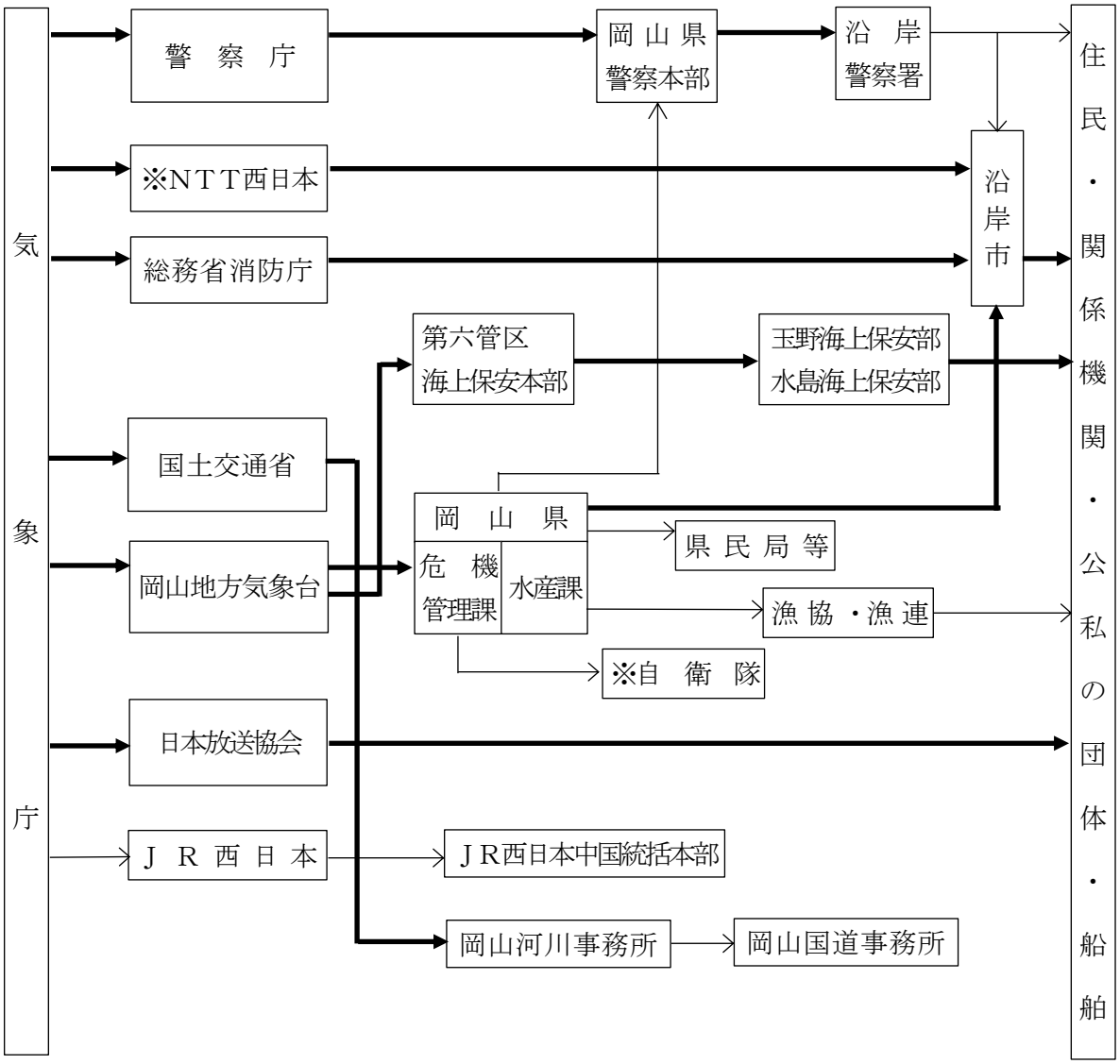

（注）ア　※印は、大津波警報、津波警報の発表及び解除のみ伝達する。
　　イ　太線は法定等による伝達ルートを、細線はサブルート等を示す。
　　ウ　県から漁協等に対する連絡ルートは、別途具体的に定める。

（資料編）
第３章　予報及び警報等の種類と基準等（整理番号：301）
第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：503）
第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1106）
第12章　災害時協定等（整理番号：12002、12005）
第14章　参考（整理番号：1402～1403）

第３項　被害情報の収集伝達計画

１　現状と課題

被害が同時多発し、各防災機関が応急活動に追われると情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、県災害対策本部と関係機関とが相互に情報を収集・伝達できる体制が必要である。

２　基本方針

災害時には通信回線の被災状況を把握の上、適切な通信手段を確保し、情報の収集を図る。被害情報は、災害初期と引き続く応急対策時に区分して収集し、その情報を国の関係機関に伝達する。

３　対　策

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等並びにＮＰＯ・ボランティア等及び各種団体の代表者に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

さらに、孤立集落等が発生した場合には、当該集落等との通信手段の確保に特段の配慮を行う。

◎災害時の通信手段 ┬ 通信設備の状況
　　└ 通信手段の確保

(1) 通信設備の状況

防災関係の無線通信設備の状況は、資料編「第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：503 通信設備・施設等（岡山県防災行政無線局一覧））」に記載するとおりである。

(2) 通信手段の確保

ア　災害発生直後は、直ちに災害情報を連絡するため、次の通信手段を確保する。

（ア）防災情報ネットワークによる地上系・衛星系・移動系通信回線

（イ）携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線

（ウ）民間等の通信設備の優先利用、優先使用（災害対策基本法第57条、第79条）

（エ）非常通信の実施

（オ）防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡体制の確保を図る。

イ　通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

（ア）通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員

（イ）通信統制、通信運用の指揮等に要する人員

◎災害初期の被害情報の収集・連絡
- 県の情報収集
- 市町村の情報の収集・連絡
- 国への報告

(1) 県の情報収集

ア　県は、自ら概括的な情報収集をするほか、市町村、警察、消防、自衛隊、医療機関、道路管理者、海上保安部、ライフライン事業者から被害情報を収集する。

イ　県は、市町村にリエゾン（情報連絡員）を派遣し、迅速に情報を収集する。

ウ　震度６弱以上の地震を観測した市町村から報告された行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を取りまとめる。

エ　県は、災害の発生により市町村が災害の状況等の報告ができなくなった場合や市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

オ　災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。

（ア）人命に係る被害、社会福祉施設、医療機関等の被害状況

（イ）道路の被害状況

（ウ）生活関連（電気、水道、ガス）の被害状況

カ　人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県への速やかな連絡に努める。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

キ　県は、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害発生時における死者等の氏名等の公表方針」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。

ク　道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

（資料編）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1101）

(2) 市町村の情報の収集・連絡

ア　市町村は、被害について把握できたものを直ちに県へ連絡する。

イ　市町村は、地震により、火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ　市町村は、被害状況等を県に報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合にあっては、直接消防庁に報告する。

エ　市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

オ　市町村は、当該市町村内において「震度５強」以上を観測する地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)
　第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従う。

カ　震度６弱以上の揺れを観測した市町村については、発災後速やかに行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。

区　分 回線別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	備考
ＮＴＴ回線	電　話 ＦＡＸ	０３－５２５３－７５２７ ０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７７７７ ０３－５２５３－７５５３	
消防防災無線	電　話 ＦＡＸ	(672-90-) ４９０１３ (672-90-) ４９０３３	(672-90-) ４９１０２ (672-90-) ４９０３６	県庁のみ
地域衛星通信ネットワーク	電　話 ＦＡＸ	69-048-500-90-49013 69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49102 69-048-500-90-49036	

※　電話での第一報も可

(3) 国への報告

［県（関係各部等）］

県は、次に掲げる災害においては、被害状況等を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡する。

ア　一般基準

（ア）災害救助法の適用基準に合致するもの

（イ）県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

（ウ）災害が２県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

（エ）気象業務法第13条の２に規定する津波に係る特別警報が発表されたもの

（オ）自衛隊に災害派遣を要請したもの

イ　個別基準

次の災害についてはアの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項

に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（ア）地震

a　県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

b　震度６弱以上の揺れを観測した市町村から行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）の報告を受けた場合は、県は発災後12時間以内に総務省に報告する。

なお、報告対象市町村からの報告がない場合は、電話さらには職員の現地派遣等により、都道府県自らが直接的に当該市町村の情報把握を実施し、遅くとも24時間以内には、全ての報告対象市町村について、総務省に報告する。

c　人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）津波

a　津波警報又は津波注意報が発表されたもの

b　人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　社会的影響基準

ア　一般基準、イ　個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

［県警察］

県警察は、被害状況等を警察庁及び管区警察局に報告する。

◎応急対応時の被害情報の収集・連絡 ┬ 収集・連絡の内容
　　└ 収集・連絡体制

(1) 収集・連絡の内容

ア　応急対策時において、救急活動及び防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況及び被害状況を県災害対策本部に随時報告する。

イ　活動状況については、次の事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換する。

（ア）市町村→県

対策本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性

（イ）県→市町村

県が実施する応急対策の活動状況

（ウ）県→指定地方行政機関等

対策本部等設置状況、応急活動状況

ウ　県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の下、適切な対応が取れるよう努める。

(2) 収集・連絡体制

応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによる。

ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部に連絡する。

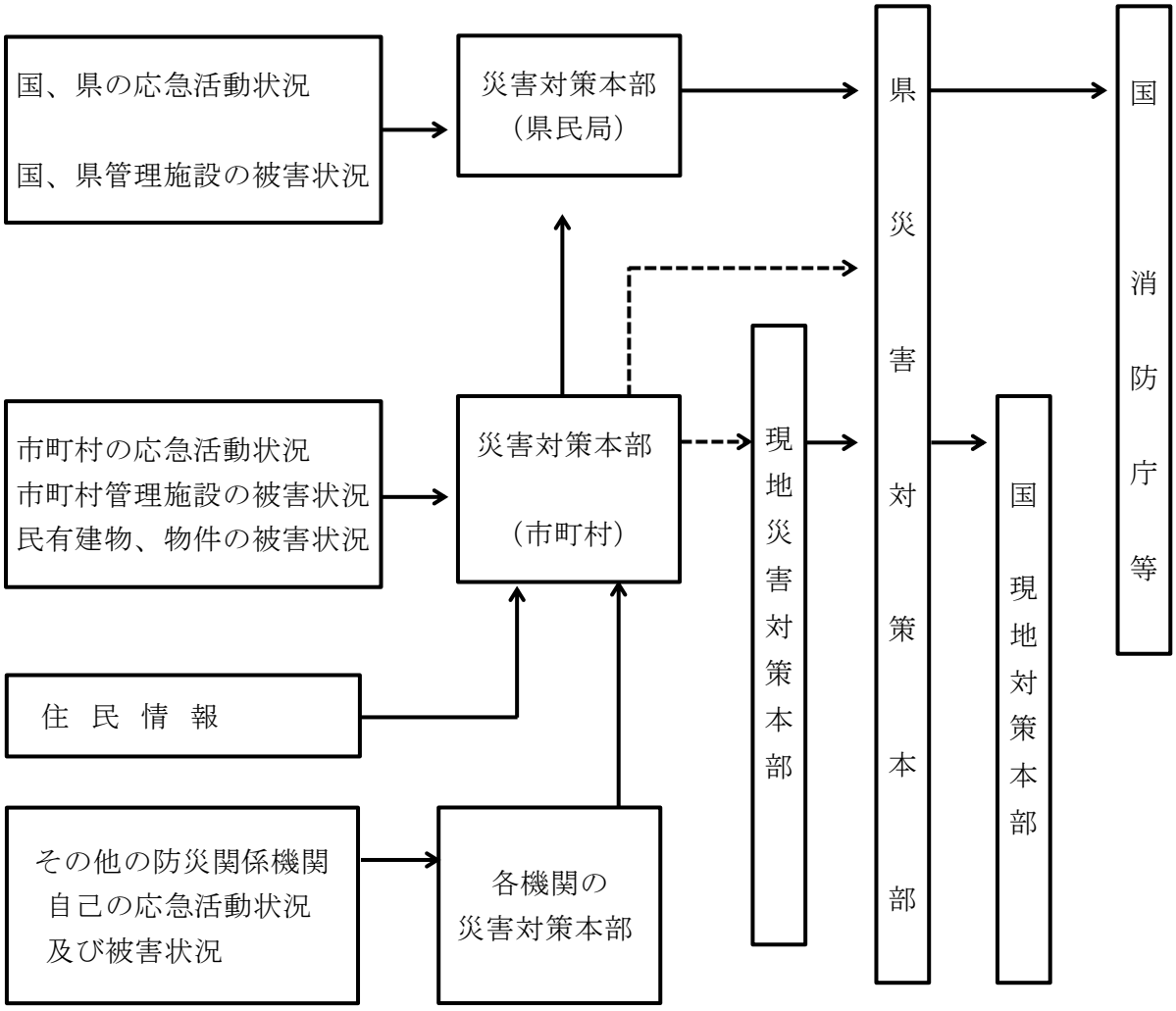

第４項　災害救助法の適用・運用

１　現状と課題

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害発生時における迅速・的確な法の適用を図るために、手続きを整理しておく必要がある。

２　基本方針

制度の概要並びに救助の種類と実施者、適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

３　対　策

◎災害救助法の適用
- 制度の概要
- 救助の種類及び実施者
- 適用基準
- 適用手続き

(1) 制度の概要

災害救助による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事及び救助実施市である岡山市長が行う。知事が行う場合は、市町村長（岡山市長を除く。この項の（１）（２）（４）において同じ。）がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。

知事及び岡山市長は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市町村長に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市町村長に委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、市町村長へ委任した救助であっても、市町村長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

岡山市長は、災害救助法による救助の全てを実施するが、岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法第２条の３の規定による知事の連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、救助を実施する。

（資料編）

災害救助に係る資源の配分に関する協定＜岡山県災害救助資源配分計画＞

（整理番号：12522）

救助の種類	実施者	
	岡山市以外の区域	岡山市の区域
応急仮設住宅の供与	知事	岡山市長
医療及び助産		
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与		
避難所の供与	市町村長	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		
被災者の救出		
被災した住宅の応急修理		
学用品の給与		
埋葬		
死体の捜索及び処理		
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		

(3) 適用基準

［県（危機管理課）、市町村］

市町村長からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア　市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	30
5,000人以上　15,000人未満	40
15,000人以上　30,000人未満	50
30,000人以上　50,000人未満	60
50,000人以上　100,000人未満	80
100,000人以上　300,000人未満	100
300,000人以上	150

（注）半壊等の換算については、災害救助法施行令第１条第２項等参照

イ　県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市町村内の住家滅失世帯数がアに定める数の２分の１以上であるとき。

ウ　県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け､又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

カ　災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の３第２項（同法第24条第２項又は第28条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

（資料編）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

(4) 適用手続き

［県（危機管理課）］

ア　災害が発生した場合は、迅速に被害状況の把握に努め、適用基準に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法の適用を行い、救助を実施する。

イ　救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

　この場合、知事は、市町村長に委任する事務の内容及びその期間を当該市町村長に通知する。

ウ　一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。

エ　災害救助法を適用した場合は、内閣府に災害の状況等について中間情報の提供を行うとともに、救助完了後は、決定情報の提供を行う。

オ　知事は、岡山市内にも災害が発生した場合は、災害救助法の適用判断に必要な情報を岡山市長と共有する。また、岡山市長も災害救助法を適用した場合は、ウの特別基準の情報も共有する。

［市町村（岡山市を除く）］

市町村長は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に管内の被災状況を確認し、被災状況が（3）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、そ

の後の処置に関して知事の指示を受ける。
　災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供をする。
［岡山市］
　岡山市長は、災害救助法の適用判断に必要な情報を知事と共有する。また、知事も災害救助法を適用した場合は、上記ウの特別基準の情報も共有する。

第５項　広域応援

１　現状と課題

南海トラフ巨大地震等の大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路・鉄道・ライフラインの寸断等あらゆる被害の発生が想定され、より一層の広域的な連携が必要となる。

２　基本方針

中国地方５県及び中国・四国地方９県では、大規模広域的災害の発生当初から迅速かつ的確に応急措置等の支援を実施するため、災害等発生時の広域支援に関する協定に基づき、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制による速やかな連絡員の派遣や情報収集、広域支援本部による包括的な調整等により、被災地のニーズに応じた人的・物的支援等を行うなど、広域支援体制の強化を図る。

また、「応急対策職員派遣制度」やその他の相互応援協定等においても、全国知事会等との連携・調整を図りながら、広域支援体制の実効性の向上を図る。

県及び市町村は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

３　対　策

◎応急活動の応援要請
- 知事の応援要請
- 市町村長の応援要請
- 警察等の応援要請

(1) 知事の応援要請

ア　指定行政機関等に対する応援要請

（ア）知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長等に対し応急措置の実施を要請することができる。（災害対策基本法第70条３項関係）

（イ）要請事項

応急対策の内容と実施場所

イ　他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の要領により他の都道府県に対して応援を要請することができる。（災害対策基本法第74条関係）

（ア）中国地方及び中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく要請をする。

ａ　カウンターパート制による支援

あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制により、被災地のニーズに応じた迅速な支援を実施する。

①　被災地ニーズを把握する連絡員を派遣し、情報収集を開始

② 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に開始

＜中国５県のカウンターパート＞

被災県	支援担当県			
	第１順位	第２順位	第３順位	第４順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

＜中国・四国のカウンターパート＞

グループ１	鳥取県・徳島県
グループ２	岡山県・香川県
グループ３	広島県・愛媛県
グループ４	島根県・山口県・高知県

b 中国５県広域支援本部の設置

被災状況に応じて、より的確な支援を行うため、「中国５県広域支援本部」が中国ブロック内各県及び全国知事会等と調整する。

① 被災状況に応じて、カウンターパート制による支援県以外の県に支援を割当

② 各県の物的・人的資源等の活用・配分等の調整

③ 四国ブロックとの連携・調整

④ 全国知事会との調整

（イ）災害規模によっては、関西広域連合や他の都道府県に対して応援を要請する。

ウ 「応急対策職員派遣制度」による協力の依頼

県は、大規模災害が発生し、他の都道府県等との協定による応援職員の派遣だけでは被災者の救助等の災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体か

ら応援を受け入れるため、中四国ブロックの幹事県に対し、応援を要請する。

なお、県は全国知事会や国（総務省）と連携し、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体による県内被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

県及び市町村は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、県及び県内市町村は、「応急対策職員派遣制度」により、岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

エ　市町村に対する応援

（ア）知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう配慮する。（災害対策基本法第70条第１項関係）

（イ）知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行うことができる。（災害対策基本法第72条関係）

（ウ）知事は、災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、市町村長が実施すべき次の応急措置の全部又は一部を代行する。（災害対策基本法第73条関係）

ａ　警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。

ｂ　他人の土地、建物等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等を行うこと。

ｃ　現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

オ　国への応援要請

知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求することができる。（災害対策基本法第74条の２関係）

カ　指定行政機関又は関係指定地方行政機関への応援要請

知事は、災害応急対策を実施するために必要な場合は、指定行政機関の長又は指

定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。当該応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、当該応援又は災害応急対策を実施する。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。（災害対策基本法第74条の４関係）

(2) 市町村長の応援要請

ア　知事に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。（災害対策基本法第68条関係）

県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ　他の市町村長に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求めることができる。

また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。（災害対策基本法第67条関係）

ウ　指定行政機関又は関係指定地方行政機関への応援要請

市町村長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。この要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。（災害対策基本法第68条の２関係）

(3) 警察等の応援要請

ア　警察の応援要請

県公安委員会は、災害発生に伴う警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し警察法第60条の規定に基づく警察災害派遣隊等の援助の要求を行うことができる。

イ　消防の応援要請

（ア）消防活動については、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき被災市町村から要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ市町村の行う消防業務を支援するほか、岡山県下消防相互応援協定により相互応援を行う。

（イ）知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請することができる。

ａ　消防庁応急対策室（通常時）

電話　０３－５２５３－７５２７　消防防災無線　672-90-49013

地域衛星通信ネットワーク　69-048-500-90-49013

ｂ　消防庁宿直室（夜間・休日時）

電話　０３－５２５３－７７７７　消防防災無線　672-90-49102

地域衛星通信ネットワーク　69-048-500-90-49102

ウ　自衛隊の災害派遣要請

（ア）知事は、人命及び財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣を要請することができる。（自衛隊法第83条）

（イ）市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。

なお、市町村長は、知事への要求ができない場合には、当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣等に通知することができる。（災害対策基本法第68条の３関係）

エ　広域進出拠点

災害発生後､県外からの広域応援部隊が移動する際の一時的な目標となる地点(広域進出拠点）の候補地は次のとおりとし、発災時において、施設管理者の協力を得て決定する。

また、広域応援部隊の宿営地、活動拠点等については、被災地域の状況（被災状況、道路の啓開状況、市町村の受入拠点の状況）に応じ、効果的な支援活動に適した場所を県が指定する。

広域進出拠点候補地：山陽自動車道吉備ＳＡ（下り線）、岡山自動車道高梁ＳＡ（上り線）

◎職員の派遣 ┬ 職員の派遣の要請
　　└ 職員の派遣のあっせん

（1）職員の派遣の要請

ア　知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関等の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。

イ　市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

ウ　派遣要請事項

（ア）派遣を要請する理由

（イ）派遣を要請する職員の職種別人員

（ウ）派遣を必要とする期間
（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（オ）その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせん

知事又は市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣のあっせんを求める。

ア　派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第６項　自衛隊災害派遣要請

１　現状と課題

国の防災基本計画では、東日本大震災及び阪神・淡路大震災を教訓に自治体と自衛隊の連携強化が強調されている。

自衛隊の派遣要請については、単に要請手続きにとどまらず、自衛隊に関する全般的な認識を深めておく必要がある。

２　基本方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防災基本計画に基づき、努めて防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等の計画を定める。

３　対　策

◎自衛隊災害派遣要請
- 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者
- 災害派遣部隊等の活動範囲
- 災害派遣の自衛官の権限
- 災害派遣要請等手続き
- 災害派遣部隊の受入れ
- 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

ア　災害派遣要請権者

知　事

第六管区海上保安本部長

大阪空港事務所長

イ　災害派遣命令者

陸上自衛隊中部方面特科連隊第３大隊長

海上自衛隊呉地方総監

航空自衛隊西部航空方面隊司令

(2) 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

ア　被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

イ　避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

ウ　遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

エ　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

オ　消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

カ　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

キ　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用する。

ク　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

ケ　給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を行う。

コ　入浴支援

入浴施設の開設などにより、入浴の支援を行う。

サ　救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

シ　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

ス　その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

(3) 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市町村長等に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	ア　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令	第63条第３項	
	イ　他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第８項	通常生ずべき損失の補償第82条
	ウ　現場の被災工作物等の除去等	第64条第８項	除去した工作物等の保管第64条９項
	エ　住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第３項	従事した者に対する損害の補償第84条
	オ　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の３第３項	
自衛隊法	ア　警察官がその場にいない場合の避難等の措置	第94条	警察官職務執行法第４条及び第６条
	イ　警察官がその場にいない場合に救助等のための立入り		
	ウ　天災等により海上で救済が必要な場合の救助		海上保安庁法第16条

(4) 災害派遣要請等手続き

ア　知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

（ア）知事等は、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊の派遣を要請する。

（イ）自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。

①　災害の状況及び派遣を要請する事由

②　派遣を希望する期間

③　派遣を希望する区域及び活動内容

④　その他参考となるべき事項

イ　市町村長の派遣要請の要求

（ア）市町村長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

（イ）市町村長は、（ア）によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市町村長は速やかにその旨を知事に

通知しなければならない。

（ウ）知事は、市町村長から前述の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合又は要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

（エ）派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年　　月　　日

知　事　あて

市町村名

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する事由

2　派遣を必要とする期間

自　　年　月　日　時から

至　　年　月　日　災害が終了するまで

3　派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4　その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

(1) 連絡場所及び連絡職員

(2) 宿　舎

(3) 食　料

(4) 資　材

（注）緊急の場合、電話等により要請し、事後に文書（２部）を提出する。

注：用紙の大きさは、Ａ４とする。

ウ　撤収要請依頼

（ア）市町村長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

（イ）撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年　　月　　日

知　　事　　あて

市町村名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1　撤収要請依頼日時
　　年　　月　　日
2　派遣要請依頼日時
　　年　　月　　日
3　撤収作業場所

4　撤収作業内容

注：用紙の大きさは、Ａ４とする。

エ　災害派遣要請等手続系統

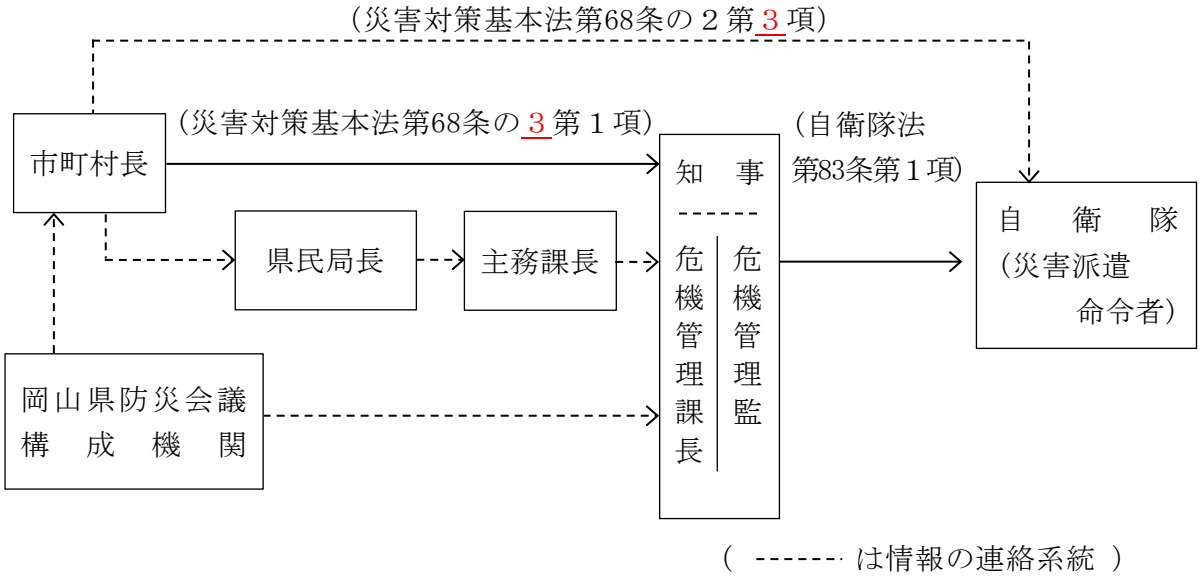

（ ------ は情報の連絡系統 ）

オ　自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

（ア）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

（イ）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

（ウ）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

（エ）その他災害に際し、上記（ア）から（ウ）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(5) 災害派遣部隊の受入れ

ア　災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

イ　受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

（ア）派遣部隊との連絡職員を指名する。

（イ）応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

（ウ）部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することなく、最も効果的に分担できるよう配慮する。

（エ）自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

［自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準］

連隊規模　：　約15,000㎡

師団等規模：約140,000㎡

（オ）ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の準備を行う。

①　下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

［着陸地点及び無障害地帯の基準］

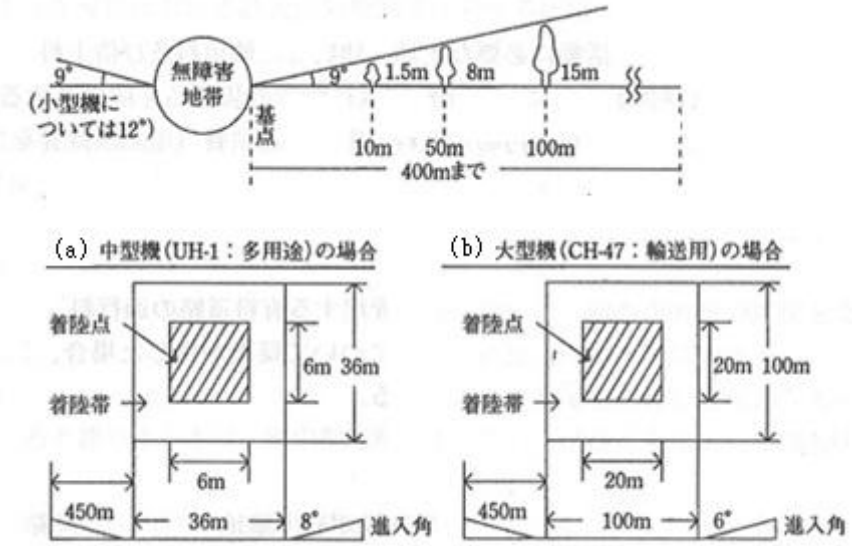

② 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹流しを掲揚する。

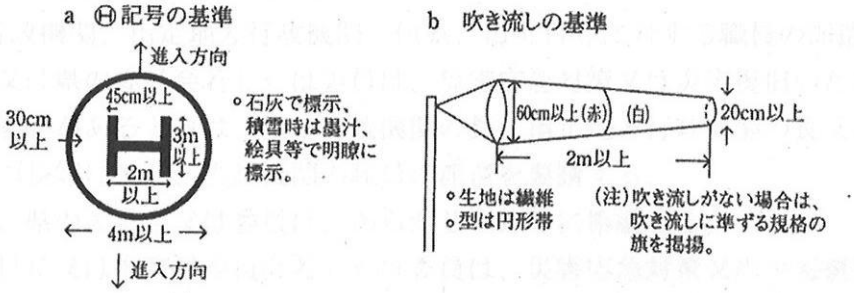

③ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

④ 砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

⑤ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。

⑥ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

⑦ 離着陸時のヘリポート内には、関係者以外を立ち入らせないようにする。

(6) 災害派遣に伴う経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担し、下記の基準とする。

（ア）派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

（イ）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

（ウ）派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費

（エ）県等が管理する有料道路の通行料

イ　負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

（資料編）

第８章　緊急輸送対策（整理番号：803）

第９章　車両・機材等の保有状況（整理番号：909）

第７項　津波災害応急対策計画

第１　津波からの的確な避難指示の伝達

沿岸市町は、強い揺れ（震度４以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合又は津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

第２　津波災害情報の連絡体制（あらゆる手段を活用した警報等の伝達）

県は、気象庁から連絡を受けた津波警報等を、直ちに市町村、関係機関等へ伝達する。

県及び沿岸市町は、津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット、津波フラッグ等のあらゆる手段の活用を図る。

第３　消防職団員、警察官、市町村職員等の活動

県及び沿岸市町は、消防職団員、警察官、市町村職員、民生委員・児童委員など、防災対応や避難誘導・支援等に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘（りっこう）の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

第２節　緊急活動

第１項　救助計画

１　現状と課題

震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊又は地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。また、東日本大震災においては、地域の家庭動物の保護収容等の問題もあった。

２　基本方針

防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。さらに、家庭動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

３　対　策

◎救　助
- 救助活動
- 負傷者の応急手当
- 行方不明者の捜索
- 救助方法
- 救助用資機材の確保
- 被災した家庭動物の保護

(1) 救助活動

［県（危機管理課、消防保安課）］

県は、市町村の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、救出活動の全県的な調整を行う。

［市町村］

市町村は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた近隣市町村は、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救助活動を行う。

［消防機関、県警察、海上保安部］

災害現場で活動する消防機関、県警察、海上保安部及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活

動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

(2) 負傷者の応急手当

［消防機関、自衛隊］

消防機関及び自衛隊は、救助した傷病者に対して、専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班または医療機関へ搬送する。

［救護班］

日本赤十字社岡山県支部及び医療機関の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

［住　民］

住民は、講習、訓練・研修等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

(3) 行方不明者の捜索

［市町村］

市町村は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者の捜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な捜索活動が行われるよう総合調整を図る。

［住民、事業所等］

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、捜索活動に協力する。

(4) 救助方法

［市町村、消防機関、県警察等防災機関］

救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救助活動を行う。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努める。生命又は身体に対する

重大な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

(5) 救助用資機材の確保

［県（危機管理課）］

県は、必要に応じて、救助用資機材の借り上げ協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、市町村を支援する。

［市町村］

市町村は、救助用資機材の借り上げ協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達する。

［消防機関、県警察等防災機関］

必要な救助用資機材については、原則として各救助関係機関で調達するが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなど協力する。

(6) 被災した家庭動物の保護

［県（保健医療部）］

県は、犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への相談対応等について、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。

また、特定動物の収容は、許可施設と連携をとりながら対応する。

さらに、放浪している家庭動物の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。

［市町村］

市町村は、県と連携を図りながら、家庭動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での家庭動物のためのスペースの確保に努める。なお、政令市及び中核市については、放浪している家庭動物の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに各保健所において対応する。

（資料編）

第５章　防災対策施設・設備等（整理番号：504）

第７章　避難救助に係る施設・設備（整理番号：703、704（1）～（3）、705）

第９章　車両・機材等の保有状況（整理番号：906）

第２項　資機材調達計画

１　現状と課題

現行の地域防災計画においては、県の備蓄資機材と地震発生後の関係業界から調達する資機材により、初期の復旧活動を実施することとしているが、県の備蓄資機材が水防活動を中心としており、さらに、関係業界からの調達についても、応援協定等の締結も行われておらず、任意の協力を前提としたものであることから、地震発生時における円滑な資機材の調達が確保されるよう措置する必要がある。

２　基本方針

市町村においては、地域の自然的条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進めるとともに、必要に応じて、県、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社などの関係機関が相互に補完しあう体制の整備についても検討を進める。

さらに、県、市町村においては、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう、関係業界との応援協定等の締結を積極的に検討する。

３　対　策

［県（危機管理課、土木部）］

県においては、被災地域やその程度などを勘案し、県下の備蓄資機材の調達について、最も効果的な方法を検討するとともに、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間で応援協定等の締結を行い、迅速かつ確実な資機材の動員を図る。また、県下の被害状況によっては、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社及び自衛隊などとの連携により、相互に資機材の動員を行い、早期の復旧を図る。

［市町村］

市町村については、市町村において備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

また、関係団体からの資機材の動員を確実にするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

第３項　救急・医療計画

第１　医療体制

１　現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。また、医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現状では十分とは言い難いため、これらの体制の整備を図る必要がある。

２　基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施するが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努める。

３　対　策

◎医療体制
- 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整
- 救護所の設置・救護班の編成
- 救急医療活動のアクセスの確保
- 医療機関のライフラインの確保
- 効率的な医療の実施
- 人工透析・難病患者等への対応
- 小児・周産期医療への対応
- 被災者の心のケア対策

(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

［県（危機管理課、保健医療部）］

県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害対策本部の下に、県災害保健医療福祉調整本部をできるだけ速やかに設置し、医療活動に関する調整を行う。

県は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、ＤＭＡＴ活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診

療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

また、県は、ＤＭＡＴ等及びドクターヘリに関する派遣の調整により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

医療における県災害保健医療福祉調整本部の役割は次のとおりとする。

ア　総合的な医療情報の収集及び提供

・広域災害救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握するとともに、必要に応じて県民等へ情報を提供する。

イ　傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整

・県内及び県外の医療機関への傷病者の搬送先の広域調整と搬送手段の確保を行う。

ウ　医療従事者確保の総合調整

・災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）、災害時精神医療中核病院、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療従事者の派遣要請
・中国５県の相互応援協定書による医療従事者の派遣要請
・他都道府県及び国（厚生労働省）に対する医療従事者の派遣要請
・災害対策本部に対する医療従事者の派遣要請の連絡
・他都道府県、県内他地域からの派遣救護班の調整
・必要に応じ、政府本部に対する被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動の要請

エ　医薬品等の供給に関する総合調整

・医薬品卸売業者等に要請し、必要な医薬品等を医療機関等に供給する。

オ　医療ボランティアの統括

・県災害対策本部内の総合ボランティア班との連携の下に、医療ボランティアの登録、活動場所、交代時期等の指示・調整を行う。

さらに、災害急性期にＤＭＡＴの出動を要請した場合及びＤＰＡＴの受入れ・派遣を決定した場合等において、県災害保健医療福祉調整本部の下に、ＤＭＡＴ県調整本部及びＤＰＡＴ県調整本部を必要に応じて設置し、ＤＭＡＴ及びＤＰＡＴ活動の調整を行う。

また、県災害保健医療福祉調整本部の下に、地域災害保健医療福祉調整本部を設置し、管内の医療活動に関する総合調整を行う。地域災害保健医療福祉調整本部の役割は次のとおりとする。

ア　総合的な医療情報の収集及び提供

・広域災害救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、県災害保健医療福祉調整本部へ情報提供を行うとともに必要に応じて県民等へ情報を提供する。

イ　傷病者の受入れの要請等

・管内の医療機関への傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
・管内で対応できない場合の県災害保健医療福祉調整本部への応援要請

ウ　医療従事者確保の総合調整
・関係災害拠点病院、地元医師会への医療従事者の派遣要請
・管内で対応できない場合の県災害保健医療福祉調整本部への応援要請

［市町村、消防機関］
市町村及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。
ア　広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
イ　避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
ウ　救護所の設置と救護班の派遣要請

（資料編）
第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104）

(2) 救護所の設置・救護班の編成
［県（保健医療部）］
県は、県災害保健医療福祉調整本部において、市町村、消防機関からの派遣要請又は自らの判断に基づき、次により救護班を速やかに派遣する。
また、避難所の設置が長期と見込まれる場合は、必要に応じて避難所救護センターを設置し、精神科、歯科を加える等避難者の状況に応じた医療活動を行う。
ア　県災害保健医療福祉調整本部は、次により救護班の派遣を行う。
・日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院、県看護協会への要請
・中四国８県、他都道府県、国（厚生労働省）、自衛隊への要請
・医療ボランティア
イ　地域災害保健医療福祉調整本部は、県災害保健医療福祉調整本部、地元地区医師会等と連携し、救護班の派遣調整を行う。
［市町村］
市町村は、傷病者の発生状況を把握し、指定避難所等に救護所を設置する。
また、必要に応じて、地域災害保健医療福祉調整本部に対して救護班の派遣を要請する。
［消防機関］
消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してＤＭＡＴの出動を要請する。
［県医師会］
県医師会は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。
［ＤＭＡＴ指定機関］
ＤＭＡＴ指定機関は、県との協定に基づくＤＭＡＴの派遣等を行う。
［ＤＰＡＴ構成員所属機関］
ＤＰＡＴ構成員が所属する機関は、県との協定等に基づき、ＤＰＡＴ構成員をＤＰＡＴ業務に従事させる。
［日本赤十字社岡山県支部］

日本赤十字社岡山県支部は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

［公益社団法人岡山県看護協会］

岡山県看護協会は、県との協定に基づく災害支援ナースの派遣等を行う。

［医療機関］

災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、おおむね次により救護班を編成し、医療活動を行う。

また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行う。

ア　医師、看護師、連絡要員等

イ　関係医療用資器材一式

ウ　救急自動車

エ　通信連絡手段の携行

(3) 救急医療活動のアクセスの確保

［県（危機管理課、消防保安課、保健医療部）］

県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、国・県・市町村の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。

また、災害対策本部においては、機動力のあるヘリコプターや大量輸送が可能な船舶の活用を検討し、ヘリコプターによる空輸については県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、ドクターヘリの基地病院、自衛隊又は協定に基づく他府県等に、また海上輸送については海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。

(4) 医療機関のライフラインの確保

［県（保健医療部）］

県は、市町村からの要請に基づき、医療機関へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に応援要請を行う。

［市町村］

市町村は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対し、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

［医療機関］

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替えを行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

(5) 効率的な医療の実施

［ＤＭＡＴ指定機関］

ＤＭＡＴ指定機関は、災害急性期（おおむね48時間以内）に次の活動を行うＤＭＡＴを派遣する。

ア　災害拠点病院等における患者の治療、トリアージ等

イ　被災地域内における患者搬送及び搬送中の治療

ウ　被災地域内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地域外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療

エ　上記を円滑に実施するための本部運営（ＤＭＡＴ県調整本部は、県災害保健医療福祉調整本部と連携し、情報の収集伝達、各種本部・拠点の設置、他県ＤＭＡＴの派遣要請等について決定する。）

［医療機関］

医療機関は、あらかじめ策定したＢＣＰやマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

ア　治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行う。

イ　重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。

ウ　被災状況を地域災害保健医療福祉調整本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力に努める。

エ　医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療福祉調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

なお、医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。

ア　救護所

（ア）患者の応急処置

（イ）搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

イ　病院・診療所

（ア）来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）

（イ）転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請

（ウ）被災地への救護班の出動

（エ）多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をＢＣＰに記載する。

ウ　災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）

（ア）上記イの病院の役割

（イ）後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリコプター搬送を含む。）を行う。

（ウ）なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応する。

(6) 人工透析・難病患者等への対応

［県（保健医療部）、市町村］

県及び市町村は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体へ的確な医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

（資料編）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104（4））

(7) 小児・周産期医療への対応

［県（保健医療部）、市町村］

県及び市町村は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

(8) 被災者の心のケア対策

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対して、ＤＰＡＴの派遣を求める。

県は、ＤＰＡＴの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

第２　医薬品等の供給

１　現状と課題

現行の地域防災計画では、救急医薬品、輸血用血液製剤等の供給について体制を整え、それによって医薬品等の確保及び供給を行うこととしている。

阪神・淡路大震災においては、交通・通信事情の支障から、医薬品等の供給にも困難を来した。災害発生後においては、救急医薬品等の迅速かつ円滑な供給がより的確な対応につながるものと考えられ、医薬品等の供給体制に基づいて救急医薬品等の円滑な供給に努める必要がある。

２　基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については確保体制に基づいて迅速に供給する。

輸血用血液製剤については、現行の確保体制に基づいて円滑な供給に努める。

３　対　策

◎医薬品等の供給 ―― 救急医薬品等の供給
　　　　　　　　　 ―― 輸血用血液製剤の供給

(1) 救急医薬品等の供給

［県（保健医療部）］

県災害保健医療福祉調整本部は、必要となる医薬品等の供給に支障を来たさないよう、県内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づき、医薬品卸売業者及び薬剤師会等に医薬品等の輸送を要請し、供給する。

また、県災害保健医療福祉調整本部は、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合は、速やかに中国四県及び厚生労働省に支援要請する。

県災害保健医療福祉調整本部は、県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、県薬剤師会に集積所・救護所等での医薬品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を行う薬剤師班の派遣を要請する。

地域災害保健医療福祉調整本部は、管内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療福祉調整本部に医薬品等の調達を要請する。

災害薬事コーディネーターは、県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部に対して、適宜助言及び支援を行う。

［県薬剤師会］

県薬剤師会は、県との協定に基づき、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣を行う。

［医薬品等備蓄施設］

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は県災害保健医療福祉調整本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。

［医療機関等］

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

（資料編）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104（2））

第12章　災害時協定等（整理番号：12009）

(2) 輸血用血液製剤の供給

［県（保健医療部）、市町村、県赤十字血液センター］

県、市町村及び県赤十字血液センターは、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。

［県赤十字血液センター］

県赤十字血液センターは、的確な情報収集に努め、県及び市町村等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。

また、県赤十字血液センターは、必要に応じ中四国ブロック血液センターと連絡をとり円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。その際、輸血用血液製剤緊急輸送車両の確保等のため、県及び市町村等との連携に努める。

さらに、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

［県（保健医療部）］

県は、的確な情報収集に努め、市町村及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。また、県は、広域的な需給調整を行う際など、県赤十字血液センターの取組を支援する。

［医療機関］

医療機関は、県赤十字血液センター等に連絡し、輸血用血液製剤の確保に努める。

（資料編）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104（3））

第３　傷病者搬送

１　現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制が、原則として消防機関のみであること、また、道路の損壊や渋滞又は医療機関そのものが被災すること等により、傷病者搬送に支障を来すことが考えられる。

また、医療機関の被災により、入院患者等の広域的な転院に対応する必要が生じることが考えられる。

２　基本方針

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行う。

県内で対応不可能な傷病者を、県外へ搬送されることが予想される場合には、必要に応じて、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、傷病者等の広域医療搬送、地域医療搬送を実施する。

３　対　策

◎傷病者搬送
- 搬送手段の確保
- 搬送先の確認
- 搬送経路の確保

(1) 搬送手段の確保

［県（消防保安課、保健医療部）］

県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部は、広域災害救急医療情報システムを活用しても消防機関において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車を手配するとともに、市町村、関係医療機関、他府県等に配車を要請する。

また、県内医療機関で対応不可能な人数の傷病者等が発生し、他都道府県に搬送する

場合などは、必要に応じて、ＤＭＡＴ等の医療チーム等と連携して岡山空港に航空搬送拠点を設置・運営するとともに、広域医療搬送、地域医療搬送を実施する。

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合などは、航空運用調整班において、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊や海上保安庁のヘリ等の効果的な運用について調整する。また、状況により他県のヘリコプターの支援を要請し、迅速な搬送の実現に努める。

［市町村］

市町村は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第１項（応急措置の業務）により、一般車両を確保する。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受ける。

［ＤＭＡＴ指定機関］

ＤＭＡＴ指定機関は、派遣したＤＭＡＴが傷病者の搬送を行うときに、搬送手段を確保できない場合は、県災害保健医療福祉調整本部等に調整を依頼する。

［日本赤十字社岡山県支部］

日本赤十字社岡山県支部は、所有の救急自動車により傷病者の搬送を行うとともに、必要に応じて、日本赤十字社本社に赤十字飛行隊（ヘリコプター等）の派遣を要請する。

［消防機関］

傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行う。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配を要請する。

また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

［医療機関］

医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療福祉調整本部に調整を要請する。

(2) 搬送先の確認

［県（保健医療部）］

県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部は、医療従事者、警察、自衛隊等からの要請に基づき、搬送先の広域的な調整を行う。

［消防機関］

消防機関は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

［国、県（土木部）、市町村等道路管理者］

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、市町村等は所管する道路の啓開を迅速に行う。

また、各道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

［県公安委員会、県警察］

県公安委員会は､緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

県警察は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を行う。

（資料編）

第７章　避難救助に係る施設・設備（整理番号：703、704）

第４項　避難及び避難所の設置・運営計画

第１　避難方法

１　現状と課題

地震は、時間・場所を選ばず突如として発生するものであり、時間帯によっては、家族の居場所さえ把握することが困難な場合がある。したがって、避難先において住民の避難状況を早急に把握する必要がある。

また、発災時の状況によっては、被災者の保護のために緊急に被災者の運送を行う必要が生じる可能性がある。

２　基本方針

避難は、地域住民が自主的に、又は指示に基づいて行うが、要配慮者にあっては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。指定緊急避難場所等においては、早急に避難行動要支援者、その他住民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講じる。

また、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

３　対　策

◎避難方法
- 避難指示
- 避難誘導及び一般住民の避難
- 特定施設内にいる者の避難
- 企業等の従業員等の避難

(1) 避難指示

［市町村］

ア　指示の基準

市町村長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準等により必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

なお、市町村長は、避難の指示を行う場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ　指示の内容

避難の指示を行う場合は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

・避難指示の理由
・避難の指示が出された地域名
・避難経路及び避難先

・避難行動における注意事項

ウ　指示の伝達方法

避難の指示をしたときは、市町村長は直ちに指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車等により伝達するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

エ　避難指示の解除

市町村は、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

［指定行政機関、指定地方行政機関、県］

避難の指示について、市町村長から助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事は、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

［県（危機管理課）］

知事は、県内の災害発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって避難の指示に関する措置の全部又は一部を行う。

［県警察、海上保安部］

警察官又は海上保安官は、市町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町村長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市町村長に通知する。

(2) 避難誘導及び一般住民の避難

［県］

県は、避難者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

県は発災時において、民間事業者との災害時連携協定に基づいて運送を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの運送体制を確保する。

県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機

関との調整に努める。
［市町村］
市町村は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。
市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
市町村は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
市町村職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。
なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとに集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行う。
避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。
市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。
市町村は、住民に感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。
［地域住民］
地域住民は、避難時においては、できる限り、要配慮者に配慮しながら、町内会等ごとに集団で避難を行うよう努める。
また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市町村職員、警察官、消防職員、海上保安庁（海上に限る）等に連絡する等必要な措置を講じる。

(3) デパート、駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

デパート等の管理者は、当該施設内にいる者について、避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者等の把握に努める。

また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、警察又は消防機関に連絡する。

(4) 企業等の従業員等の避難

企業等においては、災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努めることとするが、場合によっては、都市部を中心に大量の帰宅困難者等の発生が予想されることから、企業等は、膨大な数の帰宅者等が一斉帰宅行動をとることによる混乱を回避するため、一時滞在施設の確保や備蓄品の保管等の従業員や顧客等が滞在可能な環境の整備に努める必要がある。

また、発災直後の従業員等の行動ルールの明確化、被災状況の把握や従業員の家族等の安否確認体制の充実を図ること等により、一斉帰宅を抑制する対策の実施に努める必要がある。

また、大規模構造物の周辺への倒壊、出火による周辺への延焼、有毒ガス等の漏洩、地域に発生した災害の拡大防止活動等により、周辺地域に二次災害を及ぼさないための予防対策の強化と応急活動体制の強化を進める必要がある。

第２　指定避難所の設置

１　現状と課題

地震が発生し、住民の避難が必要となった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況を速やかに確認の上、該当地区全ての住民等に指定避難所の設置状況を周知する必要がある。

また、指定避難所の収容力の不足が想定される地域において、指定避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する必要がある。さらに、災害の規模等によっては、被災市町村の区域外への広域避難又は広域一時滞在が必要となる場合もあり、その対策を事前に検討しておく必要がある。

２　基本方針

被災市町村は、指定避難所の被災状況の確認、指定避難所の開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、当該市町村が自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。

また、指定避難所の収容力の不足などが想定される地域においては、他の公共、民間施設の借り上げ等により、指定避難所への避難者の集中を避ける方策を講じ、指定避難所及び地域全体の最適化に努める。

さらに、県及び市町村は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは、避難者等の受入れなどの対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

3　対　策

◎指定避難所の設置
- 指定避難所の被災状況の確認
- 指定避難所の開設
- 宿泊施設提供事業の実施
- 広域応援協力
- 指定避難所の収容力不足への対応
- 広域避難
- 広域一時滞在

(1) 指定避難所の被災状況の確認

地震発生後の指定避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行う。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 指定避難所の開設

市町村は、災害時に必要に応じて、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(3) 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この号において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等）等の一時避難所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この号において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(4) 広域応援協力

市町村は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。

県は、避難所の開設について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(5) 指定避難所の収容力不足への対応

避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、地震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。指定避難所不足の補完には、場合によってはこうした対応や社会福祉施設、公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げ等により避難所を確保する。

(6) 広域避難

市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

政府本部、指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(7) 広域一時滞在

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、被災市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、被災市町村の行政機能が著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行う。

県は、被災市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等広域一時滞在について助言する。

市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第３　指定避難所等の運営体制

１　現状と課題

指定避難所は、あらかじめ定めた運営マニュアルによって運営することを基本とするが、責任者として予定した者が被災し必要な体制が確保できない、又は指定避難所で生活している自治組織の役員等が他へ転出する等の理由により、マニュアルどおり避難所運営ができない場合、迅速にその対応を行う必要がある。

また、避難所生活においては、健康管理、防犯、衛生上の観点等、避難者の良好な生活環境の確保や精神面でのケアが必要となるほか、在宅避難者への対応にも留意する必要がある。

さらに、災害発生後一定の時期が来れば、避難所としての使命は終了し、平常の利用に復することになるが、その際には、避難者との協議に基づいて円滑な移行が図られなければならない。

２　基本方針

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、市町村は、指定避難所の

運営は自治組織と連携して行い、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

指定避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに、保健師等による巡回相談等も行う。市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、指定避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、指定避難所管理者、避難者自治組織の３者で協議していく。

さらに、県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。

３　対　策

市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

◎運営体制
- 維持管理体制の確立
- 自治組織、施設、行政による連携
- 生活環境への配慮
- 保健・福祉面の対応
- 平常体制への復帰対策

(1) 維持管理体制の確立

［市町村］

市町村は、マニュアルに基づき指定避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

市町村職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築させる。

なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務ごとに

リーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。
　また、指定避難所の運営に当たっては、女性の参画や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮する。

(2) 自治組織、施設、行政による連携

　指定避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。

(3) 生活環境への配慮

［市町村］
　指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。

・避難所開設当初から状況に応じて、プライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。
・市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。
・市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
・市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
・指定避難所等の運営における意思決定の場への女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペース（子どもの遊び場）や学習スペースの設置など、性別や子育て家庭、子ども・若者のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。
・市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止

するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

・被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

・やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

・必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

・市町村は、指定避難所に同行避難してきた家庭動物について、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

・市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

・市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

［県（子ども・福祉部）］

避難の長期化等が見込まれる場合、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）を予防するため、岡山ＪＲＡＴ（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてＪＲＡＴ本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合には、ＪＡＳＰＡ（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、ＪＲＡＴの活動に係る調整を行う。

（4）保健・福祉面の対応

［県（子ども・福祉部）］

県は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努める。

県は、避難所等の高齢者、障害のある人等の多様なニーズへの対応のため、 必要に応じて、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。また、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障害のある人等の多様なニーズの対応のため、ＤＷＡＴの応援派遣

を行う。

［市町村］

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

また、保健所を設置する市においては、保健所の医師、保健師等による各避難所の巡回健診・相談業務を行い、また、学校を避難所とする場合には、医師の下、養護教諭もカウンセリングをサポートする。

［県（保健医療部、子ども・福祉部）］

保健所、岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター等の医師、保健師等による各避難所を巡回しての健診・相談業務を市町村と協力して行う。

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対して、ＤＰＡＴの派遣を求める。また、ＤＰＡＴの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

また、被災者の安定的な避難生活が確保されるよう日常生活上の支援や相談支援などを行うため、必要に応じて、県内のＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請するほか、他都道府県に対してＤＷＡＴの派遣を求め、派遣調整等を行う。

(5) 平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、指定避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対して、ＤＰＡＴの派遣を求める。また、県は、ＤＰＡＴの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

第５項　道路啓開

１　現状と課題

県内の道路網は、広域高速交通網として全線が供用されている中国縦貫自動車道、山陽自動車道、瀬戸中央自動車道などがあり、また幹線ネットワークとしては、県南と県北、主要都市間を連絡する国道２号、30号、53号、180号、374号等の一般国道がある。

また、これら一般国道と有機的に接続し、県内各地域の主要拠点を連絡する主要地方道、さらに地域の生活を支える道路として一般県道、市町村道がある。

これら既存道路を活用しつつ、災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動等の緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための幹線道路ネットワークの整備を進める一方で、地震発生時における緊急活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための体制整備について検討する。

２　基本方針

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上で、あらかじめ地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

３　対　策

◎道路啓開
- 緊急輸送道路の選定基準
- 緊急輸送道路の指定
- 緊急輸送道路の啓開

(1) 緊急輸送道路の選定基準

［国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社］

ア　選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

（ア）高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等であって、震災発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。

（イ）救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。

（ウ）県本庁舎、出先庁舎及び災害対策本部が設置される市町村役場を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。

（エ）救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（空港・港湾等）を結ぶ道路であること。

（オ）主要公共施設（病院・血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。

（カ）道路幅員は、原則として２車線以上であること。

イ　緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の利用特性により、以下の３つに区分する。

（ア）第１次緊急輸送道路

県庁所在地、県民局・地域事務所所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡する道路

（イ）第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署等）を連絡する道路

（ウ）第３次緊急輸送道路

その他の道路

(2) 緊急輸送道路の指定

［国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社］

県及び市町村はあらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察、隣接県及び市町村等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、（1）に規定する選定基準に基づき、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

(3) 緊急輸送道路の啓開

［国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察］

ア　各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路（国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。）について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ　県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努め、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用し、国及び関係機関との情報共有を図る。

ウ　道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

エ　道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、状況に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て必要な措置をとる。

第６項　交通の確保計画

１　現状と課題

交通網をズタズタに寸断した阪神・淡路大震災は、車両の大洪水を巻きおこし、災害対策基本法による交通規制が実施された後においても渋滞は解消されなかった。

その一因として、被災地に近接する都道府県において、被災地に向かう車両の通行禁止又は制限が十分にできなかったこと。そして、被災地における交通整理に当たる警察官が救助活動に従事し、本来の交通整理に従事することができなかったことなどがあげられる。

また、交通網の寸断により大量の帰宅困難者の発生が予想される。

２　基本方針

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要資機材を確保する。

また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

３　対　策

◎交通の確保
- 陸上交通の確保
- 海上交通の確保
- 航空交通の確保
- 帰宅困難者対策

(1) 陸上交通の確保

［県（危機管理課）、県公安委員会］

緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平時の緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出により、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

［県公安委員会、県警察］

ア　緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

（ア）緊急交通路を指定し、消防、警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に運行できるよう道路機能を確保する。

（イ）緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。また、道路上の障害物がある場合は、道路管理者重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。

（ウ）警察災害派遣隊等の支援が必要な場合は、派遣を要請する。

（エ）被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。

イ　緊急通行車両及び規制除外車両の確認

緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用 を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。

ウ　交通広報

（ア）交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、道路交通情報板等を活用するとともに、日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。

（イ）規制現場措置として、迂回路マップ等を活用し、ドライバーに対する現場広報を実施する。

（ウ）住民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

［県（危機管理課）、県警察］

ア　交通整理要員及び関係資機材の確保

県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員及び誘導資機材の確保等、必要な措置を講じる。

イ　県警察は、道路交通機能の確保のため主要交差点への交通信号機用非常電源装置の設置など信号機滅灯対策を推進する。

［県（危機管理課）、市町村］

救援物資搬送車両の方法・制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい。）するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。

［道路管理者等］

ア　管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

イ　道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、警察と協議し、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

ウ　応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

エ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

オ　知事は、エの措置に関し、道路管理者である岡山市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

［自衛隊及び消防本部］

自衛官及び消防職員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

［鉄道事業者］

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の退避等を行うとともに、応急復旧に

努める。
独力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。
［住民等］
被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

（資料編）
第８章　緊急輸送対策（整理番号：802）
第12章　災害時協定等（整理番号：12016）

(2) 海上交通の確保

［海上保安部］
水島海上保安部及び玉野海上保安部は、航路標識の破損、水路水深の異常等が発生した場合は、応急措置を講じるとともに、関係機関へ通報し、関係者への周知に努める。
また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、必要に応じ、船舶交通を規制又は禁止する。
［県（危機管理課、農林水産部、土木部）］
県は、海上保安部等の関係機関と連携をとり、県内の海上交通確保に必要な輸送路の選定等の調整を行う。
また、市町村又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について応援要請があったときは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。
［港湾及び漁港の管理者］
港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等の輸送確保のための応急措置を講じる。

(3) 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

［県（消防保安課、県民生活部）、市町村、防災関係機関等］
県、市町村、防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。
［岡山空港管理事務所］
岡山空港管理事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は空港保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。
［大阪航空局岡山空港出張所］
大阪航空局岡山空港出張所は、施設の利用を一時停止する措置を講じた場合は、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により、航空交通の安全に努める。

（資料編）
第８章　緊急輸送対策（整理番号：803）

(4) 帰宅困難者対策

［県（危機管理課）、市町村、防災関係機関等］

県、市町村、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要がある。そのため、特に都市部において公共交通機関が停止した場合には、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について、平時から積極的に広報しておくとともに、退避経路の案内など滞留者の誘導対策、建築物に付随する屋根瓦、看板等の落下物による被害などの二次災害の防止に努める。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、滞留者の誘導体制の整備を促すとともに、必要に応じ、主要駅周辺に男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した一時的な滞在場所の確保を推進する。さらに、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援が行えるよう、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し平時から協力を要請しておく。

また、学校等においては、保護者への児童生徒等の引渡しルールなどをあらかじめ決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。

（資料編）
第12章　災害時協定等（整理番号：12001～12095）

第７項　消火活動に関する計画

１　現状と課題

阪神・淡路大震災の消火活動においては、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態により、消火活動が阻(はば)まれた。

また、東日本大震災の消火活動では、揺れに伴う火災もさることながら、半数が津波による火災であり、消防設備、消防水利の損壊、がれきによる通路閉鎖など、消火延焼対策の課題が指摘されている。これらのことを踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる計画を策定しておく必要がある。

２　基本方針

地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、都道府県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。

３　対　策

◎消火活動対策
- 火災発生状況等の把握
- 消火活動の留意事項
- 応援要請

(1) 火災発生状況等の把握

市町村長又は消防長は、消防職団員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

ア　延焼火災の状況

イ　自主防災組織の活動状況

ウ　消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

市町村長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

ア　延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ　木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収拾・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

ウ　多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に

応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

エ　危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ　救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

カ　自主防災組織が実施する消火活動との連携を図る。

キ　巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

(3) 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、発災市町村の消防力によっては防御が著しく困難な場合は、次により応援要請を行う。

［市町村長等］

発災市町村長等は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、岡山県下消防相互応援協定第５条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

［知事（消防保安課）］

知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請する。

◎消防の応急体制の整備
- 応援隊の対応専任者
- 応援隊等の指揮命令
- 消防部隊相互の通信体制
- 情報の収集・連絡体制

(1) 応援隊の対応専任者

ア　応援隊の受入れについて、県災害対策本部や派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。

イ　専任者の任務は、おおむね次のとおりである。

（ア）緊急消防援助隊等の対応

（イ）応援ルート及び集結場所の選定

（ウ）応援隊に関する各種連絡

(2) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、被災地の市町村長又はその市町村長から委任を受けた被災地の消防長がとる。

(3) 消防部隊相互の通信体制

無線通信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

（4）情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第８項　危険物施設等の応急対策計画

１　現状と課題

地震により危険物施設等が損壊、火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあるので、応急的保安措置を実施する必要がある。

２　基本方針

防災関係機関による石油類、高圧ガス及び火薬類の応急的保安措置を講じる。

３　対　策

◎石油類施設の応急対策 ― 施設管理者の措置
　　　　　　　　　　　 ― 関係機関の措置

(1) 施設管理者の措置

ア　施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。

イ　自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

ウ　県警察、市町村等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

［県（消防保安課）］

ア　他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。

イ　化学消火薬剤等の必要な資機材を確保する措置を講じる。

［県警察］

ア　被災者等の救出救助を行う。

イ　施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

ウ　付近住民の避難誘導、広報を行う。

［市町村］

ア　施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

イ　警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ　消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

◎高圧ガス施設の応急対策 ― 施設管理者の措置
　　　　　　　　　　　 ― 関係機関の措置

(1) 施設管理者の措置

ア　施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置を講じる。

イ　県警察、市町村等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

［県（消防保安課）］

ア　施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者）に対し、高圧ガス製造施設、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命令する。

イ　施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者）に対し、製造、移動等を一時禁止し、又は制限する。

ウ　他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては、自衛隊の派遣を要請する。

［県警察］

ア　被災者等の救出救助を行う。

イ　施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

ウ　付近住民の避難誘導、広報を行う。

［市町村］

ア　施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く）に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所の全部又は一部の使用の一部停止を命令する。

イ　施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く）に対し、製造、移動等を一時禁止し制限する。

ウ　施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

エ　警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

オ　消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

◎火薬類施設の応急対策 ┬ 施設管理者の措置
　　└ 関係機関の措置

(1) 施設管理者の措置

ア　火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これを移し、かつ見張人をつける。

イ　火薬類を安全な地域に移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し防火の措置を講じる。

ウ　県警察、市町村等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

［県（消防保安課）］

ア　施設管理者に対し、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命令する。

イ　施設管理者に対し、製造、移動等を一時禁止し、又は制限する。

［県警察］

ア　被災者等の救出救助を行う。

イ　施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

ウ　付近住民の避難誘導、広報を行う。

［市町村］
ア　施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
イ　警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
ウ　消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

◎毒物劇物施設の応急対策 ┬ 施設管理者等の措置
　　└ 関係機関の措置

(1) 施設管理者等の措置
ア　毒物劇物の流出及び飛散等の事故発生時には、直ちに作業を中止し、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
イ　所轄の保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要に応じて付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置
［県（医薬安全課、保健所）、保健所設置市（岡山市、倉敷市）］
毒物劇物に係る事故発生時には、施設管理者等に対し拡大防止のための必要な措置を講じるよう指示する。
［市町村］
地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。

◎ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策 ┬ ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置
　　└ 関係機関の措置

(1) ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置
ア　施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。
イ　知事又は市町村長に通報するとともに、付近の住民等に避難するよう警告する。

(2) 関係機関の措置
［県（環境文化部、保健医療部）、市（岡山市、倉敷市、新見市）］
有害物質に係る事故発生時には、関係法令等に基づき特定施設等（処理施設を含む。）の設置者に対し、拡大防止のために必要な措置を講じるよう指示する。
［市町村］
地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。

第９項　災害警備活動に関する計画

１　現状と課題

被災地域においては、社会的な混乱や人心の動揺等により不測の事態が生じるおそれがあるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

２　基本方針

関係機関は災害発生後の社会秩序を維持するため必要な措置を講じる。

３　対　策

◎社会秩序の維持
- 県
- 陸上防犯
- 海上防犯

(1) 県（関係各部等）

知事は、県民がとるべき措置等の呼びかけを行う。

(2) 陸上防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

ア　避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒
イ　自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
ウ　被災地に限らず災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
エ　災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する情報提供
オ　必要な地域への移動交番の派遣
カ　鉄砲、刀剣類に対する確実な保管・管理等の指導
キ　その他治安維持に必要な措置

(3) 海上防犯

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、巡視船を配備し、不法行為を取り締まる。

第10項　緊急輸送計画

１　現状と課題

地震災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給に支障が生ずることが想定される。

応急対策を迅速に実施するためには、緊急輸送を円滑に行う必要がある。

２　基本方針

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。

また、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。

３　対　策

◎輸送ルートの確保
- 陸上輸送
- 海上輸送
- 空路輸送

(1) 陸上輸送

［道路管理者等］

ア　各道路管理者は高速道路、国道、県・市町村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、緊急車両の通行の確保を図る。

イ　道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て、早急に実施する。

ウ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

［県警察］

ア　県警察は、被災地直近はもとより、広範囲な交通規制を行い、必要に応じ、隣県警察の協力を得る。

イ　緊急通行車両及び規制除外車両の確認等

（ア）知事及び県公安委員会は、緊急通行車両の確認事務の調整を図り、緊急通行車両の標章等を確保しておく。

（イ）県公安委員会は、平時から緊急通行車両の確認及び事前届出制度による規制除外車両の審査を行う。

ウ　道路管理者等に対する放置車両等の移動等の要請

緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 海上輸送

陸上の状況によっては海上輸送が有効になる場合があり、適切な運航を図る必要がある。

［港湾等の管理者］

港湾等の管理者は、港湾及びフェリー港について早急に被害状況を把握し、必要に応じ、応急復旧等を行う。

［県（危機管理課、農林水産部、土木部、教育委員会）］

県有船舶、海上保安部及び海運事業者等の船艇等を活用した輸送措置を講じる。

［市町村］

市町村は、旅客船事業者及び貨物船事業者の協力を得て輸送する措置を講じる。

(3) 空路輸送

自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要がある。

［県（県民生活部）］

岡山空港及び岡南飛行場の利用に備え、航空管制等の必要な調整を図る。

［市町村］

ヘリコプター基地の確保を図る。

◎災害対策本部の輸送ルート調整

(1) 県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した上で、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。

(2) 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等に関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知徹底を図る。

◎人員、物資の輸送順位 ┬ 輸送第１段階
　　└ 輸送第２段階

(1) 輸送第１段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

輸送第１段階では特に次の輸送に配慮する。

ア　人命の救助等に要する人員、物資

イ　応急対策に必要な人員、資材

(2) 輸送第２段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。

ア　物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）
イ　応急復旧等に必要な人員、物資

◎緊急輸送のための燃料の確保

［緊急輸送を行う関係機関］
緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

（資料編）
第８章　緊急輸送対策（整理番号：801～804）
第９章　車両・機材等の保有状況（整理番号：902～907）

第11項　物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画

１　現状と課題

大規模な震災が発生した場合、物資を円滑に受け入れ、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要がある。

なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ることが予想されるため、その対応を検討する必要がある。

２　基本方針

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて市町村内へ搬送し、受入地での受入れ・仕分等の作業及び受入地から市町村内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、被災市町村で対応する。

搬送には、陸海空のルートを検討し、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

３　対　策

◎物資の受入れ、集積、配分
- 必要とする物資等の把握・情報提供
- 物資の受入体制等
- 輸送方法
- 運送の要請と指示
- 物資の配布方法

(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

［県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）］

県は、国の新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用するなどにより、被災市町村の情報を速やかに把握するとともに、県内で調達できない物資の種類及び数量並びに県内の受入地を国に連絡し、調達を要請する。

また、県は、被災市町村における備蓄物資等が不足する場合、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで被災市町村に対する物資を確保し輸送する。

［被災市町村］

指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて国の新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、各指定避難所の責任者等から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。また、指定避

難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。
なお、指定避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量を取りまとめ、当該市町村内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。
［地　域］
避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じるなどにより、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市町村に連絡する。
なお、避難所以外の施設等に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や自治会等の地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて市町村に連絡する。

(2) 物資の受入体制等

［県］
県は、被災者等への迅速な物資の配送を行うため、あらかじめ県内の物資の受入拠点のネットワーク化及び物資の需要と供給に関する情報の一元化を図るよう努める。
物資の受入拠点（広域物資輸送拠点）は次のとおりとし、当該拠点が被災するなど、使用が困難となった場合には、代替拠点のうちから被災地域の状況（被災状況、道路の啓開状況、市町村の受入拠点の状況、物資の流通状況など）に応じ、効率的な支援が可能となる場所を県が指定する。
また、被災した場合には、大量の物資が搬送されることから、必要に応じ、ノウハウ（荷さばき機器を使用した大量の物資の積み卸し、保管、仕分け、配送など）を持つ民間物流事業者と協力し、効率の良い物資の配送体制の構築に努める。

広域物資輸送拠点：岡山県総合展示場コンベックス岡山
　　岡山空港貨物ターミナルビル第２棟
代　替　拠　点：物資の保管等に関する協定に基づく民間物流倉庫等

指定した受入地には、職員を配置し、物資の受入れ、保管、搬出作業を行い、順次市町村の受入拠点へ配送する。配送作業等の効率化を図るため、必要に応じ、物流専門家の派遣を要請する。
大規模・広域災害に備え、広域物資輸送拠点を他県と相互又は共同利用できる体制の整備に努める。
［市町村］
市町村は、プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の地域内輸送拠点を指定しておく。
また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用もあらかじめ検討しておく。
なお、管内に地域内輸送拠点が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、地域内輸送拠点を確保する。指定された受入場所には職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、指定避難所等からの要請により必要な物資を配送する。
［地　域］

指定避難所等の住民は、物資の仕分け、指定避難所内での搬送を積極的に行う。

(3) 輸送方法

［県（危機管理課）］

県は、受入地から集積場所への道路を緊急交通路として指定を受けられるよう事前に手続をしておき、災害発生時は迅速に緊急交通路の指定を受けて、一般車両の通行を規制する。輸送に当たっては、一般社団法人岡山県トラック協会に調整業務等への参画、施設の活用など協力を要請するとともに、必要な場合は、公用車によっても対応する。

陸上ルートが遮断された場合等にあっては、海上ルートやヘリコプターの利用等による輸送を検討することとし、海上保安部、漁業関係者、海運事業者及び自衛隊への協力要請、民間航空事業者との協定等により輸送体制を確保する。

また、海上輸送及び空路輸送の拠点等は次のとおりとする。

海上輸送拠点：水島港、岡山港、宇野港

空路搬送拠点（候補地）：岡山空港

［市町村］

道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図り、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。

集積場所から指定避難所への輸送については、一般社団法人岡山県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

［運送事業者である公共機関］

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

(4) 運送の要請と指示

［県（危機管理課）、運送事業者である公共機関］

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

(5) 物資の配布方法

［市町村］

指定避難所へ搬送された物資は、各指定避難所の維持管理責任者の指示により、各自

治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。

また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や地域組織を通じる等により、物資を指定避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、指定避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届ける。

［地　域］

指定避難所以外で生活をする被災者に対して、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、物資を届ける等の支援を行う。

＜物資等のルート＞

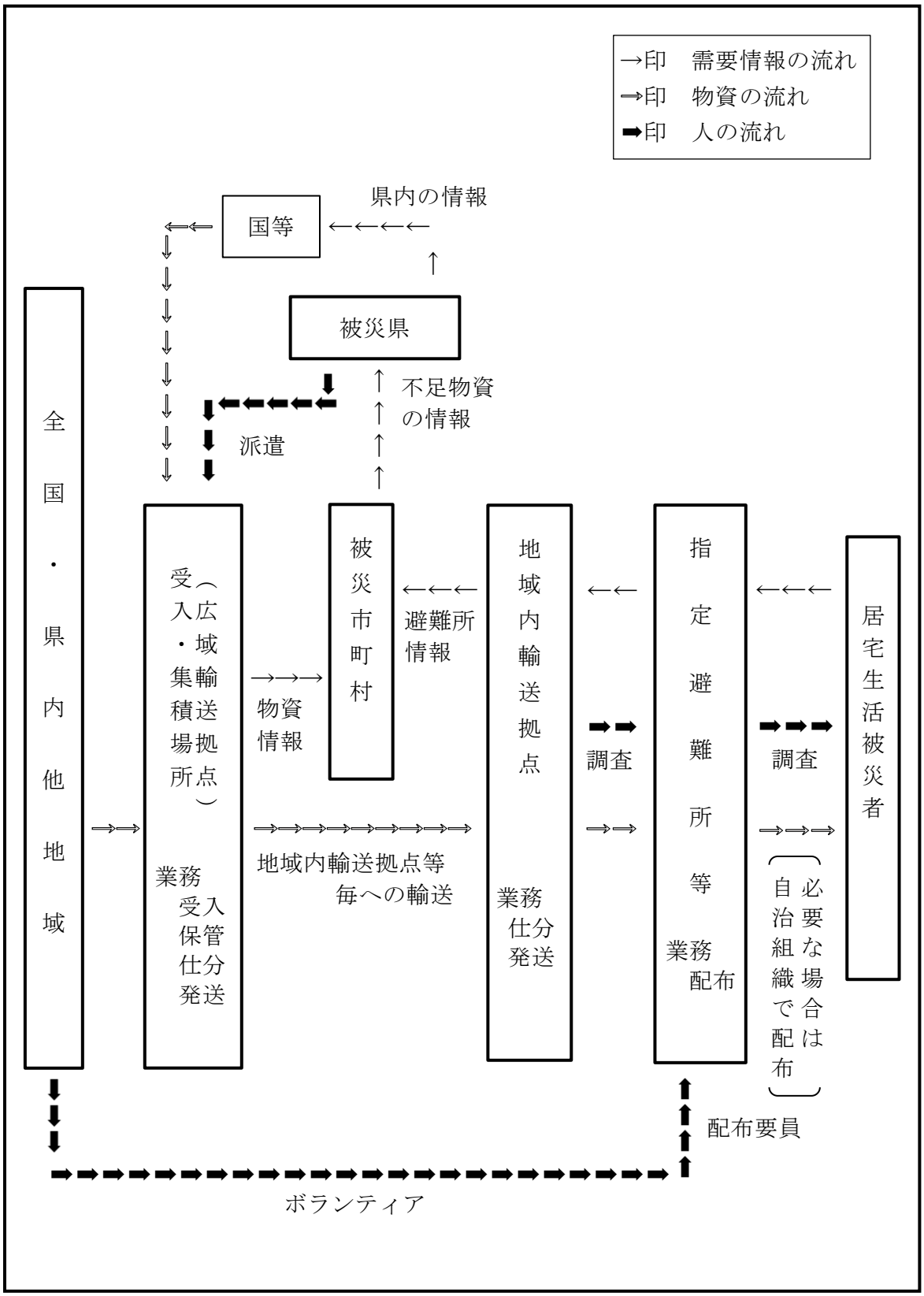
→印　需要情報の流れ
⇒印　物資の流れ
➡印　人の流れ
国等
県内の情報
被災県
不足物資の情報
派遣
全国・県内他地域
受入（広域輸送拠点）・集積場所
業務 受入管保仕分発送
物資情報
被災市町村
避難所情報
地域内輸送拠点等毎への輸送
地域内輸送拠点
業務 仕分発送
調査
指定避難所等
業務 配布
調査
必要な場合は自治組織で配布
居宅生活被災者
配布要員
ボランティア

第12項　ボランティアの受入れ、調整計画

１　現状と課題

災害時には、平時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び輸送､避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、高齢者や障害のある人等の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場の混乱につながるおそれがある。

そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。

２　基本方針

県、市町村及び日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、災害中間支援組織等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

３　対　策

◎ボランティアの受入体制

［県（県民生活部）］

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市町村、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会、災害中間支援組織及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申し出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボラ

ンティアの種類・人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

［市町村］

市町村災害対策本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市町村社会福祉協議会が設置する市町村災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

［日本赤十字社岡山県支部］

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携をとりながら行う。

［社会福祉協議会］

県・市町村社会福祉協議会は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市町村と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

① 県社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設置し、次の業務を行う。

ア ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供

イ 広域的なボランティアの受付、コーディネート等

ウ 県内の他市町村社会福祉協議会及び他府県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整

エ 県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整

オ その他市町村災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること。

② 被災市町村の社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

ア 被災地のボランティアニーズの把握

イ ボランティアの受付及び登録

ウ ボランティアのコーディネート

エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示

オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給

カ ボランティア活動の拠点等の提供

キ ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請

ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請

ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

③ 被災市町村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

［災害中間支援組織］

災害中間支援組織は、県、市町村、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するＮＰＯ・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。

［専門ボランティアの受入れ及び活動の調整］

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

［ボランティアの健康に関する配慮］

① 市町村、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

② 市町村、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

③ 市町村、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 その他

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第３節　民生安定活動

第１項　要配慮者支援計画

１　現状と課題

要配慮者については、それぞれの特性に応じた対策が立てられる必要がある。

避難は、家族とともに行われるが、家族による援助を受けにくい者も多くいる。単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

要配慮者に加え、一般の避難住民の中にも、常時医療の対象となる者、避難生活により慢性的疾患が顕著になる者等、特に介護を要する者が現われるので、必要に応じて要配慮者とともに、適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難をさせる必要がある。

２　基本方針

被災後は、全ての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。県及び市町村は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことができるよう支援する。

３　対　策

◎要配慮者支援計画
- 避難行動要支援者支援体制
- 福祉避難所の開設
- 宿泊施設提供事業の実施
- 迅速な避難
- 避難後の対応

(1) 避難行動要支援者支援体制

［県（危機管理課、子ども・福祉部）］

県は、災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援班を組織し、市町村の応援要請に基づいて他市町村又は他県に応援を要請するとともに、避難行動要支援者支援の総合的な調整を行う。

［市町村］

市町村は、災害応急対策に当たっては、避難行動要支援者支援を行うチームを組織し、当該市町村で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 福祉避難所の開設

［県（子ども・福祉部）］

県は、被災市町村における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、被災市町村を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の

受入れを要請する。
それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。
［市町村］
市町村は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。
その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。
また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市町村は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。
なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、当該市町村で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
［社会福祉施設］
社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市町村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り要配慮者を受け入れる。

⑶宿泊施設提供事業の実施

〔県（保健医療部）〕
県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等）等の一時避難所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。
県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。
〔市町村〕
市町村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。
宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(4) 迅速な避難

［県（危機管理課、子ども・福祉部）］

県は、被災市町村及び被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や市町村、他府県等との連携の下に、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、次の支援を行う。

ア　被災していない他市町村又は他施設への避難受入れ、要員派遣の依頼

イ　他府県への応援要請

［市町村］

市町村は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携の下に、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

［社会福祉施設］

社会福祉施設の管理者及び職員は､消防計画等あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避難に努める。

［住　民］

地域住民は、要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援する。

(5) 避難後の対応

［県（危機管理課、子ども・福祉部）］

県は、市町村の要請に基づいて、要配慮者の生活に必要な物資の提供や人材の確保等について市町村を支援するとともに、必要に応じ、他市町村、県内他施設、関係団体及び他県に対し、応援の要請を行う。

また、社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

［市町村］

市町村は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めた避難計画等に従い、次の措置をとる。

ア　地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

イ　ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

ウ　要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

エ　柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

オ　指定避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。

カ　指定避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

キ　指定避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

［社会福祉施設］

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、市町村、県に応援を要請する。

［住　民］

避難住民は、指定避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。

なお、指定避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮する。

第２項　被災者に対する情報伝達広報計画

第１　情報伝達体制

１　現状と課題

避難者等被災者の不安の解消や混乱の防止等のためには、被災者のニーズに対応した正確な情報を提供することが必要となる。

そのため、食料等の配給や医療機関の状況など被災生活に必要な情報が被災者にスムーズに伝わる体制や、被災者の求める情報が何かを確認する体制の整備とともに、住民からの問合せ等に的確に対応できる体制についても整備が必要となる。

２　基本方針

県及び市町村は､大規模停電時も含め被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。市町村防災行政無線の整備や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。情報伝達に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て迅速に行い、また、指定避難所への掲示、広報車なども活用して、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

その際、障害のある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮する。

特に、指定避難所避難者への情報伝達等については、指定避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

３　対　策

県及び市町村は、要配慮者や災害により孤立した集落の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市町村への避難者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者台帳の作成等、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト運営業者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

国はインターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努める。

◎情報伝達体制
- 被災者への情報伝達
- 指定避難所避難者への情報伝達
- 被災者の安否確認への対応

(1) 被災者への情報伝達

［県（危機管理課、総合政策局）］

県は、県の判断及び市町村からの要請により、報道機関の協力を得て、広報を行う。広報事項とその優先順位、広報案文及び情報の混乱を避けるための関係機関との調整方法等について事前に定めておき、適切かつ迅速な広報に努める。

なお、広報事項の主なものは、次のとおりである。

ア　災害の発生状況

イ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

ウ　地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ

エ　災害応急対策の状況、復旧見込み

オ　道路情報、医療情報その他の生活情報

カ　その他必要事項

［市町村］

あらかじめ広報事項等について定めておき、広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行うとともに、必要に応じて県に広報の要請を行う。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

［ライフライン事業者］

関係事業者は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報する。

なお、適宜、県・市町村にこれらの情報提供を行う。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに､通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

［県（危機管理課）、市町村、ライフライン事業者］

Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

［県（危機管理課、子ども・福祉部）、市町村］

障害の種類及び程度に応じて、障害のある人が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

(2) 指定避難所避難者への情報伝達

［市町村］

市町村は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

ア　情報収集・伝達体制及び自治組織のかかわり方

イ　本部との連絡方法の確保

ウ　本部等へ連絡すべき事項、連絡様式

エ　収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式

オ　指定避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式

カ　その他必要事項

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等、指定避難所と災害対策本部の連絡窓口を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

(3) 被災者の安否確認への対応

［市町村］

市町村は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、災害対策本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。なお、安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、専用電話を設置する。

［県、市町村］

県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第２　報道機関への対応

１　現状と課題

震災時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起こることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要である。

また、救助活動に際して取材活動方法の調整を要する場合が考えられる。

２　基本方針

報道機関の協力を得て、被災者等に正確な情報を速やかに伝達する。

また、救助活動に当たりサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法につ

いて、報道機関と事前に協議しておく。

3　対　策

◎報道機関への対応 ┬ 情報の提供及び報道の要請
　　└ サイレントタイムの設定

(1) 情報の提供及び報道の要請

［県（危機管理課、総合政策局）］

県災害対策本部は、次の情報を一元的に報道機関へ提供し、また必要な場合は報道することを要請する。

ア　地震被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報

イ　救助活動に関する情報

ウ　交通施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報

エ　被災者の安否確認に関する情報

オ　その他関係情報

なお、情報提供・報道要請に当たっては、次の点に配慮する。

ア　関係各部は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に、情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。

イ　報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。

ウ　報道機関へ情報を提供する場合に、市町村と連絡をとりあい、情報の錯綜（さくそう）を生じないようにする。

［市町村］

市町村は、報道機関を通じて情報提供し、又は報道を要請するため、県と同様に情報内容、体制について整備しておく。

なお、実際に情報提供し、又は報道要請に当たっては、県災害対策本部と調整を図る。

［ライフライン事業者］

県に準じて、ライフラインや交通の復旧状況等について、適宜、情報提供・報道要請する。なお、情報提供等に当たっては、県災害対策本部と調整を図る。

(2) サイレントタイムの設定

［県（危機管理課、総合政策局）］

県は、生存者の発見を効率的に行うため、救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制する、サイレントタイムの設定に関するマニュアルの作成指針及び報道機関等への協力要請方法等について、あらかじめ報道機関等と協議して策定する。

［市町村］

市町村は、県の示した指針に沿って、サイレントタイム設定マニュアルを作成しておく。

第３項　風評・パニック防止対策計画

１　現状と課題

災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質して風評となることがある。

混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、風評の防止対策も考慮しておかなければならない。

２　基本方針

被災の市町村は風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。

３　対　策

◎風評・パニック防止対策 ┬ 発生防止対策
　　└ 風評解消対策

(1) 発生防止対策

［市町村］

ア　市町村は、被災地及び指定避難所等への定時的な貼紙又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。

イ　報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) 風評解消対策

［市町村］

風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第４項　食料供給、炊き出し計画

１　現状と課題

大規模震災においては、ライフラインが破壊され、炊き出し等は不可能となるため、県外や他市町村から食料を供給する必要が生じる。

また、学校が指定避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設等が炊き出し等に利用されることになる。

そのため、次のような事項を盛り込んだ被災者に対する食料供給のマニュアルを策定する必要がある。

ア　体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制

イ　被災直後からの食料の確保・供給のマニュアル化

ウ　避難体制との連携

エ　他県、他市町村からの援助食料等の円滑な受入体制の確保

２　基本方針

被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、事前に定めたマニュアルにより円滑な食料供給を行う。

食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に関するマニュアルに基づいた確保・供給を行う。

なお、その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。

３　対　策

◎緊急食料等の調達

［国］

農林水産省及び中国四国農政局は、事前に策定しているマニュアル等に基づき、被災者のために必要な緊急食料等の供給に関する体制整備を次により行う。

ア　県の要請に基づく災害救助用米穀の供給に関すること。

（農林水産省農産局長）

イ　県内で救援食料の供給が確保できない場合の供給に関すること。

［県（危機管理課、保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部、産業労働部）］

県は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により実施する。

ア　被災地への援助食料の受入集積地の決定

イ　市町村からの要請に基づく食品等の品目の決定と協定等に基づく供給等の要請
ウ　食品販売業者等との協定等に基づく調達
エ　国、他県、日本赤十字社岡山県支部等への協力要請（食料等の調達、輸送）
オ　他の市町村の応援の調整
カ　普通の食事ができない人の代替食の検討、特別食の調達など、栄養・食生活全般に対する支援の実施

［市町村］

市町村は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

ア　被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
イ　備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
ウ　炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
エ　炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
オ　必要に応じて、県への食料、食材、資材等の調達の要請
カ　市町村援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
キ　供給ルート、運送体制の確立
ク　避難所ごとの被災者、自治組織等受入態勢の確立
ケ　被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施
コ　ボランティアによる炊き出しの調整

（資料編）

第６章　必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：602）
第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第５項　飲料水の供給計画

１　現状と課題

被災地への飲料水の供給については、水源の確保とともに、被災者への配水手段を確保することが重要である。このため、県内市町村のタンク車及びタンク等の使用可能状況及び道路状況を早急に調査し、体制を整える必要がある。

２　基本方針

各市町村管内の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人数×約３リットル）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請する。

３　対　策

［県（保健医療部）］

県は､市町村から飲料水及び応急給水用資機材等の調達について要請があったときは、近隣市町村、近隣県、自衛隊又は国に対し協力の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努め、適切な給水活動が行えるよう市町村に対し指示、指導を行う。

［市町村］

市町村等は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

ア　給水を必要とする人員

イ　給水を必要とする期間及び給水量

ウ　給水する場所

エ　必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ　給水車両のみ借り上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約８日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に最低限必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は１人１日20リットル程度を目標とする。

［住　民］

住民は、地震発生後３日分以上は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努め、飲料水が確保できない場合は市町村等の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、

特に衛生上の注意を払う。

市町村等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：706）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第６項　生活必需品等調達供給計画

１　現状と課題

震災発生により必要となる物品は個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合は、県、市町村が供与する必要がある。

２　基本方針

県、市町村は特定の生活必需品について確保し、供与する。なお、その際には被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

３　対　策

◎生活必需品の供与

［県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）］

県は、市町村から生活必需品の応援要請があったとき、又は県が独自の判断により、次により物資を調達・あっせんする。

ア　生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達

イ　相互応援協定締結県への応援要請

ウ　調達が困難な物資の国へのあっせんの依頼

［市町村］

市町村は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、次により生活必需品を給（貸）与する。

ア　市町村の備蓄品の放出

イ　生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達

ウ　県への応援要請

［日本赤十字社岡山県支部］

被災者に対し毛布、緊急セット（日用品等）、バスタオル等を支給する。

［住民等］

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合は、市町村に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努める。

（資料編）

第６章　必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：603）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第７項　遺体の捜索・処理・埋火葬計画

１　現状と課題

火葬場が損壊し使用できない場合や、使用可能であっても遺体数が火葬能力を大幅に上回る場合の当該市町村（広域市町村を含む。以下「市町村等」という。）の体制について考慮しておく必要がある。

２　基本方針

実施主体である市町村において、次の事項について対応マニュアルを策定する。

ア　遺体捜索体制の確立、必要機器の確保

イ　遺体安置場所の確保体制

ウ　他市町村等及び隣県の協力による埋火葬

エ　棺、骨壺、ドライアイス等の確保体制

３　対　策

◎遺体の捜索・処理
- 遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保
- 検視・死体調査、遺体安置場所の確保
- 火葬場の確保
- 遺体の搬送方法の確保
- 遺体の埋火葬

［県（環境文化部、保健医療部）］

県は、市町村から要請があったときは、捜索、処理等に必要な要員・資機材、遺体安置場所、火葬場等の確保について、必要に応じて、他市町村に対し応援するよう指示し、又は他県や自衛隊に対して応援を要請する。

また、県内の全火葬場の火葬能力（１日平均火葬数と火葬時間を延長した場合の最大火葬可能数）及び最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくとともに、必要資材（棺、骨壺、ドライアイスを含む。）について、緊急時の手配先と調達可能数量を調査しておく。

遺体の搬送等について市町村から要請を受けた時は、一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。

また、災害救助法が適用された災害が発生した市町村から要請を受けたときは、全日本葬祭業協同組合連合会へ棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について協力を要請する。

［県警察］

県警察は、必要に応じ、警察部隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び市町村、指定公共機関等と密接に連携する。

［市町村］

ア　遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保

市町村は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。また、海上保安部の発見した遺体の引渡しを受ける。

遺体については、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視・死体調査、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体について、おおむね次により処理する。

（ア）遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（イ）遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため、短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬をするまでの間一時安置する。

なお、迅速に対応するため、捜索・処理体制、資機材（棺、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画を立てておく。

また、独力では対応できないときは、遺体捜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示す。

（ア）遺体捜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数

（イ）捜索地域

（ウ）埋火葬に供する施設の使用の可否

（エ）必要な輸送車両の数

（オ）遺体処理に必要な資機材の品目別数量

イ　検視・死体調査、遺体安置場所の確保

市町村は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・死体調査、遺体安置場所として選定するよう努める。

ウ　火葬場の確保

市町村は、管内の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応対策について、事前に計画を立てておく。

エ　遺体の搬送方法の確保

市町村は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。

市町村は､管内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておく。

オ　遺体の埋火葬

市町村は、実際に埋火葬を行う者に、棺、骨壺等の現物を給付する。

また、県警察・海上保安部の検視等を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

（ア）身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

（イ）被災地以外に漂着した遺体等の内身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いをする。

（ウ）遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡す。

［海上保安部］

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、市町村、県警察と連携をとりながら、海上における遺体の捜索を行う。

捜索が困難な場合は、県又は他市町村に対し、必要な人員及び資機材の確保について応援を要請する。

第８項　災害時廃棄物等応急処理計画

１　現状と課題

災害時には、損壊家屋の解体撤去等に伴い発生するがれきなど災害廃棄物が短時間で大量に発生するほか、津波が発生した場合は津波堆積物が生じるとともに、指定避難所からの生活ごみや､公共下水道など汚水処理施設の被災に伴うし尿の発生が想定される。

このため、災害が発生したときは、県及び市町村は、被害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者の健康や被災地の衛生状態を良好に保つため、速やかに体制を整備し応急対策を講じる必要がある。

また、災害時の廃棄物及び堆積土砂の処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮しつつ計画的に行うとともに、市町村単位での対応が困難な場合は、広域的な相互協力体制を整備することが重要である。

２　基本方針

県及び市町村は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場・最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

広域的な相互協力体制の整備に当たっては、被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援可能な協力を行うとともに、県は体制整備に関する調整を行う。

３　対　策

◎災害時廃棄物等応急処理計画
- 組織体制の整備等
- 災害廃棄物処理実行計画の作成
- 一般廃棄物の処理等
- 災害廃棄物の処理
- 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

(1) 組織体制の整備等

ア　情報の収集、連絡

災害時には、被害の状況を直ちに把握することが、災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で重要である。

［県（環境文化部）、市町村］

県は、市町村を通じて情報収集を行い、これらの情報を国へ報告するとともに、関係行政機関、民間事業者団体等との緊密な情報連絡を図る。

［市町村］

市町村は、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮

設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

イ　組織体制の整備

［国（環境省中国四国地方環境事務所）］

国は、県からの被害情報・支援ニーズに応じ、緊急時の組織体制を整備する。また、情報収集、連絡・調整等を確実に実施するため、国、県及び関係市町村並びに関係団体により構成する災害廃棄物処理対策協議会を設置し、緊密な連絡・調整により被災地の実態を把握することで、効果的な支援を行う。

［県（環境文化部）］

県は、市町村からの支援ニーズを把握するとともに、市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備するための支援・指導・助言、広域的な協力体制の確保、周辺市町村・関係省庁・民間事業者との連絡調整等を行う。さらには、支援地方公共団体からの問合せに対応できるセンターとしての機能を果たす。

また、市町村から事務委託を受け、災害廃棄物処理を実施する場合がある。

［市町村］

市町村は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後、直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

建設事業者団体や廃棄物事業者団体などと平時に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。

被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。

［民間事業者］

市町村等の協力・支援要請に基づき、市町村の処理体制に協力する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

［県（環境文化部）］

県は、災害廃棄物処理実行計画を作成する市町村を支援する。

［市町村］

市町村は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

(3) 一般廃棄物の処理等

ア　仮設トイレ等し尿処理

［県（環境文化部）］

県は、市町村からの要請に基づき、仮設トイレ等の資材の調達、輸送の代行等について市町村を支援する。

［市町村］

市町村は、被災者の生活に支障が生じないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。

また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

［県民、企業］

地震発生から３日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等において賄う。

イ　避難所ごみ等

［市町村］

市町村は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、指定避難所のごみの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや指定避難所のごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行う。

ウ　一般廃棄物処理施設等の復旧等

市町村は、適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

（4）災害廃棄物の処理

［県（環境文化部）］

県は、市町村からの要請に基づき、広域的な支援体制を構築するため、支援市町村、支援都道府県、関係民間事業者団体及び国と支援活動についての調整を行う。

［市町村］

市町村は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、自区内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

ア　損壊家屋の解体・撤去

市町村は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

イ　収集運搬

市町村は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

ウ　仮置場

市町村は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

エ　仮設焼却炉等

市町村は、仮設焼却炉・仮設破砕・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。

設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

オ　分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、市町村は、復興計画や復興事業の進捗（しんちょく）に併せて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

カ　最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。市町村は、処分先が自区内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

キ　環境対策、モニタリング

市町村は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

ク　広域的な処理・処分

市町村は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

ケ　有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

市町村は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。

［県（環境文化部、各施設管理者）、市町村、事業者］

建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

［市町村］

市町村は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

第９項　防疫及び保健衛生計画

第１　防　疫

１　現状と課題

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、またまん延する危険性も高い。

このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の法令により防疫の実施方法が定められているところであり、また、その具体的方法等については「岡山県感染症対策マニュアル」を活用し、的確かつ迅速な防疫活動を行う。

なお、災害発生の季節により環境衛生条件は変化するため、状況に応じた防疫措置が求められる。

２　基本方針

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所を始めとして、的確かつ迅速に実施する。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

３　対　策

◎防　疫
- 健康状況調査及び健康診断
- 消毒等
- ねずみ、昆虫等の駆除
- 安全な飲料水等の供給
- 患者に対する措置
- 避難所の防疫
- 臨時予防接種
- 応援協力関係

［県（保健医療部）］

県は、市町村、地区衛生組織の協力を得て、被災者の健康状況調査、健康診断及び衛生指導に当たるとともに、市町村からの要請又は独自の判断により、市町村に代わって防疫活動を行い、又は他市町村に応援を指示する。

被災地域において感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関への入院を勧告する等の措置を講じる。

なお、県において防疫活動が行えない場合は、次の区分により対応する。

・臨時予防接種‥‥中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会に応援を要請する。
・その他の防疫措置の実施‥‥自衛隊に応援を要請する。
・防疫用資機材の確保‥‥自衛隊に応援を要請するほか、不足については卸売業者等から調達する。

・その他必要に応じて近県に人員、資機材の応援を要請する。

［市町村］

市町村は、次により防疫活動を行う。

ア　防疫用資機材を確保し、衛生委員等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等を行う。

イ　感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

ウ　知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。

エ　避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

オ　知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

ア　臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合

イ　自ら防疫活動を実施することが困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

第２　健康管理

１　現状と課題

住民の健康管理については、「自分の健康は自分でつくる」との住民自らの自覚と自己責任を基本理念とし、行政は平時から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。

緊急時においても基本的にこの理念は変わらないが、被災後の生活環境の劣悪さや心身の負担の大きさは、種々の感染症まん延の温床となるとともに、健康を自己責任で保持するには大きすぎるストレスとなるものである。

そのため、被災者に対しては予防医学的な観点や心のケアの面から公的な保健医療面での支援が不可欠となる。

２　基本方針

被災地の市町村の保健衛生機能だけでは不十分と考えられるので、速やかに管轄保健所の機能強化を行い、心身の健康相談を行うための会場設定や巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所救護センターや医療機関との連携を図る必要がある。

この場合のマンパワーは、被災地の保健所や市町村スタッフだけでは不足することが予想されるため、被災地以外の保健所等の医師や、保健所及び市町村保健師等の応援を求める。

３　対　策

［県（保健医療部、子ども・福祉部）］

県は、必要に応じ、その被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

災害の状況に応じ当該市町村のみの対応では不十分な場合は、次の対策を行う。

ア　被災地の保健所等を拠点として市町村との協力の下に、避難所巡回や戸別訪問を行うための医師、保健師、栄養士等からなる保健チームの編成を行う。

イ　県内他地域からの保健所医師、保健師、栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。

ウ　避難所等の高齢者、障害のある人等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースを避難所等へ派遣する。

エ　避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

［市町村］

被災地の市町村は､被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立し、当該市町村独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。

被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

第３　食品衛生

１　現状と課題

通常の流通・販売が行われないために、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなると考えられるため、食品の安定供給を図りながら、食品の安全性を確保することが重要となる。

２　基本方針

保健所において、救援食品の安全性確保を図るとともに、多数の被災者向けに食品を提供する給食施設、炊き出し施設の衛生確保を図る。また、被災した関係業者が早期に、かつ、衛生的に営業を再開できるよう指導する。

３　対　策

［県（保健医療部）、岡山市、倉敷市］

県又は岡山市、倉敷市は、被害の状況に応じて、被災地の食品衛生監視及び食品や飲料水の検査を行う。当該保健所のみでは対応できない場合は、県内他保健所、さらには他県へ応援を要請する。

具体的な活動内容は、次のとおりとする。

ア　救援食品の安全性を確保するために監視・指導する。

イ　給食施設、炊き出し施設などを巡回し、調理及び食器等の衛生指導を行う。

ウ　被災地域内の食品関係営業施設の被災状況を把握するとともに、早期に、かつ衛

生的に営業が再開できるよう指導する。

エ　広報媒体を活用し、被災地住民に対し、食品の安全な取扱いについて啓発する。

オ　保健所が必要と認めたとき又は住民から要望があったときは、食品や飲料水の検査を行う。

第４　公衆衛生活動

１　現状と課題

大規模な災害が発生した時は、被災市町村のみでは対応できない多様な公衆衛生上のニーズ（被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善等）への対応が求められる。このため、県では、被災地の公衆衛生上のニーズを的確に把握し、ニーズに応じた効率的かつ効果的な公衆衛生活動を行う必要がある。

２　基本方針

県は、被災市町村のみでは被災者の多様な公衆衛生上のニーズに対応できないときは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣し、被災者の心身の健康状態や生活環境の実態等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。また、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対しては、保健・医療・福祉・介護等の専門職と連携した支援を行う。

３　対　策

◎公衆衛生活動
- 調査班の派遣
- 保健衛生班の派遣
- 県外の派遣公衆衛生スタッフの受入調整

［県（保健医療部）］

(1) 調査班の派遣

県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、災害発生後速やかに県保健所本所を単位として調査班（基本構成は保健師１人、衛生関係職１人、栄養士１人及び事務職１人の計４人）を編成し、被災市町村へ派遣する。調査班は、被災市町村の災害対策本部や避難所等において被災者の生活環境や要配慮者の状況等の情報を収集する。

(2) 保健衛生班の派遣

県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、調査班が収集した情報をもとに、被災地の公衆衛生上のニーズや必要な公衆衛生スタッフの職種と人数の評価を行い、県保健所本所単位で保健衛生班を編成し、震災発生後概ね４日目から派遣する。保健衛生班の基本構成は調査班と同じであるが、県内の職能団体（「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内22の職能団体（県医師会ほか21団体））等の協力を得て必要な職種と人員により編成す

る。

(3) 県外の派遣公衆衛生スタッフの受入調整

県は、県災害保健医療福祉調整本部において、県内の公衆衛生スタッフでは対応できないと判断したときは、中国・四国ブロック各県から全国へ派遣要請を拡大し、派遣された公衆衛生スタッフの受入調整を行う。

［市町村］

市町村は、当該市町村の公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。

（資料編）

第７章　避難救護に係る施設・設備（整理番号：704（4）、705、707）

第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104（1））

第10項　文教対策計画

１　現状と課題

大規模地震が発生した場合、通信回線の不通等により、休業の周知はもとより、児童生徒等の安否の確認、さらには被災により他府県等へ転入学する児童生徒等の手続き及び受入れに関する情報の周知に困難が生じる。

学校（幼稚園等を含む。）の再開については、臨時校舎の使用も考慮されるが、指定避難所としての使用が長期化する場合は、教育の再開時期が問題となる。また、授業再開時には、被災した児童生徒等もおり、その連絡が困難な場合もある。

２　基本方針

地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等、就学に支障を来さないよう応急の教育に必要な措置を講ずる。

児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）を活用し、学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。

また、他府県等への被災した児童生徒等の受入れについては、受入れ先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講じる。

学校の再開は、指定避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

３　対　策

◎文教対策
- 被害状況、休業措置等の報告
- 教育施設の確保
- 被災した児童生徒の就学援助措置等
- 被災した児童生徒等の受入れ等への対応
- 学校の再開
- 社会教育施設等の保護

(1) 被害状況、休業措置等の報告

［校長等］

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第63条等により、教育委員会又は知事へ同様に報告する。

(2) 教育施設の確保

［校長等］

ア　応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

（ア）災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じて危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

（イ）被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用するが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後に使用する。

（ウ）被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げるが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

（エ）教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ　臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

（ア）臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

（イ）校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

（ウ）被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 被災した児童生徒の就学援助措置等

［県（総務部、教育委員会）、市町村］

ア　授業料等の減免

（ア）県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則（昭和51年岡山県規則第22号）により、減免の措置を講じる。

（イ）災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。

（ウ）私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ　教科書・学用品等の給与

（ア）県教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに､教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障が生じないよう適切な措置を講じる。

（イ）県は、自ら学用品等の給与の実施又は他市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、教科書については文部科学省へ応援を要請する。

（ウ）県は、市町村の実施する学用品等の給与について、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（エ）市町村は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

（オ）災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、県子ども・福祉部と連携をとり、迅速な措置を講じる。

また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

ウ　心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施し、県及び市町村は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 被災した児童生徒等の受入れ等への対応

［県（総合政策局、総務部、教育委員会）］

県は、国に対し、弾力的受入れの考え方を確認し、協力を依頼するとともに、他府県等に対しても弾力的受入れを依頼する。また、所管の学校に対し、転入学等の必要手続きに係る弾力化の通知をするとともに、受入れについて元在籍校に連絡するよう依頼する。

また、県は、災害対策本部を通じ、マスコミに情報伝達を依頼するとともに、受入れに伴う転入学等に関する窓口を設け、問合せに対応する。その場合は、里親制度との連携を図る。

［校長等］

校長は、指定避難所等に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

(5) 学校の再開

［県（総合政策局、総務部、教育委員会）、市町村］

県及び市町村は、施設の診断及び他施設との調整を行う。

災害時における指定避難所等間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、被災により他府県の教育委員会等に受け入れられている児童生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問合せに対応する。

［校長等］

校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。

(6) 社会教育施設等の保護

［県（教育委員会）、市町村］

ア　社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

イ　文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条、第120条及び第136条により市町村教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁へ届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第８条、第27条及び第36条により市町村教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

第４節　機能確保活動

第１項　ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

１　基本方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合は、被災住民、避難者への対応等、生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動、経済活動の継続・再開にも支障を来すことにもなるため、あらゆる応急対策の前提として重要である。

各ライフライン事業者においては、早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努め、特に①広域的な支援体制の整備、②復旧予定時期の明示、③施設台帳のバックアップシステムの整備などについて検討する。

また、県及び市町村は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため､ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努める。

２　対　策

◎ライフライン施設応急対策計画
- ガス施設応急対策計画
- 上水道施設応急対策計画
- 工業用水道施設応急対策計画
- 電気施設応急対策計画
- 電気通信施設応急対策計画
- 下水道施設応急対策計画

第１　ガス施設応急対策計画

(1) 都市ガス

［岡山ガス株式会社、水島ガス株式会社、津山ガス株式会社］

地震等防災対策に関する各社制定の要領書に基づき、地震発生後直ちに総合対策本部を設置し、都市ガスによる二次災害を防止し、施設の早期復旧のため、次の措置をとる。

ア　応急対策

（ア）官公庁、報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報を収集する。

（イ）地震等防災対策に関する各社制定の要領書に基づき製造所の製造及び送出の調整、停止を行う。

（ウ）ガス施設又は需要家の被害状況により、ガス供給を地域的に停止する。

（エ）被災状況及び措置に関する関係各機関及び付近住民への広報を行う。

（オ）供給停止地域にある公益上重要な供給地点に対し、移動式ガス発生設備を設置し、ガス供給を早期に復旧させる。

（カ）その他状況に応じた適切な措置を行う。

イ　復旧対策

（ア）緊急措置を講じた後、詳細な被害調査を行い、被害の全貌を把握する。

（イ）ガス供給の早期再開を図るために必要な資機材、人員の確保、復旧作業法等の復旧計画を作成する。

（ウ）状況に応じて一般社団法人日本ガス協会へ復旧応援を要請する。

（エ）災害時復旧作業組織を編成し、災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ施設の復旧に当たる。

（オ）ガス施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理を行う。

（カ）供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

（キ）復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

（ク）その他、現場の状況により適切な措置を行う。

ウ　災害復旧活動資機材の整備

（ア）製造設備の資機材

製造所においては、配管及び電気設備等の部分的な被害に対して、必要な程度の復旧用鋼材、配管材料及び電力ケーブルなどを貯蔵品として常に備蓄している。また、ブロワー、ポンプ及び電動機器なども予備機がある。

（イ）導管材料

各事業所、メーカー及び各工事会社等で日常相当数の各種導管材料を貯蔵しているので、緊急時の初期復旧対策用としては十分対応できる。

（ウ）車両、工作機械、計器類

各事業所で保有するものに加え、非常時には工事会社から調達することが可能であり、対処できる。

（エ）その他

ガソリン、食料品及び寝具類等については、各事業所ごとに相当数の備蓄が必要となるので、具体的な対策について検討を進める。

エ　防災訓練

地震災害時の対策は、各社で地震等防災対策に関する要領書をまとめており、この要領書に基づき防災訓練を以下の内容で行う。

（ア）製造所

地震等防災対策に関する各社制定の要領書に基づき、ガス製造設備又はガス製造上の事故による二次災害の防止を目的として、製造緊急停止、二次災害防止措置、設備点検の要点及び通信連絡等について定期的に実施する。

（イ）供給、営業部門

ａ　目的として、緊急事故対策及び地震など非常時の措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。さらに、地方自治体等の公共機関が実施する大規模な地震を想定した総合的な訓練に参加し、ガス施設に対する災害予防措置及び災害応急対策措置の訓練を行う。

ｂ　訓練は動員、出動、応援体制、設備の応急修理及び通信連絡等について定

期的に実施する。

オ　災害時相互救援体制

一般社団法人日本ガス協会が策定した「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」及び同協会中国部会が策定した「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」に基づき、一般社団法人日本ガス協会等に対し救援要請を行う。また、要員が不足する場合は県への応援を要請する。

(2) ＬＰガス

［ＬＰガス事業者］

ア　応急対策

ＬＰガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、一般社団法人岡山県ＬＰガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）は、災害対策要綱等に基づき、県、市町村等と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。特に指定避難所となる公共施設や病院、老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

（ア）実施責任者と主要業務

ａ　ＬＰガス製造（充填）事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため、自社防災隊により緊急措置マニュアルに従い次の措置を行い、早期にＬＰガスの再供給体制の整備に努める。

①　事業所内の火気制限及び危険区域の設定・立入禁止措置
②　施設の被害状況調査
③　ガス漏れ防止及び消火等の応急措置
④　必要に応じて、次の事項について地域住民への広報活動・火気制限、危険区域からの避難誘導
⑤　県、市町村への被害状況等について通報
⑥　応援隊の派遣要請は原則として協会長に行う。
⑦　その他必要な措置

ｂ　ＬＰガス消費者

ＬＰガスの使用中等に地震が発生した場合は、速やかに次の措置を行う。

①　ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。
②　販売店に被害状況を連絡する。

ｃ　ＬＰガス販売事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため総力をあげて、緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、早期にＬＰガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

①　被害状況の調査・報告
顧客及び官公庁から被害状況を調査し、支部長又は会長に報告する。
②　ＬＰガス設備の点検・調査

被害状況の調査結果を踏まえ、点検・調査計画を作成し、次のとおり実施する。

・ガス漏れ検知器によるガス漏れ点検
・マイコンメータ、調整器等の機能点検
・点検・調査時に実施可能な応急修理等

③　消費者等への広報活動

二次災害防止のため、火気使用禁止、容器・バルブ等の閉止の確認等必要な事項及び復旧計画等の広報を行う。

④　応援隊の派遣要請及び受入体制の整備

点検・調査及び復旧作業に応援隊の派遣を要請する場合は、協会長又は支部長に行うとともに、応援活動の円滑を期すために、消費者被害リスト、地図等の受入体制を整備する。

⑤　その他、必要な応急対策

d　協会・支部

協会・支部の役員は、自社の消費者で被害が発生したときは、前記の緊急措置の実施と併せ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し、ＬＰガスの早期安定供給に努める。

被災地以外の会員は積極的に協力する。

①　準備室

震度５弱以上の地震が発生したときは、協会及び支部の職員は自主的に出動し、対策本部及び現地本部の設置準備をする。

②　対策本部

協会長は県又は支部から要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、対策本部を設置し、次の職務を実施する。

・被害状況の収集、分析、伝達
・マスコミに対する広報活動
・ＬＰガス設備災害復旧応援要員の派遣調整
・ＬＰガス緊急支援物資等の応急調達
・関係官庁、関係団体及び協会支部等との連絡調整
・近県及び中央関係団体への応援隊の派遣要請
・その他必要な事項

③　現地本部

支部長は、対策本部長から指示があったとき又は自ら必要と認めるときは、現地本部を設置し、次の職務を実施する。

・販売事業者からの被害状況の収集、現地調査を実施し、本部へ報告
・被害状況に応じた応急措置
・二次災害防止のための広報活動及び電話相談室窓口を開設し、地域住民の相談への対応
・被災地域支部との連絡調整
・ＬＰガス緊急支援物資等の支援要請

・他支部及び近県等から応援隊の派遣要請
・その他必要な事項

④　被災地以外の支部長等

支部長等は、対策本部及び現地本部と連絡を密にして、応援活動に備える。

イ　復旧対策

民生安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため、協会・支部及び協議会等は、県、市町村と連携を密にし、復旧に総力をあげるとともに、近県及び中央関係団体の応援を得て復旧作業を実施する。

（ア）復旧計画及び復旧作業

a　ＬＰガス製造事業者は、地震発生後速やかに自社防災隊により、緊急措置マニュアルに従って次の復旧作業を行う。

①　被害状況の調査及び消火等の応急措置
②　ガス漏れ防止及び消火等の応急措置
③　被害が甚大なため応援隊及び応急対策用の防災工具や資機材等を要請する場合は、協会長に連絡する。

b　ＬＰガス販売事業者は、ＬＰガス設備の点検・調査結果を踏まえ、復旧計画を作成し、復旧作業を実施する。被害が甚大なため、応援隊を要請する場合は、支部長に連絡するとともに、受入体制を整備する。復旧作業に当たっては、特に次の施設を優先し、速やかに実施する。

①　指定避難所となる公共施設
②　病院、老人ホーム等要配慮者を収容している施設

c　現地本部長は、支部管内の復旧計画を作成し、災害対策要綱等に基づき販売業者が実施する復旧作業の支援及び応援隊の受入れ、作業指示等を行う。

d　対策本部長は、現地本部長等と連携を密にし、応援隊の派遣要請及び受入体制等の整備並びに復旧作業に必要な資機材の調達等を行う。

e　協会・支部は、復旧作業の円滑な実施ができるよう、あらかじめ次の事項について検討し、整備しておく。

①　復旧作業に必要な緊急車両の手配及び緊急輸送車両の指定に係る公安委員会等との協議
②　仮設供給ガスについて自治体及びＬＰガス業界内での協議
③　仮設供給用容器及びカセットボンベの回収方法、場所等について行政機関等との協議
④　仮設住宅発注者、受注者に対し仮設住宅のＬＰガス設備についてのＰＲ

f　復旧工事を実施する者は、ＬＰガス設備設置基準及び取扱要領に従って工事を行い、所定の点検・調査により安全を確認後、消費者に引き継ぐ。

（イ）一般消費者に対する情報提供等

a　ＬＰガス販売事業者は、指定避難所及び仮設住宅等にＬＰガスを供給する場合は、被災前に都市ガスの消費者もいることから、ＬＰガスの使用上の注

意事項について周知徹底する。

b　現地本部長及びＬＰガス販売事業者は、民生安定と安全の確保を図るため、消費者に対して、自治体、メディア等の協力を得て、二次災害防止や復旧状況等の情報を積極的に提供する。また、消費者からの相談に応じるため、消費者相談窓口を設置して対応する。

第２　上水道施設応急対策計画

［市町村］

ア　応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

この場合、地震発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施し、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。

イ　施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。災害発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道管理者と連携し、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

（ア）管施設の多くが道路などの地下に埋設されており、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の複製の分散化を図る。

（イ）資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、既に岡山市や倉敷市等で行われているように、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

（ウ）施設の復旧に当たっては、各地域毎の復旧予定時期などを地域住民に周知させるよう努める。

ウ　他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を策定して、県下市町村相互の支援体制を整備しており、これに基づいた実践的な訓練を毎年実施している。

さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

（資料編）

第３　工業用水道施設応急対策計画

［県企業局、工業用水道事業者］

地震発生後直ちに施設の緊急点検を実施し、迅速、的確な被害状況の把握に努め、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう、早期の機能回復を図る。

ア　土木施設

（ア）取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講ずる。また、津波等により潮止堰から海水の遡上（そじょう）が予想されるときは、直ちに必要な対策を講じる。

（イ）浄水施設

使用可能な設備の切り分け等の措置を講ずる。また、当該措置で対応できないときは、水を迂回させて原水供給を行うなどの対策を講じる。

（ウ）導水・送水・配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、二次災害を極力少なくするため、管路の寸断等の発生している箇所の切り分け等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

イ　電気施設

地震発生により、中国電力ネットワーク株式会社の配電線が被害を受け、電気が送られてこなくなった場合、非常用発電機によりポンプ等の電源を確保し、保安用水の確保に努める。

第４　電気施設応急対策計画

［県］

大規模災害発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

［中国電力株式会社岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社］

災害時には、防災業務計画に基づき、あらかじめ定めている対策要員を動員し、災害対策組織を設置の上、電力施設の被害状況等を迅速・的確に把握し、復旧に必要な要員および資機材を確保するとともに、地方公共団体および防災関係機関と協調し、応急復旧を迅速に実施する。

ア　災害時における広報

災害時は次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びWebサイト

を利用するほか、状況に応じ広報車等により行う。

（ア）公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止に関する事項

（イ）停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況

イ　災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

ウ　災害時における応急工事の基本方針

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

エ　災害時における広域運営

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

オ　災害復旧

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

［県企業局］

電気施設については、地震発生後、緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、被害が認められた場合は応急復旧に当たる。

第５　電気通信施設応急対策計画

［ＮＴＴ西日本株式会社（岡山支店）］

平時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳（ふくそう）対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮することとする。

電気通信施設の応急対策については、県・市町村及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

ア　災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、被災状況等の情報連絡、通信の確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、現地の支店及び本社に災害対策本部を設置し、これに対処する。

イ　通信の確保と措置

（ア）通信の確保

ａ　超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電

話の設置

b　応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置

c　移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

（イ）一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

（ウ）非常電報の優先

非常、緊急電報は、電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の電報に優先して取り扱う。

（エ）公衆電話の無料化

災害による停電時に、カードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。

ウ　設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

エ　応急復旧等に関する広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、ＮＴＴビル前等掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

オ　情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

カ　災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県、市町村、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。

第６　下水道施設応急対策計画

［県（土木部）、市町村］

ア　県は、県管理の下水道施設について、次の措置を講じる。

（ア）管渠施設

管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、被災時

には流下機能の低下のほか、地表面の陥没など想定される影響は大きい。

このため、日頃から下水道台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、可搬式排水ポンプの設置などにより、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。

（イ）下水処理場

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講じる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設消毒池の設置などにより、応急的な機能確保を図る。

イ　市町村は、市町村が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じるが、県施設と比べ管渠延長が長大なこと、住民と密着している避難所等に接続する、特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。

また、県は、被害の状況によっては、市町村からの要請又は独自の判断により人員や資機材の支援を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼を行う。

ウ　下水道管理者は、災害発生時において、下水道の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上水道管理者と連携し、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

第２項　住宅応急対策計画

１　現状と課題

通常ストックとして応急仮設住宅を確保していないため、震災時の応急仮設住宅の供給に当たっては、被災状況の的確な把握、適切な設置場所と供給戸数の決定に基づいた迅速な対応が必要である。

また、現行の耐震基準に適合しない住宅が少なくないなど、一次被災住宅等の地震等による二次災害の発生が予想されるため、専門家による応急危険度判定を活用し、これら被害の防止に努める。

２　基本方針

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

さらには、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、地震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等を始め、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

３　対　策

◎住宅応急対策計画
- 応急仮設住宅の供与
- 被災住宅の応急対策
- 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定
- 公営住宅への一時入居
- 住宅応急支援窓口の設置
- 建設資機材の調達
- 関係業界との協力
- 民間賃貸住宅等の活用
- 住宅金融支援機構への要請
- 利子補給に係る市町村支援の検討

(1) 応急仮設住宅の供与

［県（子ども・福祉部、土木部）、市町村］

ア　実施責任者

（ア）応急仮設住宅の供与に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。なお、

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

（イ）知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、知事が行う。ただし、知事が市町村長（岡山市長を除く。次のイにおいて同じ。）に権限の一部を委任した場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市町村長が行う。

なお、岡山市長が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、岡山市長が行う。

イ　知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

（ア）建設による供与

ａ　建設基準

①　建設予定場所

応急仮設住宅の建設場所は、県又は市町村（岡山市を除く。（ア）において同じ。）の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市町村の間で賃貸借契約を締結し、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、県又は市町村は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努め、生活の実態に即した用地を確保し、建設予定場所台帳を整備するよう努める。

②　建設の規模等

１戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）による。

なお、建設資材の県外調達により、限度額での施行が困難な場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

また、高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を検討する。

なお、市町村に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価及びその他必要な要件を協議する。

③　建設着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第３項又は第４項に規定する期限までとする。

ｂ　入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者であること。

ｃ　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として市町村が行う。

ｄ　管　理

応急仮設住宅の管理は、原則として当該市町村長が行う。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

e　協力要請

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。また、市町村が行う場合も同様とする。

（イ）借り上げによる供与

県は、災害が発生し必要と認めた場合は、関係団体に対し、応急仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請し、情報提供を受けた民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する。また、状況に応じ、知事は、市町村長に借り上げを委任する。

なお、入居要件・供与期間等は建設型に準じる。

（2）被災住宅の応急対策

［県（子ども・福祉部、土木部）、市町村］

ア　被災住宅の応急修理

（ア）被災住宅の応急修理については、原則として市町村が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。

（イ）応急修理の内容

a　災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から10日以内に完了する。

b　災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から３カ月以内に完了する。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６カ月以内。）

（ウ）協力要請

県は、市町村の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行うとともに市町村から応援要請があった場合は、協定を締結した団体に対して協力を要請する。

イ　住宅等に流入した土石等障害物の除去

（ア）住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として市町村が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。

（イ）土石等障害物の除去の内容

a　障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了する。

b　障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することができない者を対象者とする。

(3) 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定

［県（土木部）、市町村等］

地震が発生した場合は、地震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を速やかに行う。また、県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援する。

(4) 公営住宅への一時入居

［県（土木部）、市町村等］

県及び市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第４項に基づく目的外使用として公営住宅の空き家に被災者を一時入居させることができる。

ア　公営住宅の空き家情報収集と調整

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の空き家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、被災市町村に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割当てや入居申込みの調整業務を行う。

イ　入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

ウ　使用期間

県営住宅については、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第８号）第211条に定めるところにより、１年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

エ　他県への協力要請

県内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

(5) 住宅応急支援窓口の設置

［県（土木部）、市町村］

県は、市町村との連携を図り、住宅に関する総合的な支援窓口を設置し、市町村や「災害時における被災住宅の建築相談に関する協定」の締結団体による相談業務の支援を行う。

市町村は、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じ

る。

(6) 建設資機材の調達

［県（土木部）、市町村］

住宅応急対策に必要な建設資機材の調達は、被災市町村が行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は、建設業界等の関連業界、政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁［農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省］に要請を行う。

(7) 関係業界との協力

［県（土木部）、市町村］

県は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。

(8) 民間賃貸住宅等の活用

［県（土木部）、市町村］

民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・あっせんに関係する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を市町村が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は､周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。

(9) 住宅金融支援機構への要請

［県（土木部）］

平成27年12月に締結した協定に基づき､次のような応急対策及び復旧対策を要請する。

- 住宅再建や住宅融資に関する相談に対応する臨時住宅相談窓口の設置（開設場所は県が協力する。）
- 被災した債務者に係る住宅ローンの支払猶予や返済期間の延長等の措置

(10) 利子補給に係る市町村支援の検討

［県（土木部）］

被災した住宅の復旧のための資金の融資を受けた被災者に対し市町村が利子補給を行う場合に、県がその費用の一部を補助する県単独の施策で、大きな自然災害が発生した際に、市町村が独自に行う被災者支援制度（利子補給補助）に対し、県が当該市町村の負担軽減を図るために行うもので、災害ごとに補助制度の創設について検討する。

（資料編）

第10章　防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第12章　災害時協定等（整理番号：12004）

第３項　公共施設等応急対策計画

１　現状と課題

阪神・淡路大震災でも明らかなように、地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川を始めとした公共施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

２　基本方針

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

３　対　策

◎公共施設等応急復旧対策計画
- 復旧体制の整備
- 各公共施設ごとの応急復旧計画
- 交通施設の応急復旧計画

(1) 復旧体制の整備

［国、県（関係各部等）、市町村、その他公共施設管理者］

ア　県は、各公共施設の管理者から各々の施設の被害状況を収集し、施設復旧の緊急性、施設の重要度を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。

イ　道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

ウ　県、市町村及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。

エ　各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

(2) 各公共施設ごとの応急復旧計画

［国、県（農林水産部、土木部、関係各部等）、市町村、その他公共施設管理者］

ア　河川・海岸施設の応急対策

（ア）県、市町村及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土の

うや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

（イ）国及び県と気象台は、必要に応じて洪水予報の基準水位の引下げを実施する。

（ウ）国及び県は、必要に応じて水防警報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報の基準水位の引下げを実施する。

イ　砂防関係施設等の応急対策

（ア）県及び市町村は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

（イ）関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

（ウ）河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市町村長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

（エ）県及び気象台は、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施する。

（オ）気象台は、必要に応じて大雨警報（土砂災害）・注意報（土砂災害）の発表基準の引下げを実施する。

ウ　ため池施設の応急対策

県及び市町村は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

エ　公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

（資料編）

第４章　防災上重要な箇所（整理番号：401、405、408）

(3) 交通施設の応急復旧計画

［国、県（県民生活部、土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、智頭急行株式会社］

ア　道路施設の応急対策

（ア）各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合は、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

（イ）県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努め、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

（ウ）道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

（エ）道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、状況に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て必要な措置をとる。

イ　港湾施設の応急対策

港湾管理者は、国（中国地方整備局）との連携の下、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況と利用可能なバースについて正確な情報収集に努めるとともに、市街における被災地域、輸送ルートの状況、港湾施設の被害状況を勘案し、できるだけ暫定供用可能な復旧に努め、必要に応じて、仮桟橋の設置を検討し、海上輸送ルートの確保に資する。

また、港湾施設の全面的な復旧に当たっては、被災地において発生したコンクリート殻などの利用についても検討する。

ウ　空港施設の応急対策

県は地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、施設の被害状況を把握した上で、早期の施設復旧に努めるとともに、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先的に離発着させるよう国との相互連絡を密にするなど、国の航空管制業務と一体となった効果的な施設の供用に努める。

エ　鉄道施設の応急対策

［西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）］

（ア）基本方針

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、

設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

（イ）地震時の防災体制

a　施設の耐震性を把握するため、定期検査を実施する。

b　地震震度階による警備発令基準･非常招集計画及び線路巡回計画を定める。

c　警報伝達・緊急連絡のため、地震計、緊急用電話、列車無線、自動車無線の整備を行う。

（ウ）地震時の列車運転処置

a　在来線

地震計が地震加速度40gal以上（震度４相当）を感知した場合は、警報を発し、信号機及び列車無線によって当該エリア内の列車に対し、列車徐行（40gal以上）、列車停止（80gal以上）の処置をとる。その後、保守担当者が線路点検を実施し、異常がないときは所定の運転を再開する。

b　新幹線

変電所に設置した地震計が地震加速度40gal以上（震度４相当）を感知した場合、送電を停止するとともに、列車停止装置が作動する。その後、周辺地震計からの地震情報を総合判定し、徐行運転再開か線路点検後の運転再開かを決定する。

（エ）災害発生時の体制

a　災害の発生規模により招集範囲を決定し、緊急連絡体制図により、関係箇所に伝達・招集を行う。

b　事故対策本部（支社）を設置し、災害状況の把握、復旧計画、代替輸送等の業務を統括する。

c　状況に応じて現地対策本部を設置し、情報収集、救護、復旧等の指揮に当たる。

（オ）人員・資機材の確保

a　災害復旧に必要な人員・資機材の確保を図るため、非常招集計画の策定、災害予備貯蔵品の備蓄と定期点検、緊急時に使用する車両の指定を行う。

b　災害復旧に必要な人員、資機材の確保のため、関係協力事業者と協議要領を定め、資材調達の把握をしておく。

（カ）広報及び旅客案内

a　駅等では、旅客の不安、混乱を防止するため、掲示、放送等により、災害状況、不通区間、開通見込み等適切な案内を行う。

b　列車内では、旅客の動揺、混乱を防止するため、乗務員は輸送指令からの指示、情報により、放送案内を行う。

（キ）旅客の待避誘導救護

a　災害時の混乱を防止し秩序を維持するため、鉄道警備隊と密接な連携の下に旅客の適切な誘導に努める。

b　各駅は、待避場所、通路等の待避誘導体制の確立と救護器具の整備を行う。

c　列車内から避難する場合は、避難方向、方法等乗務員の指示に従った行動を案内する。

d　火災が発生した場合は、消防隊が到着するまでの間、自衛消火活動を行い、災害の拡大防止に努める。

e　負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、救急車が到着するまで負傷者の救助、安全な場所に移しての応急処置を講じる。

（ク）代替輸送対策

a　災害による運転不能区間の輸送は、折り返し運転、バス代行輸送を実施する。

b　迂回線区に対しては、臨時列車の増強を行う。

（ケ）教育訓練

関係社員に対し、災害応急復旧に必要な次の訓練を定期的に実施する。また、防災機関の指導を受けるとともに、地方自治体等の合同訓練に積極的に参加する。

a　非常招集訓練及び初動処置訓練

b　消防（通報・消火・避難）訓練

c　旅客誘導、救助、救護訓練

d　総合脱線復旧訓練

＜参　考＞

西日本旅客鉄道株式会社の岡山県周辺での地震計設置箇所は次のとおりである。

在来線ではおおむね半径20㎞の範囲をカバーできるように、また、新幹線では各変電所に設置している。

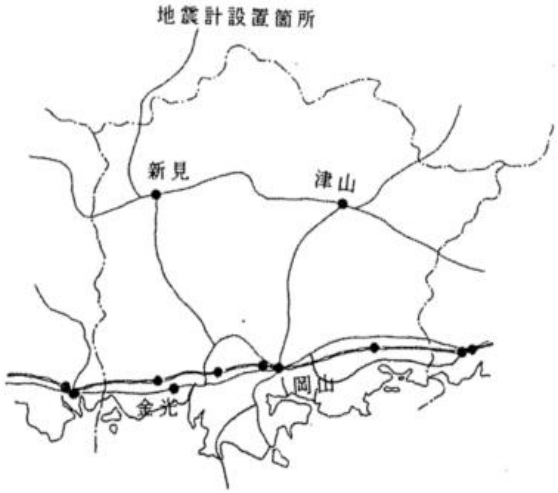

・新幹線地震計設置箇所

相生　新庄

伊里　鴨方

岡山　福山

・在来線地震計設置箇所

相生　新見

岡山　津山

金光　福山

［智頭急行株式会社］

（ア）基本方針

鉄道輸送事業を災害から未然に防止し、災害時に早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災対策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者との密接な連携のもとに、万全の措置を講ずる。

（イ）防災体制

災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により必要に応じ災害対策本部を設置できるようにするため、災害応急対策及び災害復旧の推進を図る組織をあらかじめ構成する。施設については、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、実施の推進を図る。また、関係機関との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な機器等を整備しておく。

（ウ）地震時の列車運転処置

震度４以上を感知した場合は、警報を発するとともに、信号機及び列車無線によって当該エリア内の列車に対し、震度４では列車徐行又は震度５以上では列車停止の処置をとる。その後、保守担当者が線路点検を実施し、異常がないときは所定の運転を再開する。

（エ）災害発生時の体制

災害が発生した場合には、災害の規模その他の状況により、必要に応じ、社長を本部長とする災害対策本部、運輸部長を対策室長とする災害対策室等を設置する。

（オ）人員・資機材の確保

災害時において、直ちに必要となる人力、機器、資材等の入手方法及び輸送の計画をたて、備蓄の必要があると認められる資材等については、所定の箇所に常備しておく。

部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用できるよう、その方法及び運用について定めておく。

警察、消防及び関係機関の効率的な派遣を受けられるよう、情報の収集、災害派遣要請等の要領を定めておく。

（カ）広　報

輸送状況、被害状況等を迅速かつ的確に把握し、報道機関等に発表できるよう、体制を定めておく。

（キ）旅客の避難

旅客の避難について、指示、警報伝達、誘導等の方法ならびに緊急輸送のための計画をあらかじめ定めておく。

（ク）代替輸送等対策

災害発生時における輸送の円滑を期するため、自動車等による代替輸送、振替輸送等の計画を定めておく。

＜参　考＞

智頭急行株式会社の岡山県周辺での地震計設置場所は次のとおりである。

・地震計設置個所　大原駅、智頭駅、上郡駅

第４章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総　則

第１項　南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

１　計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

２　計画の性格

(1) この計画は、岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第４章として作成する。

(2) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。

３　推進計画の作成に当たって配慮すべき事項

以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」「命をつなぐ」ことを目標とし、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。なお、被害想定を踏まえ、定性的な分析にとどまらず、定量的な分析などを行うことで推進計画の実効性を高めることに努める。

(1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。

(2) 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること。

(3) 高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的・物的資源に限りがあること。

(4) 大都市や離島、孤立可能性地域等の地理的特性による課題があること。

(5) これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること。

(6) 南海トラフ巨大地震が発生した場合には、被災の範囲は広域にわたり、これまで経験したことのない甚大な被害が想定されること。

第２項　南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第３条に基づき指定された本県の南海トラフ地震防災対策推進地域の区域は、次表のとおりである。

＜令和７年７月２日内閣府告示第107号＞

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町

第３項　南海トラフ地震の被害想定

第１章「総則」第６節「南海トラフ巨大地震の被害想定」に記載する。

第４項　防災会議

第１章「総則」第２節「防災会議」に記載する。

第５項　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１章「総則」第３節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に記載する。

第２節　災害対策本部等の設置等

第１項　災害対策本部等の設置

知事は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下この章において「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに岡山県災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第１項「災害応急体制整備計画」及び第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第１項「応急活動体制」に準ずる。

第２項　災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程に定めるところによる。

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第１項「災害応急体制整備計画」及び第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第１項「応急活動体制」に準ずる。

第３項　災害応急対策要員の参集

１　知事は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定める。

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第１項「災害応急体制整備計画」及び第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第１項「応急活動体制」に準ずる。

２　職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第１項「災害応急体制整備計画」及び第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第１項「応急活動体制」に準ずる。

第３節　地震発生時の応急対策等

第１項　地震発生時の応急対策

１　情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達における役割

第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第２項「地震・津波情報の種別と伝達計画」及び第３項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

(2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達

被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮する。

第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第２項「地震・津波情報の種別と伝達計画」及び第３項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

２　施設の緊急点検・巡視

県は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

第３章「地震・津波災害応急対策計画」第４節「機能確保活動」第３項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

３　二次災害の防止

県は、地震・津波による危険物施設、魚介類の養殖施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒及び地盤の緩みに伴う土砂災害警戒等について、市町村へ指示する。

第２章「地震・津波災害予防計画」第３節「地震・津波に強いまちづくり」第５項「危険物施設等災害予防計画」、第６項「有害物質等災害予防計画」、第７項「流出油等災害予防計画」及び第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第８項「危険物施設等の応急対策計画」に準ずる。

４　救助活動

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第４項「救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画」及び第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第１項「救助計画」に準ずる。

５　救急・医療活動

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第４項「救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画」及び第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第３項「救急・医療計画」に準ずる。

６　消火活動

第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第７項「消火活動に関する計画」に準ずる。

７　物資調達

管内の市町村等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出等の措置及び市町間のあっせん等の措置をとるとともに、県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。

８　輸送活動

第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第10項「緊急輸送計画」に準ずる。

９　保健衛生・防疫活動

第３章「地震・津波災害応急対策計画」第３節「民生安定活動」第９項「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第２項　資機材、人員等の配備手配

１　資機材の調達手配

災害救助用資機材の確保計画については、第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第７項「災害救助用資機材の確保計画」、建築用資機材の備蓄計画については、第８項「建設用資機材の備蓄計画」資機材調達計画については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第２項「資機材調達計画」に準ずる。

県は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとる。

2　県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第12項「広域的応援体制整備計画」及び第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第５項「広域応援」のとおりである。

3　県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮する。

(2) 事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整する。

第３項　自衛隊の災害派遣

1　自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定める。

第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第６項「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

2　地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。

第４項　物資の備蓄・調達

物資備蓄・調達に関する方法等については、第２章「地震・津波災害予防計画」第１節「自立型の防災活動の促進」第８項「物資等の確保計画」に準ずる。なお、物資の備蓄・調達に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。

(2) 市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるとともに、県内で物資等が不足する場合には、

必要に応じ、国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。

第５項　帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第６項「交通の確保計画」「３対策（４）帰宅困難者対策」に準ずる。

第４節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１項　津波からの防護

１　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとし、詳細については各管理者が別に定める。

(1) 堤防、水門等の点検方針・計画

(2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

(3) 水門や陸閘（りっこう）等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平時の管理方法

(4) 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置

２　県及び市町は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備の方針及び計画を定める。

県及び市町は、海岸保全施設整備について、海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進する。

第２章「地震・津波災害予防計画」第３節「地震・津波に強いまちづくり」第２項「公共施設等災害予防計画」及び第９項「津波災害予防計画」に準ずる。

第２項　津波に関する情報の収集・伝達等

津波警報等の情報の収集・伝達に係る基本的事項は、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第２項「地震・津波情報の種別と伝達計画」及び第３項「被害情報の収集伝達計画」のとおりとするほか、役割分担や連絡体制の検討にあたっては、県は、次の事項に配慮する。

１　津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと。

２　津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。

３　船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すこと。

４　通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。

５　必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害のある人や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮する。

第３項　地域住民等の避難行動等

１　県は、市町と協力して避難対象地域内の住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

(1) 津波により避難が必要となることが想定される地域

第１章「総則」第６節「南海トラフ巨大地震の被害想定」第５項「岡山県の津波浸水想定図」に準ずる。

(2) 避難方法

市町は、指定緊急避難場所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、平時から周知しておく。

また、津波からの迅速な避難のため、津波避難誘導計画の策定等を進めるとともに、地形的条件等の理由により住民の津波からの避難が特に困難と想定される地域では、津波避難ビルの指定を行う。さらに、津波浸水予測図に基づいて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

なお、「津波避難計画」については、第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第15項「津波避難計画」に準ずる。

(3) 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

(4) 避難行動要支援者の避難支援等

第２章「地震・津波災害予防計画」第１節「自立型の防災活動の促進」第７項「要配慮者等の安全確保計画」に準ずる。

(5) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第15項「津波避難計画」に準ずる。

２　住民等の避難行動等の検討に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 各種防災施設の整備状況や被害想定の検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していく。

(2) 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。

(3) 推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

(4) 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、

消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

(5) 避難誘導方法について定めるに当たっては、市町の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意する。

(6) 強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。

第４項　避難場所及び避難所の運営・安全確保

県は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組む。

１　避難後の救護の内容

第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第３項「救急・医療計画」に準ずる。

２　避難所開設に関しあらかじめ準備すべき事項

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第６項「避難及び避難所の設置・運営計画」及び第３章「地震・津波災害応急対策計画」第３節「民生安定活動」第２項「被災者に対する情報伝達広報計画」に準ずる。

３　船舶の避難

船舶が沖合に避難するための避難海域については、次のとおりである。

○水島海上保安部担任水域

水島港周辺海域における避難海域は、児島沖海域、検疫錨地西側海域及び手島西側海域が適当である。

ただし、喫水制限船等余裕水深が得られない船舶については、備後灘及び播磨灘などの広域かつ深水深である海域を避難海域とし、当該海域まで時間的余裕のない場合にあっては、備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路及びその周辺海域の十分水深のある海域において一時的に避難できる。

なお、児島沖海域は、玉野、坂出方面からの避難海域と重複することとなるため、避難時には他の船舶の動静に十分に注意する。

○玉野海上保安部担任水域

「宇野港における津波への災害防止対策」及び「日比港、岡山港、小串港、西大寺港、牛窓港、片上港、鶴海港及び日生港における津波への災害防止対策」に基づき、港外避難の場合は、港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難するものとする（港外避難中に航行困難となった場合は港内避泊とする）。

避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(2) 避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。

(3) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子ども等に対

する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(4) 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。

(5) 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。

(6) 孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。

(7) 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮する。

第５項　消防機関等の活動

１　市町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
(2) 津波からの避難誘導
(3) 土のう等による応急浸水対策
(4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
(5) 救助・救急等
(6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
(7) 津波到達予想時間等を考慮した避難ルールの確立

２　県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置をとる。

(1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力による地域住民等に対する広報の実施
(2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

３　地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとる。

(1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
(2) 水門、閘門（こうもん）及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
(3) 水防資機材の点検、整備、配備

４　県は、市町村の消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

第６項　上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

１　上下水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させる措置は、次のとおりとする。

ライフライン施設予防計画については、第２章「地震・津波災害予防計画」第３節「地震・津波に強いまちづくり」第３項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」、ライフライン施設応急対策計画については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第４節「機能確保活動」第１項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

２　電　気

(1) 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有する。

(2) 指定公共機関である中国電力株式会社岡山支社及び中国電力ネットワーク株式会社が行う措置は、次のとおりとする。

ライフライン施設予防計画については、第２章「地震・津波災害予防計画」第３節「地震・津波に強いまちづくり」第３項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」、ライフライン施設応急対策計画については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第４節「機能確保活動」第１項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

３　ガ　ス

指定地方公共機関である岡山ガス株式会社及び一般社団法人岡山県ＬＰガス協会等が行う措置は、次のとおりとする。

ライフライン施設予防計画については、第２章「地震・津波災害予防計画」第３節「地震・津波に強いまちづくり」第３項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」、ライフライン施設応急対策計画については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第４節「機能確保活動」第１項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

４　通　信

指定公共機関であるＮＴＴ西日本株式会社岡山支店及び株式会社ＮＴＴドコモ岡山支店が行う措置は、次のとおりとする。

ライフライン施設予防計画については、第２章「地震・津波災害予防計画」第３節「地震・津波に強いまちづくり」第３項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」、ライフライン施設応急対策計画については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第４節「機能確保活動」第１項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

５　放　送

(1) 指定公共機関である日本放送協会岡山放送局が行う措置は、緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達とする。

　また、地震・津波情報の伝達については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第２項「地震・津波情報の種別と伝達計画」「２（１）岡山地方気象台からの伝達」及び「３津波警報等（大津波警報、津波警報または津波注意報）の伝達系統」に準ずる。

(2) 指定地方公共機関である各民間放送会社（ＲＳＫ山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）が行う措置は、緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達とする。

第７項　交通

１　道　路

県警察及び道路管理者は、津波襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、あらかじめ周知するとともに、次に定める交通規制を行う。

(1) 危険度が高いと予想される区域及び避難経路への通行禁止又は進入制限

(2) その他必要な交通規制

なお、必要に応じ、隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

また、陸上交通については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第６項「交通の確保計画」「３（１）陸上交通の確保」、交通施設の応急復旧計画については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第４節「機能確保活動」第３項「公共施設等応急対策計画」「３（３）交通施設の応急復旧計画」に準ずる。

２　海　上

(1) 水島海上保安部及び玉野海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を実施する。

港湾区域内の海上交通の確保については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第６項「交通の確保計画」「３（２）海上交通の確保」に準ずる。

また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、必要に応じ、船舶交通を規制し、又は禁止する。

(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれが港湾における船舶や港湾施設利用者への津波情報の伝達、港湾施設利用者の避難など、安全確保対策をとるものとする。

港湾区域内の海上交通の確保については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第６項「交通の確保計画」「３（２）海上交通の確保」に準ずる。

また、交通施設の応急復旧計画については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第４節「機能確保活動」第３項「公共施設等応急対策計画」「３（３）交通施設の応急復旧計画」に準ずる。

３　航　空

空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖を行うなど安全確保計画をとるとともに、利用者に対し、津波情報を周知する。

航空交通の確保については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第６項「交通の確保計画」「３（３）航空交通の確保」、交通施設の応急復旧計画については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第４節「機能確保活動」第３項「公共施設等応急対策計画」「３（３）交通施設の応急復旧計画」に準ずる。

４　鉄　道

津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は、次のとおりとする。

また、陸上交通の確保については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「緊急活動」第６項「交通の確保計画」「３（１）陸上交通の確保」、交通施設の応急復旧計画については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第４節「機能確保活動」第３項「公共施設等応急対策計画」「３（３）交通施設の応急復旧計画」に準ずる。

５　乗客等の避難誘導

駅、空港、港湾のターミナル等の施設管理者は、市町村が定める津波避難誘導計画との整合性を図りながら、避難誘導計画等を定める。

第８項　県が自ら管理又は運営する施設等に関する対策

１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア　津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

（ア）来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとりうるよう、情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。

（イ）避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

イ　入場者等の避難のための措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク　具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 個別事項

ア　学校、職業能力開発校、研修所等にあっては、次の措置をとる。

（ア）当該学校等が所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置

（イ）当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ　社会福祉施設にあっては、重度障害のある人、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、各施設等が措置を実施するに当たっては、要配慮者の避難誘導方法に配慮するものとし、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又は現地対策本部等が置かれる庁舎等の管理者は、１ (1) 各施設に共通する事項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。なお、県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
イ　無線通信機等通信手段の確保
ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、１の(1)又は１の(2)に掲げる措置をとる。

３　地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。

緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第４節「機能確保活動」第３項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。なお、従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。

４　工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第９項　迅速な救助

１　県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行う。なお、救助・救急活動の実施体制に当たっては、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

２　県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制整備を行う。

３　県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第５節　時間差発生等における円滑な避難の確保等

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第２項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第２項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第２節「災害対策本部等の設置等」第２項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

なお、情報伝達に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。

第２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第２項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、各市町で定める。

なお、周知に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際

には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
(2) 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
(3) 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

第３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。その収集体制は、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第３項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第３項「被害情報の収集伝達計画」「３対策◎応急対策時の被害情報の収集・連絡」に準ずる。

災害対策本部からの指示事項等の伝達については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第２節「災害対策本部等の設置等」第２項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

第４　災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第５　避難対策等

１　地域住民等の避難行動等

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや、後発地震の発生からの避難では津波の到達までに間に合わないおそれがある要配慮者等の事前避難など、防災対応をとる旨を呼びかける。

２　避難所の運営

県における避難後の救護の内容については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第３項「地域住民等の避難行動等」に準ずる。

第６　消防機関等の活動

１　市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、

消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定める。

2　県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとる。

3　水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとる。

第７　県警察の活動

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第８　水道、電気、ガス、通信、放送関係

１　水道

必要な飲料水を供給する体制を確保する。

２　電　気

指定公共機関の中国電力株式会社岡山支社及び中国電力ネットワーク株式会社等の電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。

３　ガ　ス

(1) 指定地方公共機関であるガス事業者の岡山ガス株式会社及び一般社団法人岡山県ＬＰガス協会は、必要なガスを供給する体制を確保する。

(2) 岡山ガス株式会社等の都市ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定める。

４　通　信

通信各社は、第１章「総則」第３節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

５　放　送

(1) 指定公共機関の日本放送協会岡山放送局は、第１章「総則」第３節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

(2) 指定地方公共機関の各民放放送会社は、第１章「総則」第３節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

第９　金　融

指定公共機関の日本銀行岡山支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容は、第１章「総則」第３節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第10　交　通

１　道　路

(1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図る。

(2) 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第６項「交通対策」「１道路」に準ずる。

(3) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、車両の走行は極力抑制するようにするものとし、その周知方法の内容は第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第６項「交通対策」「１道路」に準ずる。

２　海上および航空

(1) 水島海上保安部、玉野海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第６項「交通対策」「２海上」に準じて行う。

(2) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第６項「交通対策」「２海上」に準じて行う。

(3) 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第６項「交通対策」「３航空」に準じて行う。

また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。

後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備する。

３　鉄　道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第６項「交通対策」「４鉄道」に準じて行う。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

第11　県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(1) 庁舎等公共施設に共通する事項

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

イ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク　各施設における緊急点検、巡視

上記のア～クにおける実施体制（クにおいては実施必要箇所を含む。）は、施設ごとに別に定める。

(2) 個別事項

ア　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ　河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ　幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法

エ　社会福祉施設にあっては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその現地本部が設置される庁舎等の管理者は、１の（１）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配

備に協力する。
(3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力する。

3　工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上、原則として中断する。

第12　滞留旅客等に対する措置

市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等の構築の措置を行う。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第２項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第２節「災害対策本部等の設置等」第２項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

なお、情報伝達に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。

第２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」

第２項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

なお、周知に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

(2) 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(3) 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

第３　災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第４　県のとるべき措置

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第６節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

１　施設整備計画作成の方針

避難場所、避難経路その他地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画作成に当たっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

２　実施内容

(1) 建築物、構造物等の不燃化・耐震化

第２章「地震・津波災害予防計画」第３節「地震・津波に強いまちづくり」第１項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」「３対策」「第１建物の不燃化・耐震化」に準ずる。

(2) 避難場所

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第５項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。なお、避難場所の整備に当たっては、次の事項に留意する。

ア　レベル２の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

イ　別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

(3) 避難経路

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第５項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

(4) 土砂災害防止施設

第２章「地震・津波災害予防計画」第３節「地震・津波に強いまちづくり」第２項「公共施設等災害予防計画」「第４砂防関係施設」に準ずる。

(5) 津波防護施設

第２章「地震・津波災害予防計画」第３節「地震・津波に強いまちづくり」第２項「公共施設等災害予防計画」「第７海岸保全施設」及び第９項「津波災害予防計画」「３対策」◎津波災害の予防計画「第３海岸等防災対策」に準ずる。

(6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第11項「消防等防災業務施設整備計画」に準ずる。

(7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港

第２章「地震・津波災害予防計画」第３節「地震・津波に強いまちづくり」第２項「公共施設等災害予防計画」「第１道路」及び「第８港湾施設、漁港施設」に準ずる。

(8) 通信施設

第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備

え（危機管理）」第２項「情報の収集連絡体制整備計画」に準ずる。

(9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市町及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備については、第２章「地震・津波災害予防計画」第３節「地震・津波に強いまちづくり」第１項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」「３対策」「第２まちの不燃化」に準じて行う。

第７節　防災訓練に関する事項

県は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を少なくとも年１回以上実施するよう努める。

県は、市町、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を実施する。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

(2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

(3) 警備及び交通規制訓練

なお、訓練計画は、第２章「地震・津波災害予防計画」第２節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第14項「行政機関防災訓練計画」に準ずる。

県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て実施する訓練に対し、必要な助言と指導を行うものとし、防災訓練の実施に当たって留意すべき事項は、下記のとおりとする。

(1) 津波からの避難については、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。

(2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなど、それぞれの状況を踏まえた実践的な訓練とする。

(3) 市町村、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。

(4) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(5) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の都府県等との連携を図ることに努める。

(6) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

１　県職員等に対する教育

県は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(3) 地震、津波に関する一般的な知識

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

２　地域住民等に対する教育・広報

県は、市町及び防災関係機関等と協力し、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。また、市町等に対し必要な助言を行うものとする。

なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意する。

地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容は、第２章「地震・津波災害予防計画」第１節「自立型の防災活動の促進」第１項「防災知識の普及啓発計画」及び第２項「防災教育の推進計画」に準じ、内容には少なくとも次の事項を含む。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(3) 地震、津波に関する一般的な知識

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(5) 正確な情報入手の方法

(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識

(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(9) 地域住民自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(10) 避難生活に関する知識

(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第２章「地震・津波災害予防計画」第１節「自立型の防災活動の促進」第１項「防災知識の普及啓発計画」に準ずる。

３　教育・広報の実施に当たっての留意事項

(1) 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。

(2) 地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、ＰＴＡ、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。

(3) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(4) 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。

(5) 教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体の Web サイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

(6) 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

(7) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

(8) 南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。

４　児童、生徒等に対する教育

県及び市町は、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

なお、防災教育の推進については、第２章「地震・津波災害予防計画」第１節「自立型の防災活動の促進」第２項「防災教育の推進計画」に準ずる。

５　防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市町が実施する研修に参加するよう努める。

第９節　南海トラフ地震に係る地震防災対策の施策目標等

南海トラフ地震に係る地震防災対策については、第１章に記載する本計画の目的、基本理念を踏まえ、ハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進する。

なお、基本的施策の計画等は次のとおりとする。

１　晴れの国おかやま生き活きプラン

「晴れの国おかやま生き活きプラン」に、令和７年度から令和10年度までの４年間で重点的に取り組む行動計画の一つとして設けた「防災対策強化プログラム」に定める重点施策に取り組み、その数値目標の達成を目指す。

２　岡山県国土強靱化地域計画

将来にわたって安心して暮らせる安全な地域であり続けるため、岡山県国土強靱化地域計画に基づき、市町村や民間事業者等と連携し、平時から限られた資源を有効に活用しながら県域の強靱化を着実に進め、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な地域経済社会の構築を図る。

３　地震防災対策緊急事業五箇年計画

避難場所、避難路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画により、整備を推進する。

第５章　地震・津波災害復旧・復興計画

第１節　復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第１項　地域の復旧・復興の基本方向の決定

１　県及び市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

２　被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

３　観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。

４　県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第２項　被災者等の生活再建等の支援

１　基本方針

県及び市町村は、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

２　対　策

［県、市町村］

県及び市町村は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

◎被災者等の生活再建等の支援
- 住まいの確保
- 生活資金等の支給等
- 被災者の見守り、相談支援等
- 被災者の中長期的な心のケア
- 雇用の確保等
- 迅速な罹災証明書の交付
- 情報、サービスの提供等

(1) 住まいの確保

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報提供や、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。

災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。

市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被

災者に明確に説明する。また、県は国と連携し、市町村の活動の支援に努める。

(2) 生活資金等の支給等

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。

被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう必要な措置を講じる。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、市町村が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。

また、県独自の支援措置として、県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

(3) 被災者の見守り、相談支援等

市町村は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。

(4) 被災者等の中長期的な心のケア

災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、市町村等が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

(5) 雇用の確保等

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

(6) 迅速な罹災証明書の交付

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災（りさい）証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、

各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

市町村は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

県は市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(7) 情報、サービスの提供等

被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

市町村は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

（8）復興事前準備の実施

県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努める。

第３項　被災中小企業の復興の支援

１　基本方針

県及び市町村は、被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

２　対　策

◎復興の支援

［県（産業労働部）］

（1）相談窓口の設置

岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行う。

また、商工会・商工会議所が設置する相談窓口等で支援制度についての情報提供を行う。

（2）対策会議の開催

被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。

（3）制度融資「危機対策資金」の取扱

セーフティネット保証４号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。

第４項　公共施設等の復旧・復興計画

１　基本方針

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

このため、復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

国及び県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

県警察は、県及び市町村と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握を努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努める。

２　対　策

◎公共施設等の復旧・復興計画
- 基本方向の決定
- 迅速な復旧事業計画の作成
- さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

(1) 基本方向の決定

［県（関係各部等）、市町村］

県及び市町村は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

［県、市町村］

県及び市町村は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

［県、市町村］

県及び市町村は、被害想定を踏まえ、平時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドライ

ンを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。

また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては次の点に留意する。

ア　関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

イ　土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

ウ　被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用するとともに、特定行政庁（県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市、新見市）は、建築基準法による建築制限区域の設定や応急仮設物に対する適用除外区域の指定等を行い、復興計画のスムーズな実施に努める。

エ　学校とまちづくりの連携

県及び市町村は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第５項　激甚災害の指定に関する計画

１　基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることにかんがみ、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

２　対　策

◎激甚災害の指定に関する計画 ┬ 被害情報の収集
　　└ 激甚災害の早期指定

(1) 被害情報の収集

［県（関係各部等）、市町村］

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、県及び市町村においては、国の早期指定のためにも、各種施設ごとの正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

ア　県

各部局はそれぞれが所管する公共施設等に関する被害状況の収集に努め、その被害の程度を速やかに知事に報告するとともに、その指示に従い、激甚法等において規定する事業種別に、被害額、復旧事業に要する負担額その他必要な事項について調査する。

イ　市町村

市町村においては、当該市町村区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

(2) 激甚災害の早期指定

［県］

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、ある市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局激」がある。県では被害状況を勘案し、これらの指定について、防災所管課である危機管理課が総合的な窓口として、国との連絡調整に努めるとともに、各関係部局においても、国の関係省庁との連絡を密接にし、早期指定の促進を図る。

＜激甚災害指定のフロー＞

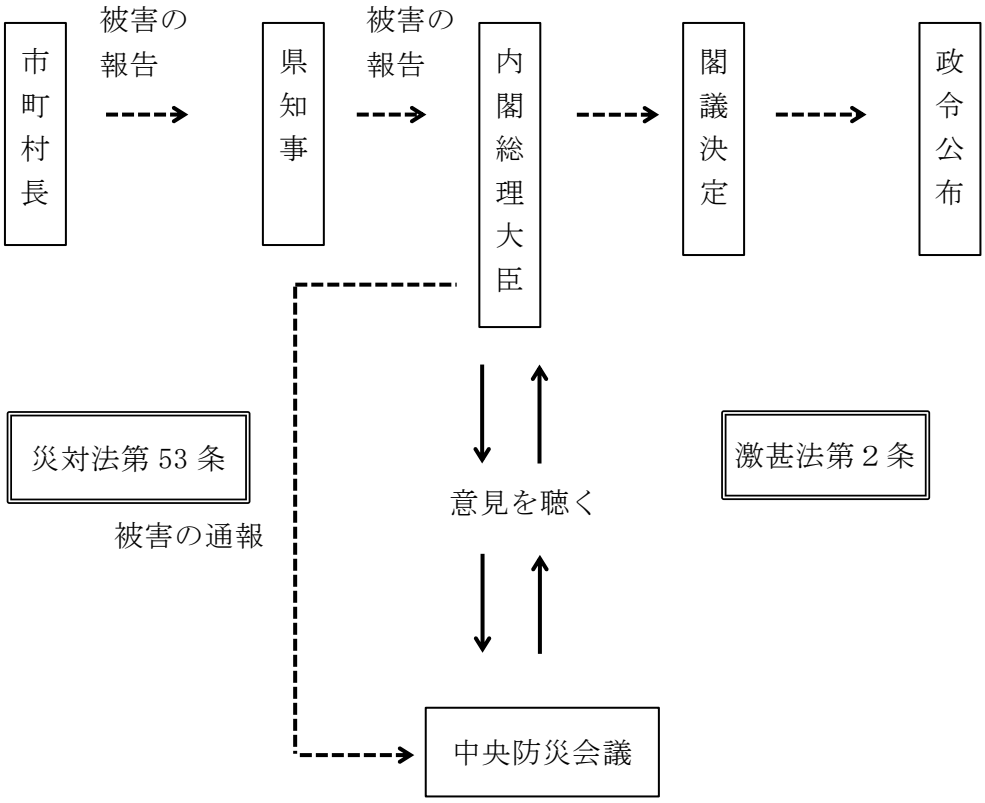
市町村長
被害の報告
県知事
被害の報告
内閣総理大臣
閣議決定
政令公布
災対法第 53 条
被害の通報
意見を聴く
激甚法第２条
中央防災会議

第６項　津波災害からの復興計画

１　津波による被害を受けた被災地復興（防災まちづくり）

被災地の復興では、災害前の状況に戻すことにとどまらず、より優れた状態とする「よりよい復興」の実現を目指すべきである。このため、県及び市町村は、必要に応じ、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、以下の点に留意して住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、計画作成段階から住民との対話を十分行い、都市のあるべき姿を明確にし、住民との協働により将来に悔いのないまちづくりに取り組む。

なお、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(1) 高台移転も含めた総合的な市街地の再整備

津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。

その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

(2) 浸水の危険性の低い地域の土地利用計画

必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を策定する。

(3) 短時間で避難可能な避難場所等の計画的整備

短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を行う。その際、都市公園等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

２　農林漁業の復興支援

県及び市町村は、津波災害が沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策及びがれき等の撤去、漁場及び水産業の一体的復旧等十分留意して行う。

第２節　財政援助等

第１項　災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

１　基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

２　対　策

◎災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画
- 法律等により一部負担又は補助するもの
- 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

ア　法　律

（ア）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
（イ）公立学校施設災害復旧費国庫負担法
（ウ）公営住宅法
（エ）土地区画整理法
（オ）海岸法
（カ）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
（キ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（ク）予防接種法
（ケ）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
（コ）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）
（サ）防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ　要綱等

（ア）公立諸学校建物其他災害復旧費補助
（イ）都市災害復旧事業国庫補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりとなっており、県及び市町村は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定

を受けられるよう努める。

ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（ア）公共土木施設災害復旧事業

（イ）公共土木施設災害関連事業

（ウ）公立学校施設災害復旧事業

（エ）公営住宅等災害復旧事業

（オ）生活保護施設災害復旧事業

（カ）児童福祉施設災害復旧事業

（キ）老人福祉施設災害復旧事業

（ク）身体障害者更生援護施設災害復旧事業

（ケ）婦人保護施設災害復旧事業

（コ）感染症指定医療機関災害復旧事業

（サ）感染症予防事業

（シ）堆積（たいせき）土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）

（ス）湛水排除事業

イ　農林水産業に関する特別の助成

（ア）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

（イ）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

（ウ）開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

（エ）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

（オ）森林組合等の行う堆積（たいせき）土砂の排除事業に対する補助

（カ）土地改良区等の行う湛水（たんすい）排除事業に対する補助

（キ）共同利用小型漁船の建造費の補助

（ク）森林災害復旧事業に対する補助

ウ　中小企業に対する特別の助成

（ア）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

（イ）小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例

（ウ）事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　その他の財政援助措置

（ア）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

（イ）私立学校施設災害復旧事業に対する補助

（ウ）市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

（エ）母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

（オ）水防資材費の補助の特例

（カ）罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

（キ）公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

（ク）雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第２項　災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

１　基本方針

地震により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、県、市町村、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

２　対　策

◎災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画
- 個人被災者への融資等
- 被災中小企業への融資等
- 農林漁業関係者への融資等
- 住宅関連融資等

(1) 個人被災者への融資等

［県（危機管理課、子ども・福祉部）、市町村、社会福祉協議会］

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、市町村その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。

ア　災害弔慰金の支給（市町村）

地震により死亡した者の遺族に対して市町村を通じて災害弔慰金を支給する。

イ　災害障害見舞金の支給（市町村）

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して市町村を通じて災害障害見舞金を支給する。

ウ　被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

エ　県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給（県）

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

オ　子ども災害見舞金の支給（県）

自然災害により、主に住居の用に供している建物が一定以上の被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

カ　災害援護資金の貸付け（市町村）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して市町村を通じて災害援護資金を貸し付ける。

キ　生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）

地震により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸し付ける。

ク　母子父子寡婦福祉資金の貸付け（県、市町村）

地震により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童、寡婦に対して、県及び市町

村は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

ケ　公的負担の免除等

県及び市町村は、被災状況等を勘案し、必要に応じて税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

コ　罹災証明書の交付

市町村は、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明書を交付する。

サ　被災者への広報

市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、可能な限り総合的な相談窓口等を設置する。

(2) 被災中小企業への融資等

［県（産業労働部）、市町村］

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県及び市町村は次の措置を実施する。

ア　中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

イ　金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

ウ　信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

エ　特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。

オ　市町村及び中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

カ　岡山県中小企業支援資金融資制度による融資を優先的に行う。

キ　国、県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(3) 農林漁業関係者への融資等

［県、市町村］

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に県、市町村は次の措置を実施する。

ア　天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

イ　株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。

ウ　農業保険法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

(4) 住宅関連融資等

［県（土木部）、市町村］

県及び市町村は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による次の資金の融通が適用される場合は、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。

ア　災害復興住宅資金
イ　地すべり等関連住宅資金
ウ　宅地防災工事資金
エ　産業労働者住宅資金
オ　マイホーム新築資金
カ　リフォームローン

第３項　義援金の配分計画

１　基本方針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

２　対　策

［県（子ども・福祉部）、義援金募集団体］

(1) 義援金の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金を募集する。

(2) 義援金の受付

県及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金を受け付ける。

(3) 義援金の配分

県、関係団体及び被災市町村等は、義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

第３節　復旧・復興推進本部

第１項　復旧・復興推進本部の設置

県は、地震により被害を受けた地域が県内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復旧・復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受け、復旧・復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復旧・復興推進本部を設置する。

復旧・復興推進本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復旧・復興に向けた全体像を県民に明確に示すとともに、復旧・復興事業を計画的に推進する。

第２項　復旧・復興推進本部の役割及び災害対策本部との関係

復旧・復興推進本部は、復旧・復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に推進する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、復旧・復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、復旧・復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第３項　復旧・復興推進本部の組織

本部長　　知事
副本部長　副知事
本部員　　危機管理監、知事室長、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健医療部長、子ども・福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、公営企業管理者、教育長、警察本部長

上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。なお、災害の状況に応じ、現地復旧・復興推進本部の設置を検討する。

本部員は、本部長の命を受け、復旧・復興に係る事務事業を企画立案し、実施するとともに、担当事務事業の執行状況を本部長に報告する。

（資料編）
第11章　防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1101（16））

第４節　復興方針等の策定

第１項　復興方針の策定

県は、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被害地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに同法第９条に基づく県の復興方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

県の復興方針には次に掲げる事項を定める。

１　大規模災害からの復興の目標に関する事項

２　大規模災害からの復興のために県が実施すべき施策に関する方針

３　県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

４　その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項

第２項　復興計画の策定

県は、必要な場合は、迅速に復興が図られるよう復興における最上位計画として復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を県民に明らかにする。

また、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の策定に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村、住民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

併せて、国や関係機関等の復興計画等と整合を図る。

第３項　復興計画の内容

復興計画の内容は、災害の規模、被災の状況等を踏まえ定めることとするが、基本的に次の事項を記載する。

１　復興に関する基本方針

２　復興に関する基本目標

３　復興計画の目標年次、手順

４　復興計画の対象地域

５　復興に関する施策、復興事業

６　復興事業の進行管理

復興計画に加え、本部長が必要と認めるときは、個別の分野ごとの復興計画の策定を検討する。

第４項　復興財源の確保

県は災害後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な財源確保を図るとともに、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債充当率の引き上げ、復興に係る特別交付税措置、復興基金の設置など十分な支援を国へ要望する。

第５節　市町村復興本部の設置及び市町村復興計画

第１項　市町村復興本部の設置

市町村は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。

第２項　市町村復興計画

市町村は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、同法第10条に基づく復興計画を策定することができる。

市町村の復興計画は、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、県と共同で策定することができる。

市町村は、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

市町村は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

１　復興計画の区域
２　復興計画の目標
３　被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
４　復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
５　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
６　復興計画の期間
７　その他復興事業の実施に関し必要な事項

岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）作成・修正の経緯

平成８年５月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の作成
平成10年３月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成11年３月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成12年３月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成13年３月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成14年３月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成15年３月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成16年６月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
　　東南海・南海地震防災対策推進計画の作成
平成17年６月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成18年６月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成19年６月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成20年７月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成21年７月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成23年３月　岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成24年３月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
平成25年９月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
平成26年９月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
　　南海トラフ地震防災対策推進計画の作成
平成27年12月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
平成28年10月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
平成30年２月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
令和元年７月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
令和２年２月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
令和３年３月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
令和４年２月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
令和５年２月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
令和６年２月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正
令和７年２月　岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正

岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）
― 令和８年 月修正 ―
発 行 令和８年 月
編 集 岡山県防災会議（事務局：岡山県危機管理課）
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目４番６号
電話 086-226-7293